

2013年9月

No.12



目 次 Contents

〈論 文〉 小 川 竹 一:沖縄における入会権と軍用地料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
川 元 恵美子:久高島における伝統的信仰と高齢者福祉をめぐる現状 ーエンド・オブ・ライフケアとスピリチュアルケアの視点から――――――――――――――――――――――――――――――――――――	23
〈研究ノート〉 髙 良 沙 哉:憲法「改正」論議の批判的検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ŀ5
西村愛里:大学生のデートDVの実態(1) 一沖縄大学学生へのアンケート調査における被害・加害の実態――――― 5 NISHIMURA Eri, The Actual Condition of the University Student's Dating Violence(1) ―Realities of Damage and Doing Damage in the Questionnaire Survey of Okinawa University Stuedents―	57
牧 洋一郎:軍事基地問題に翻弄される馬毛島・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
仲宗根 京 子:モトブシーサイドプラザ事件判決 一「商号続用」責任、「債務引受広告」の意義を巡って— ················ 8 NAKASONE Kyoko, Case study on "Motobu Seaside Plaza vs. Travel Agencies"	39
〈翻 訳〉 新 崎 盛 暉:半世紀間の沖縄思想史における問題意識の転換 一新崎盛暉との対話―・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)7
〈研究班報告〉 加藤彰彦・嘉数千賀子・嘉数 睦・横山正見:沖縄の子ども生活環境形成に関する考察 11 KATO Akihiko, KAKAZU Chikako, KAKAZU Mutsumi, YOKOYAMA Masami, Study on Children's Growth Environment in Okinawa.	17

投稿規程·編集後記

沖縄における入会権と軍用地料

小川竹一*

Common Right and Charge of Military Reservation in Okinawa

OGAWA Takekazu

要旨

沖縄の入会権について、その形成の歴史過程と、近年における裁判例について概説し、入会権についての具体的な諸問題を検証する。

また、中北部の入会地が、米軍用地として接収を受け、現在は巨額の軍用地料の支払いや配分を 受けている。この軍用地料の影響を、地域社会の構造(行政区と入会集団との関係)に則して、検 討する。

要 約

沖縄の入会権の歴史的変遷を 部落=入会集団の側から見れば、官民有区分、入会林野統一事業、 米軍基地による接収により、3回にわたる収奪を受けている。

また、戦後において入会紛争が訴訟によって争われた事例も多く、少なからず、上記の歴史過程を反映した、事件内容になっている。

部落有林野統一事業により、区(部落)所在の入会地は、市町村有地となり、区の入会権は地役的入会権となった。これらの入会地が、米軍用地となっている場合には、軍用地料が自治体に入り、これが、区(入会集団)に分収される。

この軍用地料の分収が、地域、福利のために費消される一方、旧住民(入会集団)と新住民との関係、融合的になるのを阻むような地域社会構成が見られる。

本稿は、入会訴訟や、軍用地料配分において、現れてきた、沖縄の地域社会のあり方を、概観するものである。

キーワード: 入会権、軍用地料、区と入会集団との関係

1. 問題意識

- 4. 軍用地料の配分をめぐる訴訟事例
- 2. 沖縄の入会権形成の特色
- 5. 軍用地料をめぐる論議
- 3. 沖縄における入会紛争の例
- 6. 結びにかえて

-1-

^{*} 愛媛大学法文学部教授、沖縄大学地域研究所特別研究員

1. 問題意識

本稿では、近年の沖縄の入会権をめぐる様々な問題を取り上げる。まず、第一に、最近の 紛争事例について紹介、検討する。そして、第二に、紛争事例とも関連するが、沖縄に特有 である米軍軍地内の入会権がどのよう問題を抱えているのかを、検討する。

紛争事例の多くは、ダム問題、開発問題、ゴミ処理場問題、軍用地問題などの社会問題を背景にしていたために注目を浴びた。特に、沖縄の貴重な自然環境が残っている山林に村が一般廃棄物処理場を計画した事件であり、ヤンバルの自然環境の保全にも係わっていた。また、入会林野が米軍用地となり巨額の軍用地料を得て配分している入会集団から女性が排除されて権利を認められていないことの当否が争われ、軍用地料のあり方や地域での女性の地位の問題が注目された。

これらの問題の背景にあるのは、自治体と部落との争いであれば、入会林野に対する自治体と地元との価値観の相違が、入会集団内部の対立であれば、軍用地料に対する部落内部の価値観の相違があらわれている。

本稿では、入会紛争に凝縮して表れている地域での対立の要因に留意しながら、入会紛争 事例分析する。また、紛争の種を孕んでいる入会権に対する補償としての軍用地料の配分関 係から、非入会権者住民を含む自治的組織である区(部落)と入会集団との関係を分析する。

2. 沖縄の入会権形成の特色

現在の沖縄の入会紛争を検討するときに、現在の沖縄の入会地がどのようにして形成されてきたのを把握しておく必要がある。歴史の経緯の中で生じた問題が、現在の事件の中に関係してくるのである。

	内 容	これによって 生じた事態	入会権の変化	住民の利害
第一回収奪	杣山官有地編入	杣山荒廃、盗伐、 住民の不満	部落への杣山払下 げ	代金住民負担
第二回収奪	市町村有地化(部 落 有 林 野 統 一 事 業)	部落の抵抗、町村 による部落の入会 権の保障の約束	地役権的入会権へ の転化分収慣行の 形成	村に林産物税の支 払い 村との分収協定
第三回収奪	米軍基地囲込み	賃料の排他的確保 の必要性 入会地の管理機能 の喪失	軍用地料管理のための団体形成	軍用地料の配分

表1 沖縄における入会地の収奪

部落の側からすると、入会権が何度か国家や米軍によって収奪に会っている。それによって生じた変化が現在に影響を及ぼしている¹。

第一回の収奪は、明治期における杣山の官有林への編入である。

琉球王国の時代に、林野の管理制度が形成され、杣山(山林)について、王府に属するもの

とするとしたが、その管理の責任について、地元部落が負ったのと引き換えに、地元部落は、 自己が管理する山に入って林産物を採取する権限を有することになった。

明治時代になると、明治政府は、明治12年に琉球王国を琉球藩に変えさせたあと、琉球藩を沖縄県としたが、地租改正などの改革は、当面行わないものとされ、旧慣温存策がとられた。明治32 (1899) 年に、「沖縄県土地整理法」が交布され、土地改革が行われた。山林については、地元部落が入会っているような事実があり、日本における官民有地区分では民有地に分類される場合であっても、多くは国有地に編入された。なお、耕地については、地割制度を廃止して、個々に所有者を定めた。明治36年に土地整理が完了した。

第二回は、杣山払下げによって部落有地となった土地を町村有地としたことであった。 杣山の多くが、国有地とされたために、住民らは、盗伐を行ったり、管理を行なわなくなっ たりしたので、杣山が荒廃してしまった。このため、明治39年には杣山を払い下げることと し、地元部落が年賦金を負担して、払下げを受けた。当初15年賦であったが、高額のため払 いきれないので、30年賦と変更され、昭和12年頃ようやく払い終わった²。

だが、大正時代から始まった部落有林野統一政策によって、部落財産である入会地を町村に無償贈与するように迫る政策が進められ、昭和初期にかけて、部落の生活領域に近い林野あるいは原野を残して、市町村名義になった。このときに、部落が払下げ代金を負担していた得た土地であったことから、これまで通りの入会利用を保障し、山林からあがる収益については分収するという条件で行われた。これが、今日でも、市町村有地の賃貸料・軍用地料などにつき、地元部落が分収を受ける根拠として意識されている。

第三回は、これらの町村有あるいは部落有入会林野が米軍基地へと囲いこまれ、住民の入 会権行使ができなくなったことである。

中部及び北部の杣山は、米軍基地·演習場として広大な面積が囲い込まれた。これにより、 住民は、次第に山に入ることができなくなった。

これに対して、昭和32年頃から地料が支払われ、いくらかの経済的価値が生じた。復帰後は、 軍用利料が6倍に跳ね上がり毎年増額していったので、金銭的収益を生むものとなった。 市 町村有地上にある地役権的入会権の効果として、市町村と区あるいは入会団体は各地によっ て配分割合が異なるが、5対5などと定めて分収を行っている。

高額軍用地料が得られる反面、望ましくない軍事施設が建設され、入会権者としての現実的な使用収益権能がすべて奪われている状況である。金武区の演習場においては、高速道路をまたいで実弾演習が行われ、並里地区に被弾の危険などが生じたり、あるいは、嘗ては枯葉剤などを用いた演習が行われた疑いもあったりした。これらは、入会地に対する深刻な侵害行為として捉えなければならない。

入会権が利益配分権化し、実際の土地には管理・統制を及ぼすことができなくなっていて、 入会権が有していた土地の総有的支配という実体的権利からの遊離が進んでいる。かろうじて、 入会集団が、軍用利料を総有的に管理していることによって、 入会権的実態が残ってい ると言えよう。入会権の非実体化が進み、軍用地料収取権となっている。入会権の基盤たる 土地そのものの管理から遊離してしまっているために、入会権者の範囲を定めるのもすべて 軍用地料配分の観点からなされる事例が生じてきている。

1960年代のガス・電気の普及によって、薪炭の需要が減少し、林産物による収益が無くなって来て、入会山林では、経済的利用のみならず日常的な利用も減少していった。それに対し、基地が所在するところでは、高額な地代を生み出すという特権的事態が生じたのであった。この特権を活用して、住民の生活の便益のために使用している場合もある。この特権を確保するために、一部の区では、入会団体の構成員を限定しようとすることになった。だが、そのような限定基準は、入会権の実体利用から生み出された慣習規範から遊離していく可能性がある。かって沖縄の入会規範が有していた平等性への志向が失われ、地域の混住化が進む中で、住民の中に不平等感が生じてくることもある。

かっては共同体の基盤だった入会権であるが、それが、軍用地料の配分権と化したときに、 地域の共同的関係の分裂を招く結果になる可能性が生じたり、新たな移住者に対して閉鎖的 になったりして、地域の共同性を築く障害になる可能性がある。

3. 沖縄における入会紛争の例

3.1 入会紛争事例の類型

訴訟がなされた紛争の内容は、①入会地の所有権あるいは地役権的入会権の存在、②分収 金配分、③入会地保全、にかかわるものである。

①入会地の帰属あるいは入会権の存在をめぐる訴訟類型、共有的入会権の場合は、所有権の帰属を争い、地役権的入会権の場合は、入会権の存在が争われる。熱田区対渡口組合事件(共有的入会権)、硫黄鳥島事件(地役権入会権)、来間島事件(地役権的入会権)である。

硫黄鳥島事件は、硫黄鳥島が米軍演習場設置に使われるのではないかとの懸念から、これに反対するためであるとの名目が述べられている。真栄里事件は、部落共有地について、企業による買収問題が生じたことにより、買収を容易にする手段として入会権消滅決議により共有権化を図ったことに対し、部落有地を保全するために入会権者の少数者が、入会権の消滅決議の無効を訴えた事件である。

②分収金の配分をめぐる訴訟類型。これは、町村有地上の入会権に対して収益や補償金が発生した場合に、地役的入会権者たる入会集団が分収慣行に基づき配分を求めた事件と、入会集団の内部における配分権(構成員権)をめぐる事件とがある。これらは、自治体における集落間の対立、あるいは集落内部での対立を反映している事件類型である。

③入会地の保全をめぐる類型。現実的な入会地の開発、破壊行為に対して、入会地の保全のために、入会権を主張する事案である。

真栄里事件は、入会地の消滅決議をする必然性がないところに、弁護士が積極的に、消滅 決議を働きかけて紛争の種をまいた事件である。これに対して、入会地の保全のために、消 滅決議の無効を訴え認められた事件であった。

辺戸区事件は、国頭村が村有地上に一般廃棄物処理施設建設を計画し、地元の反対を無視して工事を開始したことに対して、辺戸区が地役権的入会権を主張して、工事の中止を求めた事件である。

3.2 硫黄鳥島事件

(那覇地裁1994年3月30日判決、入会権確認請求事件判例地方自治130号事件控訴審判決(福岡高裁那覇支部1995年3月3日判決、判例地方自治155号所収)

事件は、火山噴火のため、全島民退去となった島(旧具志川村所属)に、旧島民の入会権が存在を争った事件である。旧島民が、島が所属する具志川村(当時)に対して所有権確認を求めた。1審では、原告住民が敗訴し、控訴審では、仮に旧島民に総有権があったとしても立ち退き際、新たな土地が与えられ、無人島となる島から完全に移転することが前提とされていたのであり、入会権の存在は考えられない、とした。

事件には、沖縄における歴史的事情が絡んでいる。

硫黄鳥島事件では、米軍射爆が行われる懸念をきっかけに提訴がなされた。

金武並里事件では、沖縄戦後の混乱時代の居住地指定の影響で、行政区から分離させられた住民が入会権の行使ができなり、軍用地料の配分を受けることができなくなった事案である。金武女子孫事件は、軍用地料配分の資格を認められない女子孫が配分資格を求めて提訴した事件である。

3.3 川田区対東村事件

(那覇地裁1996年2月2日判決、判例地方自治143号所収)

東村の村有地上に、川田部落は地役権的入会権を有していた。本件入会地につき、村は、福地ダム水没および集水地域予定地として、1967年から琉球政府水道公社に、そして復帰後引き継いだ日本政府に賃貸し賃料を得ていた。これを区との間で分収することとし、村は区に賃貸料の4割を支払っていた。福地ダムは、1974年に完成した。

ところが、1979年度には、水没予定地を約4億80万円で国に売却したが、区には配分しなかった。1980年に至り村議会は、区の抗議にもかかわらず、分収割合を3割にした。1981年以降は、全く配分しなくなった。

このため、1984年に至り、区が村に対して、入会権の確認と分収金の配分を求めた訴訟である。

判決は、区が地役権的入会権を有していたことを認め、昭和40年代初めまで山林利用に区が統制を及ぼしていたことを認定した。村は、区に支払っていた金銭は、行政補助金であって、入会権の分収金ではないとしたが、判決は実質的に分収金にほかならないとした。

判決はダム用地として入会的利用ができなくなったことを契約的利用への転換として捉

え、入会権が「賃料分収権」という債権的性格に変容して存続したとする。

この事件において、沖縄の入会権の歴史や分収慣行をやや詳しく認定したことで、この後の訴訟においても参照されるべきでものとなった。(沖縄における入会訴訟を振り返ってみると、住民の訴えを正しく入会権として構成して主張できる弁護士に巡り合えなかったことで、不適切な訴訟を行った事例がみられた。川田区事件では、入会権研究者であった黒木三郎早稲田大学教授の鑑定書を得ることができたことで、正当な入会権の認識に基づいて判決がなされた²。

3.4 石垣真栄里入会組合事件

①入会権(持分権者)対共有権者組合判決(那覇地裁石垣支部-入会権確認諾求事件-1987年提訴・1990年9月26日判決、判例時報396号、判例タイムス767号、控訴審判決(福岡高裁那覇支部-1994年3月1日判決、判例タイズ880号)

電力会社の土地取得の働かきかけをきっかけとして、石垣島の真栄里部落の多数の者が、新里恵二弁護士の助言のもと真栄里入会組合の入会権を消滅させる目的で、単なる共有権として、共有権者60名による三原共有者組合を設立した。その後、単独所有に分割する予定であった。これに対し、入会持分権を主張する原告6名が、入会権消滅手続きの無効を訴えた事件である。原告X1-4は、真栄里出身者で、入会権者として認められてきた者であり、X5は、かつて入会権を有していたが、他出してから20年間連絡が途絶えた後、帰郷した。X6は、他部落出身で妻が真栄里出身で戦前台湾で婚姻し、昭和21年真栄里に移住した。X3X4は、部落の役職をつとめるなど部落構成員として認められていた。

Xらは、入会権消滅決議に入会権者のうち12名の者が欠席していてその後も同意取得の手続きがなされていなかったこと、X5.6は、入会権者資格を有するのに排除されていたことを主張し、入会権消滅決議の無効を主張した。X5は、帰郷者の入会権取得の問題、X6は、他部落出身者で部落構成員(公民館=自治会)として認められた者の入会権を取得できるかという問題である。石垣では、自治組織を新旧住人が加入する公民館に改めていた。

福岡高裁那覇支部判決は、X1-4の主張を認め、これらの者を排除してなされた入会権 消滅手続きを無効であるとした。しかし、X5については、かつて入会地を利用していたと しても、長期間部落を離れて帰郷して定住しているが、それだけでは入会権を取得したとは いえないとし、X6については、妻が本部落出身者で本人も公民館(自治会)の活動をして、 入会団体の構成員と認めていなかった、とした。

入会地を共有地に変更して単独所有にし、売却を容易にしようという入会権の消滅の企図に対して、入会権と共有権との相違の理解の徹底が同意の前提となるなど消滅手続の厳格さを要求したことに意義がある。現在、部落から離れている者に対しても、帰郷する可能性が高い場合には入会権を取得可能性があるのだから、これらの者にも通知すべきとしたことは、離島では一旦「旅に出て」内地で働き、再び帰郷することが多い実状を反映するものである。

ただし、X5,6に対して入会権取得を認めなかったのは、旧来の入会地での牛の繋留などをしていなかったことを指摘しているのは疑問である。旧来的利用がなされなくっているので、入会地の管理の決定等への参加を基準とすべきである。

本件においては、中尾英俊西南大学教授(当時)が深く関与されたことが、正当な裁判結果につながったと言えよう。

3.5 辺戸区住民対国頭村事件(一般廃棄物処理場建設禁止仮処分事件)

那覇地裁2001年10月3日決定(中尾英俊編『戦後入会判決集第3巻』に所収。)

村が村有地に地元住民の同意無しに一般廃棄物処理施設を建設しようとしたことに対し、 住民か入会権を根拠に工事中止を求めた仮処分訴訟である。

本件は一般廃棄物最終処理場の建設禁止仮処分が認められた事件である。辺戸区事件は、 村有地上に地元部落の入会権が存続しているかが争点となった。

国頭村は、現在使用中の廃棄物処理場が使用できなくなるため、新たな建設用地として、辺戸区の村有山林を選び、議会議決を経て、建設を行うことになった。これに対し、辺戸区は同意せず、2000年6月頃から、予定地において監視テントを建て、工事を阻止しようとするとともに、仮処分申請を行った。9月の仮処分の最終の審尋直前、村は、区民を排除して、本件山林の立木をほぼ伐採した。

本件山林は、敗戦後からガスが普及する1960年代初めまでは、盛んに薪採取が行われた。 その後、徐々に利用が減り、近年ではほとんどそのような利用はされていない。そのため、 天然に森が回復し、ヤンバルの森の貴重な生物たちが多数生息する環境になっていた。また、 特に重要なのは、水源が汚染される可能性に対する懸念であった。

部落の居住者は60歳以上の世帯が大多数を占め、老人会が中心となって、朝から夕方まで、 2ヶ月間監視テントを設置して工事着工を阻止しようとした。老人たちは、「山原昔の青年 ホームページ」を立ち上げ、状況を全国に情報発信していた。

村側は、住民が入会地を利用しなくなっており、入会権は消滅したと見られることなどを主張した 4 。

村側の主張は、入会権を下草刈や薪採取、炭焼きなどの入会稼ぎのような古典的利用に認定して理解するものであり、誤解に基づいている。入会権の本質は、入会集団が、入会地に管理・統制を及ぼし、集団構成員は、その統制のもとに入会地を利用・保全していることである。この利用・保全には、環境を改変しないで現状を維持するということも含まれる。

村有地がNTT等に賃貸されていてその分収金が区に交付されていること、そして、区の総会において、山林管理について決定されている事実から入会集団が存続していることを認めて、入会権が消滅しているとの被告主張を斥けた。

国頭村は、村と区との間の分収慣行により、村有地を賃貸して得た収益は、条例により従来から、5対5の割合で分収していた。また、村が第三者に村有地を貸付けるときには、区

の同意を得ることが慣行になっていたことが認定された。この収益は、区の会計の中に入って、区民総会で予算が決定されている⁵。

3.6 辺戸入会権訴訟の社会的関心

辺戸区事件は、一般廃棄物処理場建設などが、過疎の山林に計画される事例が多いことから、現代的な入会紛争の類型である。本件は、沖縄の自然環境保全の意義も担っていたので大きな社会的関心を呼び、県内外の関心を呼んだ。入会権の意義が報道を通じて認知された意義は大きかった⁶。

住民には、しっかりと山林保護意識が根づいていることを窺わせる事例であった。村側に 山林の自然保護や入会権の認識が薄れているのと対照的であった。

ただし、地元部落側も、自分たちの主張がどのような法的権利であるのかを明確な認識はなかった。入会権という専門用語を聞いたことがなかったが、ただ、あの山は、部落の山であるとか、公有林であるという意識で自分たちに断り無しには、伐採したり、手を加えたり、賃貸したりすることはできないという権利意識は明確にあった。入会権の認識が薄れていく中で、入会権の重大性が確認され、自然の保全へとつながったことの実際的意味は大きかった。

区は、仮処分事件とは別に、村を被告として、入会林野の違法な伐採による損害賠償請求訴訟を提起した。村は、本件決定に対する請求異議の訴えを提起していたところ、2004年7月13日那覇地裁で和解が成立した。村は、150万円を支払い、県の指針に従い造林に努めるとした。廃棄物処理問題は実質的に、2002年12月に、国頭村宇嘉区が受入れを表明し建設を行うことが決定して解決していた⁷。

部落住民が、入会権を守るため、訴訟によるほかはないとしても、適切な弁護士を見つけるのが大変困難であるが、辺戸の場合は、地元出身者と環境問題に関心を持つ関西の弁護士と縁があったことに助けられた。

4. 軍用地料配分をめぐる訴訟事例

4.1 金武入会団体対入会権者女子孫事件

(入会団体地位確認事件、那覇地裁2005年11月19日、福岡高裁那覇支部2003年 9 月 7 日判決、最高裁2008年 3 月17日判決) 8

軍用地として使用されている町有地上に入会権を有する入会団体が、会員(入会権者)は 男子孫世帯主のみであるとして、他村出身者夫との世帯を持つ女子孫らに対して、軍用地料 配分を拒否した。世帯主夫が他村出身者であるので、入会集団構成員とは認められないとい う論理であった。これに対して女子孫26名が、入会権者資格確認と軍用地料配分を求めた事 件である。第一審では、原告が勝訴し、控訴審では、敗訴し、最高裁では夫死亡により世帯 主となった2名についてのみ、同じ世帯主でありながら構成員資格を否定することは憲法の 平等原則、民法の公序良俗規範に反するとして一部棄却差戻し判決を得た。入会権は世帯主に属する権利であり、一般的に夫を世帯主とする慣習を認めたうえで、女子孫が世帯主である場合に、入会権を認めないのは差別的扱いがあることを問題として、破棄差戻ししたものであった。実質的敗訴は、原告の女子孫らの主張の不十分さにも帰因する。

差戻し後、和解が成立し、部落民会(入会集団)規約を改正し、女性の世帯主(単身者で独立した世帯のもの)に資格を認めたが、従前通り、他村出身夫=金武妻世帯には権利は認められていない。当初、原告らが、訴えの目的として、軍用地料の配分が、不労所得となり、青年の勤労意欲をそぐなど、地域に悪影響を与えている事態を変えるために発言権を持ちたいということであった。結果として、多くの独身女子孫が新たに、配分金を受ける状況になった。

社会的注目を受け、原告を支援する動きも活発であったが、訴訟遂行にあたっては、ほとんど入会権理論として的を射ない、論理と不十分な立証に推移してしまったことは残念でならない。

原告弁護団は、入会権を個人的権利として捉え、子孫だれもが、男女平等に継承する権利として構成し、第1審はこの論理を容れて原告勝訴となったものの、控訴審での敗訴を受けても、上告に至るまでこの構成を変えることなく、敗訴に至ってしまった。控訴審判決の論理を打ち破る法的構成や立証がなされることがなかった。

差戻し審での審理中に、和解が成立し、夫死亡後金武で単身世帯であるX!を正会員と認め、夫死亡後姪夫婦同居していたX2については過去分の配分を認めないという条件で正会員資格を認めた。さらに総額10億円の和解金を支払った。

また、和解に先立ち、入会権者会則を変更し、女子でも世帯主であれば、正会員となり、婚姻して世帯主でなくなると会員資格を失うというものであった。つまり、独身の娘が成人して単身世帯を構えれば、資格を取得し、他地域出身夫と婚姻すれば、会員資格を失うことになる。これにより400名近く、会員が増え、会員数は1000名近くになった。

4.2 並里区軍用地配分請求訴訟事件

旧並里区住民対並里入会団体事件(入会団体地位確認請求事件、那覇地裁2008年3月22日 判決、福岡高裁那覇支部2009年4月19日判決、最高裁2009年12月20日判決)⁹

戦前において、並里区の一組であったが、戦後、行政区が分離され新行政区の住民になったことによって、入会集団から排除され、入会地の管理に参加する機会が奪われ、以後入会集団から離脱したものと扱われ、軍用地料の配分を受けることができなくなった。

このため、入会権者の地位確認を求めて訴訟を提起した事件である。 1 審 2 審で敗訴し、 最高裁でも敗訴が確定した。

旧並里区住民で、行政区画の変更のため戦後中川区住民となった者たちは、幾たびか、入会権者たることを認めるように、求めてきた。昭和51年に至り、中川区の区長であった者が、

金武村(当時)の軍用地料配分の方式が、地方自治法に違反するとして提訴するなどしてきた。

1審判決において、原告らが、入会集団が行う賦役や会合に長期間にわたり参加しなくなり、入会集団から離脱し、入会権を喪失したものと認定した。控訴審においては、原告は、行政区の分離は分村であり、入会地の分割などの手続きが必要となるのに行われておらず、一方的に入会権を消滅させることはできないと主張した。しかし、控訴審も1審判決を踏襲し、最高裁においても、上告棄却となり、原告敗訴が確定した。

戦後の混乱期において、行政上の都合から生じた事件であり、その後の展開で入会地が米軍に接収されたために、並里区民、原告も組織的に直接入会地に立ち入る機会を失い、具体的に入会地の管理に参加する機会が無くなったことが、原告に不利に働いた。また、原告の主張を正当に法的構成できる弁護士に出会うことができなかったためであろうか、入会権の主張ではない訴訟提起を行う(金武村に代位する損害賠償請求事件)などして、権利主張の時期を挽した。

5. 軍用地内の入会権と各区(部落)のあり方

5.1 軍用地と入会権に基づく分収

中部北部の国有・公有山林が米軍用地として使用されているが、公有林は、部落有統一事業によって、部落有地が町村に贈与を強いられ、入会利用の存続、収益の分収を条件とした。この慣行が存続して、軍用地料の分収が行われるのである。また、区(部落)有地に対しては、直接に区に軍用地料が支払われる。

各地域において、分収の割合や、条例に基づくか議会議決によるのか、自治体から区名義で配分を受けるのか、入会集団が配分を受けるのか、相違がある。さらに、区への配分後の使用方法に大きな相違がある。

金武町の場合には、入会団体が財産管理会として結成され軍用地料配分の交付先団体となっている。これは、嘗て、金武村時代に、戦前の部落有林野統一時に交わされた、分収協定に基づいて、議会議決を経ることとなく、金武区ほか三区に軍用地料を配分していた。

このやり方に対し、住民訴訟が提起され、軍用地料収入を予算として計上することなく、 各区に配分することが地方自治法違法と判断され、市長と助役に賠償責任が問われた。これ を契機として、「旧慣に基づく金武町公有財産の管理に関する条例」が制定され、各区に財 産管理団体の設立を求めて、現在の配分方式をとることになった。

現在、軍用地に対する入会権者が、軍用地料の配分を受けることができるのは、明治以来の入会権に基づくのであるが、しかし、金武などにあらわれている、区と入会集団の完全な分離や、集団の構成員資格の限定にみられる規範構造は、戦前のものとは異なっていて、軍用地料の排他的取得を目的としたものである。戦前の構成員資格は、移住者でも木口銭(入山料)を毎年支払えば、山林の使用収益を認めていて、地域に開かれた規範構造を有していたのと大きく異なっている¹⁰。

5.2 区と入会集団の関係の類型化

入会権は、一定の地縁的な関係を基礎とする共同体に属する住民の総体が、一定の土地を管理・保全し、使用収益する権利である。嘗ては、共同体に属する住民の変動は少なく、部落(区)と入会集団とは、構成員が重なっていた。沖縄においても、戦争後は、農村部の都市化などにより人口移動が多くなり、各地域においても旧住民と移住者との混住化が進んできた。このような混住化が、入会集団の構成にも影響を与えてきている。入会集団がどのように対応して、構成員に変化を見せているのかを類型化して、検討する必要がある。

軍用地地料の個別配分の有無を基準に据えて類型化を、従前の拙稿で試みたが、さらに二つの類型を付け加えた5類型を提示しよう¹¹。

① 「区-入会集団並列型」

金武区においては、移住者も多く、1956年に入会集団構成員資格をあらためて定めて、旧住民(1945年3月1日以前の居住者)およびその男子孫世帯主に限定した。移住者は区の自治会に加入しても、入会集団の構成員はなれず、入会集団は独自の活動を行っている。

② 「区-入会集団融合型」

宜野座村宜野座区の場合は、最近までは、入会集団が顕在化して存在せず、旧住民も新住民も参加する区常会において、軍用地料の使途を決定し、軍用地料は、区民全体のために使用されている。このような構造を、「区・入会集団融合型」として捉えることができた。しかし、最近、入会集団を顕在化させて、「権者会」を形成し、個別配分を開始したという。だとすると、「融合型」ではなくなったことになる。以下では、過去の姿であるが、「融合型」の構造を示しておこう。

宜野座区は、区の最高意思決定機関として、区常会があり、戸主から成っている。区行政 委員会が、日常的な意思決定を行っていた。

宜野座区は、戦前から寄留民が多く、「寄留民受け入れに寛大であった宜野座には、多くの居留民が次から次へと転入して来たのである。それ等の移住者の多くは古島と大久保に落ち着いて、主として農業に従事したのであった。」(宜野座区『宜野座誌』参照)

このような歴史的経緯があるからか、宜野座区では、戦後の移住者たちも、定住の意思が あれば誰でも区に加入できるものであり、その世帯主は、区常会に参加できる。

宜野座区には、毎年分収割合には変動があるのであるが、村有地の軍用地料が平成16年度には1億8420万円が配分された。軍用地料は、区の経常経費にあてられるほか、区の老人会、婦人会、壮年会、青年会、子供会への補助、道路、公園用地の取得、公民館での小中学生補習の講師費用負担、育英資金の貸付などのために使用されている。個人への配分は無い。平成12年に村ではじめて、地縁団体の認可を受けている。これは、不動産の登記の便宜のために認可を受けたという。

ただし、その後の変化があり、難波後掲論文によれば、最近、「権者会」が結成され、個 人配分を行うようになったという¹²。

③ 「区-入会集団入れ子型」

惣慶区の場合は、区とは別個に入会団体が成立しているが、移住者であっても10年以上居住している永住者は、権利が認められるので、入会団体は排他的ではなく聞かれているので、 これを「区・入会団体入れ子型」として、扱うのが妥当であろう。

平成16年度の軍用地料配分額は、2億2238万円余であった。昭和48年9月に「惣慶共有財産権者会」が設立され、財産管理会が、先祖代々から受け継いだ「区有地」と、村有地に入会権を有している。会の規約でこれらの入会地からの軍用地料などの取得財産の4分の3は、区に配分し、4分の1を共有権者会が取得すると定めている。(惣慶共有財産権者会会則13条)正会員は、昭和20年4月1日以前に惣慶に本籍と現住所を有していた世帯主あるいは世帯の筆頭者あるいはその相続人で、区民として認められていたものである。(5条1項)。

また、昭和48年9月1日現在、前後引き続き10年以上本区に本籍、現住所を有し、戸主として区の権利・義務を果たしてきた者(同2項)も含まれる。資格を有する婦女子又は養子となろうとする者は、相手方が権利者でなかったときは、その資格を失う。(同3項)

準会員とは、本区に戸籍、現住所を移し、戸主として登録されたときかる引続き10年以上、区の権利、義務を果たして、加入金を支払った者である。(5条3項の婦女子等は加入金が免除される。)

この規定からみると、昭和48年会結成時に3つの基準で入会権者を確定した。第1は、昭和20年4月1日以前に惣慶部落民として世帯を構えていた者(世帯主)であったものであり、女分家を含めてこれを排除する規定はない。また、本来の部落民と寄留民との区別もしていない。第2、昭和48年9月1日現在引続き惣慶区民として10年以上居住していた者であり、戦後の移住者がこれに含まれる。第3は、準会員という位置づけが不明であるが、昭和48年9月1日以後も10年以上の永住者は加入金の支払いを条件として、入会権を認める。準会員でも、財産の使用権・処分権は平等に有するが、配当額は別に定めるとされている。(14条)女子孫の地位は、女世帯が入会権を承継したり、女分家が入会権を取得したりすることは規定上は、排除されていない。ただし、女子孫が入会権を持たない者と婚姻したときは権利を失うとされているが、10年以上の期間を満たせば、加入金なしで準会員になれるとしている。

以上が、前稿において示した類型である。

さらに、二つの類型を付け加えることができる。

④ 「区-入会集団一致」型

部落構成員と入会権者とが一致している。新住民はないか極めて少数で、区(部落)の活動と入会集団の活動とには、区別なく行われている。国頭村の辺戸区は、区総会において、入会地の管理に関する事項が決定される。村有入会地からの収益は、区の会計に入り、区の諸経費に用いられている。

⑤ 「区-入会集団純化」型

旧部落住民=入会権者のみの区(部落)を維持し、新住民の区加入自体を認めない。また、

部落が米軍基地に接収されているために旧部落に帰村できない場合に、近接地域の区に分散 居住しながら旧住民だけで一つの区(旧部落)を維持している。

この類型は、読谷村において見られるが、仲地博は、「属人型自治組織」として捉えている。 「住んでいる地域を単位とせず、地域を超えて出自をもって自治会が構成される。」¹³

読谷村は、米軍による接収によって、多くの字において旧来の字所在地に居住することができなくなり、他の字・区に居住を強いられた。住民が元の字・区に戻れた場合には、旧来の字住民のみで自治会を構成し、米軍に接収されたままの字の住民は、他の字区域に分散して居住しながら、元の字の単位でもって自治会をなしている。移住者は、既存の自治会に加入することができないので、行政サービスの受益に支障を来している。

仲地は、読谷村において、戦前からの字を維持したのは、明治政府の旧慣温存政策、米軍統治の歴史によって、本土とは異なる自治組織形態をとる条件があり、共同体のきずな、共 有財産の存在、村の承認、という条件も存していたからであったとする。

共有財産からの収入につき、多い例では、5000万円、1500万円を取得する例があるという。 仲地は、伝統に根差した自治会が持つ自治と自立性を評価するが、矛盾として、自治会人口 の大小の格差が多く、小世帯の字は、行政協力能力の不十分であり、また、移住者に対して 加入の拒否という不都合があるとする。

以上の類型化に視られるごとく、地域社会=区の中で、入会集団が顕在化し、軍用地料の排他的取得を主張し、閉鎖的な集団構成を主張してきたのは、軍用地料の配分と関係してのことであった。

果たして、戦前における、地域と入会集団の元型的なあり方はどうであったのであろうか。 金武区においては、移住者であっても、加入金の支払い、あるいは毎年の木口銭の支払いに よって、山林の入会が認められていた。木口銭は、少額であったので、誰でも入り会うこと ができたのである。このようにして、部落構成員としても認められていったと思われる。つ まり、新住民も、部落=入会集団構成員に加わる道筋がつけられていたのである。現在の構 成は、戦前の在り方とも変貌していることを認識しておかなければならない¹⁴。

5.3 区の構成の問題点

以上の類型化によって、中北部の区が軍用地にかかわる財産を有することによって、区の構成の在り方、旧住民と新住民との関係に大きな影響を与えていることがわかる。類型の2から5は、移住者との関係において、共有財産たる軍用地料をどのように位置づけるかにかかわる類型である。

現在においては、地域社会として、基礎的な単位は、沖縄では区と呼称している、地理的な行政区分である。混住化が進んでいる地域では、入会集団の単位が地域社会において独自の役割を果たしていくことは、農業という局面以外では、あまり無いであろう。そういう中

で、入会集団が、集団以外の地域社会を構成する人々とどのような関係を取り結べば、共同性を高めることができるのか、現在においては、共同性を高めることになっているのかなどが問われるべき問題であろう。

金武町においては、町は、軍用地料収入による潤沢な財政により、様々な福利便益を住民に与えているし、金武区住民は、移住者であっても、立派な公会堂などの施設を利用することができる。

軍用地料が、地域の住民の便益のために役立っていることは間違いない。それが、共同性 を高めることになっているかは、また別に検討されなければならない。

ただし、個別配分がなされて、入会権者たる旧住民が多額の金額の軍用地料を、得ることには、違和感がある。

地域の問題として、不労所得による勤労意欲の欠如、基地への依存心などの面において、一般の住民との間で、意識や感情の溝が生じてくることが懸念される。

金武女子孫訴訟において、当初、原告らが掲げた目的が、不労取得の見直し、軍用地料の適正な用途の検討などが、再び想起されるべきである。

6. 軍用地料をめぐる論議

6.1 高額軍用地料の批判

沖縄の高額軍用地料について、社会科学的な分析と批判を行ったのは、石井啓雄であり、 来間泰男がそれを継承している 15 。

石井は、軍用地料は、生存的条件としての土地所有を奪う補償としては十分ではないが、 地代としては高くなりすぎたと指摘している。

- 「・・生存条件的土地所有を収奪することに対する不十分な補償としての軍用地料が、今では地代としては「高く」なりすぎ、資産の有効かつ安全な運用の成果として現象するに至」った。
- 「・・この問題の再検討は、体を張って軍用地内に立入り、その耕作を継続したことに象徴される生存条件的な土地所有と土地利用の原点にたちかえることなしには果しえない」

「すべての事態を、戦前あるいは米軍占領初期の全面農業的な沖縄に復元することからやり 直すべきだということでは決していない。今日の沖縄には弱いながらも戦前とはちがった工 業の発展があり、多くの三次産業がある。多くのゆがみを含みながらも開発の成果もあれば、 那覇を中心とした肥大化した都市化もある。そしてなによりも沖縄の戦後世代の多くは農民 としての生活体験を有しない。」

「しかも今日の沖縄経済には、多くのゆがみがあるのであって、特にその経済が生産的でないことに決定的な問題がある。このような沖縄経済の、農業を正当に含めた発展方向を探ろうとする努力のなかに沖縄の土地が農地、山林、原野のみならず宅地を含めてなお基本的に生存・生活・労働条件であることを捉えなおし、軍用地「補償」を地料に一面化しない理論

を再構築し、『補償』が生存・生活・労働の場の全面的な『補償』であるべきこと、そして 最高の補償が軍用地の県民への返還であることの展望を見出さなければならない・・・」¹⁶。

石井は、批判と同時に、多数の軍用地主にとっては、軍用地料の総額は、それだけで生活を支えるほど高くないので、生存・生活の補償としては不十分であるが、地代としての水準をはるかに超えていることを指摘している。

入会林野軍用地料は、農地に対する軍用地料。

6.2 高額軍用地料がもたらす影響

来間は、以下のように指摘している。「市町村とは異なって、行政区(字)は、本来的に担当すべき仕事はない。神行事や、奨学金を出すくらいである。そこで毎年1億円ないし2億円もの軍用地料が入ってくる。立派な公民館を建てることから始まって、図書館、体育館その他の体育施設を建てるにとどまらない。職員を数人雇って、町村職員並みの給料を払う、老人会、婦人会、青年会など、ふんだんに予算を使って、たくさんの行事を行う。商品や賞金を配る。飲み会を繰り返し行う。旅行に送り出す、電気料、水道料、PTA回避、肥料代、農薬代、などの一部を補助する。区運営のバスを持っている所もある。」17

このようなことが、人々の生活感覚を狂わせると批判している。

このような区が、区民のために諸事業を行うことによって、共同体の結束を強めるとして評価する見解もある 18 。

個別世帯への配分や個人が支出すべき消費的支出、公益的使途においては、住民の福利に 大いに貢献していると評価すべき部分もあろう。だが、もう一度石井の指摘を再考すべき状 況であろう。

6.3 軍用地(料)コモンズ論

コモンズ論の観点から、軍用地料コモンズとして捉えることができるかという新しい論理 からの問題提起がなされている。

難波孝志は沖銀の入会権がコモンズとして機能しているかを2点において検討し、軍用地料のコモンズ性に疑義を提出している¹⁹。

第1点は、タイトなローカルコモンズとしての入会権が、有効な地域資源の管理の方向性 に適用できているか。

第2点は、共有地(コモンズ)が地域社会の相互支援、協同支援を生み出す源泉となっているのか。

第1点については、軍用地は閉鎖されているので、住民は、管理を行えないが、軍事施設 の移転などには反対している。

第2点は、特に、「区—入会集団並列型」について、排他性と競合性という面から分して、 排他性が強く出てきている難波は、分収金であることから、排他的に配分されることに批判 的であり、コモンズとして解体すべきとする。理解が行き届かないが、自治体が分収をやめるべきだということであろうか。

また、分収制度が、各字・区の住民による30年賦での払下げ金の支払いが、巨額の分収金を受けとる根拠となるかについて、払下げ金負担が過大ではなかったと主張する、来間前掲書を引きながら問題提起している。

この点は、入会権論からすれば、十分な根拠であることは確言したい。

軍用地料があまりに過大な額になっているという問題意識には賛成である。

分収制度は、部落有林野統一事業経緯からすれば、十分な正当性を有しているし、そもそも杣山の入会権は、琉球王府時代からの「村」による管理、使用収益に根拠を有していることからすれば、入会権の有無を論じる余地はない。基地返還を見すえて、将来の入会地管理を担える用意があるのか、という観点から分析することも必要ではないか。

7. 結びにかえて

沖縄の中北部の入会権の帰趨と軍用地料の将来をどのように考えるべきであろうか。

今は、入会地に対する資源管理を行うことは不可能であったとしても、将来の軍用地返還を展望しておくことが共有資源の管理者=入会権者にとってぜひとも必要なことではなかろうか。前に見た金武女子孫訴訟の原告女性らが当初提起した、軍用地料が不労所得とならないような用途を論議しなければならないという問題は、巨額の軍用地料の配分のあり方や米軍用地からの開放された後の利用の仕方という長期的な展望に立って、地域資源の管理のあり方を考えなければならないことを明らかにした。

軍用地料が、将来の入会地の返還を展望して、そのための活動や、返還後の跡地利用、環境整備のために、人材を育成していくような努力が必要なのではなかろうか。

中北部の山林は、沖縄住民全体にとっての貴重な自然資源であり、地域社会の中で入会集団は、単に受益団体にとどまっているのではなく、資源保護者としての役割を果たすことが要請されていると言えよう。

富士山の広大な林野は、自衛隊の演習地を含むが、そこに村々入会を有していた、7ヶ村の入会集団が存在していた。これら入会集団が一つにまとまって、「富士吉田市外2ヶ村恩賜県有財産保護組合」を結成して、自衛隊用地に対する軍用地料収入などにより、自然保護活動、造林活動、啓蒙宣伝活動のほか、国際コモンズ会議を主催している。置かれた条件は大部異なるが一つの参考事例となろう。

表 2 沖縄県における主要な入会訴訟

	+ M	Mrd Nt	<i>h</i>	AIN A WITTE
D = 11 · · · · · ·	事件内容	判決	争点	紛争類型
住民対金武村事件 ・金武村に代位して住民が地方自治法違反の支出に対する損害賠償請求	住民が、村が軍用地料を 各区に議決なしに配分交 付したことに対する村に 代位して行う損害賠償請 求訴訟	那覇地裁1980年5月 27日 原告請求認容、軍用 地料収入の処分は予 算議決が必要であ り、議決なしに行っ た村長、助役に損害 賠償責任を課した	・軍用地料配分交付 の手続が地方自治 法210条に反する か。	○住民(分 収いと) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大
石垣真栄里部落 入会権確認請求 事件	部落の多数者が入会権消滅決議により共有権者組対合を成立させたことが入会持分権者がを 権消滅決議の無効を 権消滅決議の無効を 権消滅決議の無効を 権消滅決議の無効を を主張 する者 被告・入会権消滅決議に よる共有権者組合	那覇地裁石垣支部 1990年9月2日判 決、原告請求認容、 福岡高裁那覇支部 994年3月1日判決、 被告控訴棄却	・入会権消滅決議の 効力 ①決議方法 ②消滅の意義の理解度 ③参加者の範囲(島 外居住者の期待権) ④構成員資格(移住 者・資格停止者)	○入会地帰 属 ○入会集団 の内部的 紛争
来間島一部住民 対土地取得企業 事件	部落所有地(代表者名義) が企業Yに売却されたこ とに対し、一部の住民X が、地役権的入会権の確 認請求を求めた事件	那覇地裁宮古支部 1994年 4 月16日 判 決、X請求棄却 福岡高裁1995年 7 月 12日判決、X控訴棄 却、最高裁1995年12 月20日判決X上告棄 却	・売却土地上に、一 部住民の入会権が 存続しているか	○入会権の 存在 ○一部住民 対土地取 得者
字渡口入会団体対字熱田区事件	字渡口Xが、字熱田Yが 管理する土地につき、自 己の共有的入会地である として、土地所有権の確 認を求めた事件	那覇地裁沖縄支部 1990年12月20日 判 決、X請求棄. 福岡 高裁那覇支部1995年 11月30日判決, X控 訴棄却	区の間での領域の 争い	○入会地帰 属 ○入会集団 対入会集 団
川田区対東村事件	村有地上の部落有の入会 地がダムの集水地域とな り買収金の配分を求め て、村に対して区が分収 金の配分を求めた入会権 確認請求事件	那覇地裁1996年2月 2日判決. 原告請求 認容, 和解により分 収金支払	・入会権行使の認定 (入会地の林道整 備等の管理統制) ・分収慣行の認定	○分収金配 分 ○自治体対 部落
硫黄鳥島入会組 合対具志川村事 件	火山爆発により離島をよ ぎなくされた住民が、墓 参する権利行使の実態が あるとして具志川村(当 時)。国に対して共有権 を主張した事例		・離島時の入会権の 放棄の有無	○離村後の 入会権の 存続 ○旧島民対 自治体
辺戸区対国頭村 事件	地元部落の同意なく村有 地上に村が一般廃棄物処 分場建設を開始したこと に対し、辺戸区が工事中 止の仮処分を求めた事例	那覇地裁2001年10月 3日決定	・村有地土の地役権 的入会権の存否	○部落入会 地の保全 ○区対自治 体

	事 件 内 容	判 決	争点	紛争類型
女子孫対金武入 会集団事件	入会権者の女子孫が、入 会団体に対して地位確認 と軍用地料配分を請求し た事件	那覇地裁2005年11月 19日、福岡高裁那覇 支部2003年9月7日 判決、最高裁2008年 3月17日判決	・女子孫世帯の入会 権資格	・構成屋対 入会集団
元入会集団住民 対入会団体事件		那覇地裁2008年3月22日判決、福岡高裁 那覇支部2009年4月 19日判決、最高裁 2009年12月20日判決	・分村による入会権の分離	・分村者対 母村入会 集団

表3 区と入会集団との関係と軍用地料配分方法との関係参照

区と入会集 団との関係	区	入会権者	自治体との 分 収 方 法	集団構成 員の配分	区への支出	紛争	注記
区一入会集 団一致型	国頭村 辺戸区	部落と入会 集団とが一 致	分収条例あり	なし	分収金全額		
区一入会集 団並立構造 型	並里区	財産管理会 (旧住民子 孫)	軍用地料の 配分	あり	あり	入会集団分 離に伴う紛 争	
	金武区	部落民会(旧住民男子孫)			あり	入会集団内 部紛争	
	宜野座区 2012年から	権者会	軍用地料配 分あり	あり			地縁団体法 人
区入会集団 融合型 2012年まで	宜野座区		軍用地料配 分あり	あり	全額区取得		
区入会集団 入れ子構造 型	物慶区	共有権者 会(旧住民 子孫+永住 者)	軍用地料配 分あり	4分の1を 個別配分	4分の3は 区が取得		
区入会集団 純化型	読谷村	旧住民子孫 のみ	軍用地料取 得				

注

1 仲間勇栄『増補改訂 沖縄林野制度利用史研究』(2011、メディアエクスプレス)が通史的展望を与える。

1972年に沖縄が再び日本国の施政権下に入ることになり、日本法の適用のために、様々な実態調査が行われた。入会権については、中尾英俊編「沖縄県における入会林野に関する調査」(沖縄県、1972年)が刊行された。その結論として、沖縄の入会権も日本のそれとは異なるものではないことだが、入会権の権利意識として沖縄的特色があることを指摘している、沖縄の入会権の特色は、入会集団すなわち村落の構造にあるとする。

「沖縦県の集落においては、村落一門中一世帯(家)一個人という系統のなかで世帯というより

もむしろ個人(家族員)の方が表面に出て、入会権の主体が世帯であることが直ちに理解され難い感がある(現に入会権者数を部落住民個人全員と答えたところもある)。これは地割制度、人頭税など歴史的事情によるものと考えられるがなお今後研究を要する。)」(172p)「入会権の新たな取得についてはこれを認めないという集落はまったく例外的であって、村の中で分家した者や村の出身者で帰村したものにかぎられるという集落もそれほど多くなく、大部分は、村びと(部落の住民)としての資格を得れば権利の取得を認める、というのである。個人分割や団体直轄利用が少なく大部分が古典的共同利用で権利者の持分が確定せず、しかも林野が余り積極的に利用されていない状態であるから、新たな入会権の取得をみとめることにそれほどの抵抗はないであろう。」(170p)

また、小川竹一「沖縄県における入会権の諸相」(田里修代表『沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題』文部省科学研究費研究成果報告書、2005年)参照

- 2 官有林払い戻しの名義について、町村名義になっている場合がある。これは、払下げ代金を部落が負担したことには疑いが無いが、町村名義になった経緯については不明な部分がある。すなわち、杣山は各部落に払い下げられ、昭和12年頃部落有林野統一事業で、村有になったとするのが一般的である。「杣山処分特別規則」改正によって、払い下げを受ける資格を区と町村に限ったため、字が払下げを受けることができなくなっていたことを理由に、直接名義は村にした場合もあったのではないかと推測する見解もある(川田区対東村訴訟における「黒木三郎鑑定書」参照。)
- 3 新里氏は日本で、弁護士資格を取得し、沖縄史の研究者としても業績がある。氏は、高い能力でもって、日本法的知識が普及していなかった沖縄社会で「活躍」された。氏の能力が、戦後の混乱期や米軍統治下でのゆがんだ法的状況の中で、民衆の権利主張を掬い上げるような活動をされたのか、沖縄における法曹の役割論として検証することも必要であろう。なお、氏は、嘉手納飛行場内の旧沖縄製糖の小作人が、現土地所有者「沖縄土地住宅株式会社」に対する訴訟について、会社側代理人も務めている。「沖縄土地住宅株式会社」は、軍用地料20億円を取得する最大の軍用地主である。小川竹一「判例研究 米軍用地内にあった小作人らの賃借権の効力について」(沖大法学16号)参照。
- 4 小川竹一「国頭村有林における辺戸区住民の入会権」(沖縄大学地域研究所所報23号、2001年)は、本件仮処分訴訟において、住民側意見書として裁判所に提出したものである。
 - 本件決定の評釈として、小川竹一「国頭村辺戸区一般廃棄物最終処理場建設禁止仮処分事件那新 地裁決定について」(「沖縄大学法経学部紀要」2号、2002年3月)参照。
- 5 1956年に「国頭村公有林管理条例」を廃止し、「国頭村村有資産等所在行政区育成交付金に関する条例」を制定した。この条例の意味については、小川前掲・地域研究所所報論文参照。
- 6 本件事件を対象とした、研究報告が多数出されている。三輪大介、泉留維らの研究がある。
- 7 宇嘉区は、2002年5月に一般廃棄物処理場の受け入れを表明した。条件は、区民を雇用すること、 財政援助を行うことなどであった。沖縄タイムス2002年11月14日記事参照。

村長が辺戸区に決めたのは、他に候補地が無いということで強行したが、すぐに宇嘉区が自ら 名乗りを上げた。村の合意形成のまずさのために、村財政のみならず自然環境に莫大な損害を与 えた。

- 8 本件訴訟について、詳しくは、小川竹一「入会権者の女子孫の入会権の継承と取得|沖縄県の事例」(沖縄大学地域研究所「地域研究」1号、2003年、「判例研究 沖縄県金武町金武区の入会団体に対する女子孫の地位確認請求等事件」島大法学51巻1号、2005年、「入会権の継承・取得に関する世帯主要件の検討」愛媛大学法文学部論集32号、2012年)参照。
- 9 本件事件つき、小川「判例研究 金武町並里区における軍用地料配分にかかわる事件」(島大 法学51巻2-3号) 参照。
- 10 入会集団構成員資絡と部落構成員資格との関係を見てみよう。戦前の金武区にあっては、部落 民であることと入会権者であることは一致していた。

同じ部落民であっても、入会権を有する者と有しない者とがある場合がある。沖縄以外では、本戸のみが入会権を有し、新戸は入会権を有しないという前例がある。沖縄の場合においては、明治39年まで地割制度が行われ、王府時代には人頭税が課せられていたために、平等に土地を割り当てることが行われ、次男三男等が新たな世帯を梢えれば部落の構成員となることが容易に認められ、部務の中でも立場は平等であったことが認められている。女子にも土地を分けていた。土地を割り当てられることは、権利でもあると同時に義務を諜せられることでもった。北原「沖縄の家ヤーの二元的構造と門中・村落」(北原淳、安利守茂『沖縄の家・門中村落』(第一書房、2002年)参照。北原涼「ヤー(家)の二元的桝造と門中・村落」は、「ヤー1の二元的桝造」という概念で、ヤーの門中での位置づけと村落でのそれとは、遺った次元の存在として現われることを実証的に示した。部落の中でのヤーは、平等的存在であり、部落の梢成員内において、入会権に関する差別は存在しないと考えられる。

このような考察は、中尾前掲報告書の沖縄の入会権の特質の評価と適合的である。

- 11 前掲小川2005年論文において、この三類型を提示したが、難波論文は、この三類型をもとに、 軍用地料の使途目的(私益、共益、公益)を付け加えている。
- 12 難波論文は、その後の宜野座区の変化について報告している。
- 13 仲地博「属人型自治組織の一考察」(和田英夫『裁判と地方自治』241p 敬文堂、1989年)
- 14 戦前の金武区の入会慣習については、小川 前掲「地域研究1号」論文を参照。
- 15 石井は、沖縄復帰時における農林省の農地法適用に関する担当官として、沖縄の農地問題を調査し重要な発見をした。石井啓雄『日本農業のあゆみ 沖縄の農地問題』(農政調査会、1975年)、石井啓雄「生存労働条件としての土地所有と軍用地料」駒沢大学経済学論集15巻3-4号、1984年)なお、調査時に石井の指導を受けた来間泰男は、石井の遺稿集『日本農業の再生と家族経営・農地制度』(新日本出版社、2013年)の解題で、石井の軍用地料を引き継ぎ、石井は、内地人の遠慮により高いという表現は控えたが、自分は遠慮なく高いと主張するという。(612p) 石井は、生存的土地所有の収奪の補償としては低いが、地代としては高すぎるという表現をして

いることに留意すべきであろう。石井の業績については、石井インタビュー『沖縄の農地問題、 日本の農業問題』(沖縄大学地域研究所、2009年)参照。

- 16 石井1984年論文、287p参照。
- 17 来間泰男『沖縄の米軍基地と軍用地料』(100p、容樹書房、2013年) また、来間には、『沖縄経済の幻想と現実』(日本経済評論社、1995年) 所収の論稿がある。
- 18 阿波連正一「入会権の機能―宜野座村の軍用地料を素材に」(農業法学会「農業法研究」26号 1991年) 参照。
- 19 難波孝志「沖縄の軍用地料におけるコモンズの諸問題」(31p、大阪経大論集63=5号2012年)。 瀧本佳史・青木康容「軍用地料の『分収金制度』―沖縄県における軍用地料配分に関する―側面」 (1)(仏教大学社会学部論集55号、2012年9月)

「その共有地に対する配分の仕方とその利用方法の中に歴史に埋もれた社会的結合のある種の側面、換言すれば共同性の再発見があるのではないか、これが出発点であった。これまで軍用地料問題はその地代や跡地利用に関する論考が数多く、そのいずれもがネガティヴな側面(個別利害)を強調する。本研究はそのポジティヴな側面(つまり共同利害ないし相互扶助)が見失われているのではないかということを地代の配分をめぐる調査研究から明らかにしたい・・」(54-55p)

コモンズ論は、「入会権」概念を再認識し、「地域の公共性を問うという観点」を明示的にしたが、「入会地がコモンズとして今日にも機能しているのは、実は日本本土においてではなく遥かな琉球の地であった。それは『模合』と呼ばれる独特な社会結合に起源をもっていた。」

沖縄では、部落共有山林を「もやいやま(模合山)」と呼んでいたが、「軍用地料の配分をめぐる沖縄の地域社会の対応には実はこの模合山における共同性の再現が見られる・・」

として、文献研究により「模合山」仮説を検証し、各地区の軍用地料の使途を明らかにして、「現代的な公共力の発現」を見ようとした、とする。

これまでの論者でも「そのいずれもが軍用地料の負の側面を指摘するに止まり、「これがもつ地域社会の意義にまでには至らないのである。いずれもが軍用地料の配分の根拠を「入会権」にのみ求めるところに論点展開の限界がある。」

以上の記述には、若干の違和感がある。模合が果たして沖縄独特の社会結合であったのか、模合山の結合性が果たして、沖縄独自の入会慣行であったのか、検証が必要である。その上で、地域社会の内実をなす集団の意義を明らかにして、軍用地料の機能を明らかにする必要がある。

久高島における伝統的信仰と高齢者福祉をめぐる現状 ーエンド・オブ・ライフケアとスピリチュアルケアの視点から一

川 元 恵美子*

The Present State of Traditional Faith and the Elderly Person's Welfare on Kudakajima —From the Viewpoint of End of Life Care and Spiritual Care—

KAWAMOTO Emiko

要旨

スピリチュアルケアは、高齢者福祉においても重要であるが、その導入は遅れている。本稿は高齢者福祉におけるスピリチュアルケアの重要性についてエンド・オブ・ライフケアの視点からも合わせて論じている。具体的には、久高島の高齢者を対象に久高島のミニディサービス、「ふばの里」及び南城市知念の「しらゆりの園」において調査し、この点について考察した。

要約

本稿は、高齢者福祉におけるスピリチュアルケアの重要性について、久高島の高齢者を事例として取り上げ、以下のように論じた。

I. ホスピス・緩和ケア、スピリチュアルケア、エンド・オブ・ライフケア

ホスピス・緩和ケアは、がん患者の持つ身体的な痛み、心理的な痛み、社会的な痛み、スピリチュアルな痛みに対する全人的ケアであるが、本稿では主にスピリチュアルな痛みに注目して高齢者福祉について考える。その為にはがん患者だけではなく、非がん患者も対象とする全人的ケアという視点が必要になるが、エンド・オブ・ライフケアがまさにそのような視点を提供している。そこでまずこの節では、「ホスピス・緩和ケア、スピリチュアルケア、エンド・オブ・ライフケア」について、それぞれどのようなケアであるのかを考察した。

Ⅱ. 久高島での調査結果及び考察

Iの考察に基づいて、ミニディサービス「ふばの里」に参加されている要介護のお年寄り達に対し、「島に対する愛着度」、「健康状態」、「拝みについて」、「終の棲家」などスピリチュアルな信仰とエンド・オブ・ライフケア、在宅福祉サービスについての現状を調査した。その結果、エンド・オブ・ライフケアの視点からのスピリチュアルケアの必要性と重要性が見えてきた。

^{*} 沖縄大学地域研究所特別研究員 master06@tiara.ocn.ne.jp 琉球大学大学院人文社会科学研究科比較地域文化専攻博士後期課程

Ⅲ. 特別養護老人ホーム「しらゆりの園」における介護の取り組み

久高島では家族介護が困難となり要介護状態になったお年寄り達は、島外の入所施設に移らざるを得ない状況となってくる。そのような場合、久高島の見える南城市知念の「しらゆりの園」に入所を決めることが多かった。施設職員の「寄り添うケア」を受けつつ、スピリチュアルな安寧の中で生涯を閉じられる久高島のお年寄達の事例について考察した。

キーワード:高齢者福祉、スピリチュアルケア、エンド・オブ・ライフケア、久高島の高齢者

Abstract

This paper aims at arguing the importance of a spiritual care for elderly person's welfare from the viewpoint of End of Life Care, based on my research conducted on *Kudakajima* and at a welfare facility on *Okinawa-hontou*.

I. Hospice care and Palliative care are a total care—a care for physical pain, psychological pain, social pain and spiritual pain—mostly for a cancer patient. But, considering a good care for elderly person, we need to take non-cancer patient into account. End of life care is the very care which takes account for non-cancer patient. And considering, again, a good care for elderly person, we need to take spiritual care into account, because elderly person has spiritual pains.

II. I conducted a research on present state of a traditional faith, end of life care and inhome welfare service, inquiring from elderly persons who participated in a day service at Fuba no sato into their attachment to Kudakajima, their stat of health, their activities of praying and their final abode. The research has shown that for a care for elderly person's welfare it is important to care spiritually from a viewpoint of end of life care.

III. I also conducted a research on present state of s spiritual peace of mind of those who were born on Kudakajima and moved to a facility on *Okinawa-hontou*. Elderly persons of *Kudakahima*, when they are in condition of need for long-term care, they have to move to welfare facilities in *Okinawa-hontou*, leaving their *Kudakajima*. Many of them chose Shirayuri *No Sono* in *Okinawa-hontou*, where they could see *Kudakajima*. And once they, even now, enter welfare facilities, they will never return to *Kudakahima* before their death, and as ashes after their death they will return. This is their spiritual pain. But the research has shown that with nestling care of the staff of the welfare facility, they passed away in spiritual peace of mind.

Key words: Elderly care, Spiritual care, End of Life Care, Elderly persons of Kudakajima

はじめに 一高齢者をめぐる問題の所在一

本稿は、高齢者福祉におけるスピリチュアルケアの重要性についてエンド・オブ・ライフケアの視点から久高島の高齢者を事例として取り上げ論じる。ホスピス・緩和ケア(Hospice Care and Palliative Care)、スピリチュアルケア(Spiritual Care)、エンド・オブ・ライフケア(End of Life Care)の3つのケアには、全人的ケアという共通する土台が存在する。本稿は、全人的ケアのうち特にスピリチュアルケアに焦点を当て、エンド・オブ・ライフケアとホスピス・緩和ケアの実践を融合させ、スピリチュアルなサポートを提供することによって、高齢者のケアではより良いQOLを実現する事が出来るということを示したい。

その為に、具体的な事例として、「神の島」と言われる聖地久高島における高齢者を取り

上げる。久高島の高齢化率は島の人口255名に対して102名(40%)と高く、超高齢化の波が押し寄せている。人口規模の小さい島嶼社会という社会的条件は有人離島である久高島の深刻な現況として、保健医療福祉サービスの基盤整備は乏しい。規模の小さな久高島の場合、介護保険料を支払っても入所型の介護施設はなくサービスは利用に限界がある。在宅サービスの基盤整備も遅れており家族介護が困難となり要介護状態になった高齢者の場合、サービスを提供する事業所がなく、必然的に島外の入所施設に移らざるを得ない深刻な状況となっている。久高島にあっては「保険あって福祉サービスなし」の事態が既に生じている。その為、高齢者は生活していた島を離れ島外の施設へ入所せざるを得ない。一度入所すると再び生まれた島に帰る事もなく、人生の最期を島外の施設で過ごす高齢者が少なくないようである。久高島の高齢者の殆どは、「例え介護が必要になった場合でも生まれた島で人生の最期を迎えたい」と強く希望しているが、叶わない状況がある。

そのような状況の中で、年をとって介護が必要になっても、生涯暮らし続けられる久高島を目指して、を目標に久高島では幾つかの試みがなされている。本稿では、特に「ふばの里」ミニディサービスに焦点を当てて、参加しているお年寄り達に対し、「島に対する愛着度」、「健康状態」、「拝みについて」、「終の棲家」等、スピリチュアルな信仰とエンド・オブ・ライフケアについての調査を行った。また、久高島では家族介護が困難となり要介護状態になったお年寄り達は、久高島に近い島外の南城市知念の施設「しらゆりの園」に入所を決めることが多かったという。「ふばの里」及び特別養護老人ホーム「しらゆりの園」における介護の取り組みにおいて、久高島の高齢者のスピリチュアルな面での配慮について考察した。家族や友人達との直接の接触が絶たれ、一人島を離れ、そして次に島に戻るのは死後遺骨となってからという、お年寄りの心情はスピリチュアルな痛み(ペイン)として見る事が出来る。NPO法人久高島振興会のホームページでも、「介護が必要になると住み慣れた島から離れなければなりません。毎年おじーやおばーが本島につれて行かれ数名が亡くなって島に戻ります」と述べられている。本稿では、スピリチュアルな視点を踏まえながら施設職員の「寄り添うケア」を受けつつ暮す、久高島のお年寄達の実情も調査し、考察を加えた。

I ホスピス・緩和ケア、スピリチュアルケア、エンド・オブ・ライフケア

超高齢・長寿時代の生と死を語る時、「ホスピス・緩和ケア(Hospice & Palliative Care)」、ホスピス・緩和ケアにおける「スピリチュアルケア」そして、「エンド・オブ・ライフケア(End of Life Care)」は重要である。なぜならば、終末期医療、高齢者医療や介護では、死を受容し生を全うすること、あるいは日常生活動作(Activities of Daily Living)の低下や認知機能の低下など高齢者それぞれの問題のみならず、人工栄養(胃瘻)や人工呼吸器を使用するか否かといった多くの問題が存在しているからである。その為にも個々の苦痛を明らかにし、その人がこれでいいと思えるような生活の質(Quality Of Life=QOL)を向上させるアプローチである「ホスピス・緩和ケア」、そして非がん患者も対象とする「エンド・

オブ・ライフケア」が重要となってきた。

エンド・オブ・ライフケアは文字通り人生の終焉を迎える時期のケアを指し「生活」を支え、がん患者だけではなく非がん患者にも自然な死を向えることが出来るように支援する事を明確にする。現在の高齢化の背景は、対象をがんに代表されるホスピス・緩和ケアだけに限らない、エンド・オブ・ライフケアへと拡大させる時期に来ていると筆者は考える。本稿は先ず始めに本節で、「ホスピス・緩和ケア」及び、「ホスピス・緩和ケア」における「スピリチュアルケア」、「エンド・オブ・ライフケア」について論述する。

(1) ホスピス・緩和ケアの定義

浜崎盛康氏によると、世界保健機構 (World Health Organization=WHO) は従来緩和ケ アについてがんを中心とした末期の患者に適応するという意味の定義を行っていたが、2002 年にこれを変更し、緩和ケアを「早期に」適応するという次のような新しい定義を発表した (『ユタとスピリチュアルケア』pp.170~171)。「緩和ケアとは、生命を脅かす疾患による問 題に直面している患者とその家族に対して、痛みやその他の身体的問題、心理社会的問題、 スピリチュアルな問題を早期に発見し、的確なアセスメントと対処(治療・処置)を行うこ とによって、苦しみを予防し、和らげることで、クオリティ・オブ・ライフを改善するアプロー チである。」(日本語訳は「日本ホスピス・緩和ケア協会」による)。その理念は、誰にでも 訪れるいのちの終わりに敬意を払い患者の苦痛を可能な限り緩和し、最期までその人らしく 生きて行く事が出来るように支えることである。即ち緩和ケアとは、生命を脅かす疾患の患 者やその家族に対して現在の治療の目的を認識し、予後の見通しを立て、患者が現在何に困っ ているかの見定めを行い、その苦痛を緩和することにより、患者と家族の、現在のQOLを 最大限にまで高めることを目標とするケアだと言える。WHOは緩和ケアを終末期だけでな く早期から関わる必要があると指摘し、患者を全人的存在として患者の全人的ケア、つまり 患者のQOLを確保することを重視している。全人的ケアとは、患者の「生命を脅かす疾患」 による4つの苦痛・痛み(全人的苦痛:Total Pain)の全てに対するケアであり、その4つ の痛みとは次の通りである(浜崎氏pp.168~171)。

- ① 身体的苦痛:がんによる身体の痛み、身体的に不快な症状、日常生活動作の支障など。
- ② 心理的 (精神的) 苦痛:不安や孤独感、恐れ、怒り、欝状態など。
- ③ 社会的苦痛:仕事上の問題、経済上の問題、家庭内の問題、人間関係等による痛み。
- ④ スピリチュアル的苦痛:生きる事と死ぬこと及びその意味の喪失による苦痛、苦しみ の意味や死後への問いによる痛み、神の存在への問いによる痛みなど。

他方、ホスピスケアはがんの末期の患者を対象としており、WHOの古い定義では緩和ケアと適応時期は同じであったが、新しい定義によって、全人的ケアの適応を開始する時期がホスピスケアは「末期」、緩和ケアは「早期に」というずれが生じることとなった。本稿では、死が避けられない患者を対象とするホスピスケアが持つ独自な面を考慮して、単に「緩和ケ

ア」ではなく「ホスピス・緩和ケア」という言い方をしたい。

(2) スピリチュアルケアとは

では次に、4つの痛みのうちスピリチュアル・ペインに対するケアである「スピリチュアルケア (Spiritual Care)」について、基本的な理解を得たいと思う。

窪寺俊之氏(『スピリチュアルケア学序説』p.1) は、スピリチュアルケアとは「肉体的苦痛」、「精神的苦痛」、「社会的苦痛」の緩和と並んで患者のQOLを高めるには不可欠なケアで、特に死の危機に直面して「人生の意味」「苦難の意味」「死後の問題」等が問われ始めたとき、その解決は人間を超えた超越者や、内面の究極的自己に出会う中に見つけ出せるようなケアであると述べている。窪寺氏は、日常生活では知性・理性など合理性が重視される傾向があるが、「スピリチュアルケア」は、日常生活では忘れられていた、目には見えない世界や情緒的・信仰的領域の中に、人間を超えた新しい「存在の枠組み(民族・文化・歴史など人生の土台)」、「自己同一性(自己理解・内的自己)」に気づく事がある」と言う。人は病んだとき身体的な苦痛のみではなく、精神的(心理的)、社会的、更にスピリチュアルな苦痛を含む「全体的な痛み」に苦しむ。それぞれの苦痛に対して身体的ケア、精神的(心理的)ケア、社会的ケア、そしてスピリチュアルケアが必要である。スピリチュアルな苦痛とは、霊(魂、心)が求める欲求(ニーズ)が満たされない時に痛みが発生し、その痛みがいわば「叫び」によって表現される。その叫びに応対するケアがスピリチュアルケアであると述べている。

浜崎盛康氏は「スピリチュアルペインから見たスピリチュアルケアについて」(「人間科学」 琉球大学人間科学科紀要、第27号、2012年3月p.272) において、スピリチュアルケアを以下の3つに分類している。

- ① 個人的で霊的、超自然的な意味でのスピリチュアルケア。
- ② 宗教的な意味でのスピリチュアルケア。
- ③ 非宗教的、非霊的でのスピリチュアルケア。

本稿は①及び②におけるスピリチュアルケアの視点から、高齢者福祉について考察する。

①については、沖縄のユタによる霊的な意味でのケア、たとえばヌジファ(浜崎盛康編著『ユタとスピリチュアルケア』pp.84~85及びpp.152~161) などがこのタイプのスピリチュアルケアである。②については、たとえばキリスト教や仏教における神や仏を信じることによる霊的な救い等が、このタイプのケアである。

(3) 高齢者が持つスピリチュアルペインとスピリチュアルケア

では次に沖縄の福祉現場におけるスピリチュアルケアでは、どのような沖縄的特性が考慮されているのか、A介護老人福祉施設に入所していた80歳代の女性の事例を報告する。

<M子さんのプロフイル>

M子さんはA介護老人福祉施設に入所中の80歳代の女性で、中ムートゥ家(ナカムートゥ (中元)とは、おおよそ7代位さかのぼった本家)であり、大きいグヮンス(その家の初代の祖、死んだ人の仏名や俗名を書いて祀った位牌)を持っていた。しかし、グヮンスを海に捨ててしまった事が、罪の意識として本人を苦しめ続けていた。M子さんは祖先崇拝の仏壇を処分し、某宗教団体の信仰を受け入れたものの、苦悩し続けていた。

1) M子さんの入所時の状況

M子さんは80歳になって介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)へ入所(19XX年)する事になった。当時、M子さんは非常に気難しい人で、施設職員達は「どうしてこう気難しい人なのだ」と思っていた。ソーシャルワーカー(以下sw)が色々な話を聞いていく内に、心に重荷を背負っている事が判って来た。当時 M子さんは非常に生活が貧しく、そういう状況を見て、某宗教団体が隙を狙って勧誘し始めた。M子さんはすがる様に入信し、グヮンスは団体の手によって処分されてしまった。M子さんはグヮンスを海に捨ててしまった事が、罪の意識として本人を苦しめていたのである。M子さんによると、「自分がそのような事をしたから2人の息子にバチが当たった」、「全部そこから来ている」と話し始めた。この事が根本にあるので常に落ち着かず、入所中の人間関係も上手くいっていなかった。

2) 某宗教団体への仏壇返却と新しいトートーメー

そこでswは、気難しくホーム内でも他を寄せ付けない浮いた存在のM子さんに改めて質問した。

sw:「それでおばあちゃんはどうしたいの?……」と聞いた。

M子: 「先祖に対して申し訳ない、出来たら直接に某宗教団体の仏壇を返しに行きたいが、 人の話では中々引き取らないと聞くので、どうしたらいいのか悩んでいる」

sw:「今、M子さんがこんな気持ちになったのだから80も過ぎている事だし、しかし、永年M子さんの心を支えてくれたのだから、M子さんが良ければ、少しだけお金を包んで「ありがとう」と言ってお返ししてはどうですか?……きちんと正面玄関から返しに行きましょう。私も一緒に行きますから」。とM子さんに話し、その後二人は某宗教団体へと出かけて行った。

sw:「M子さんは現在ホームに入所中でもあり、この後キチンと、拝みが出来ないと心配 しています」と某宗教団体側に説明し、「本日は有り難う御座いましたという気持 ちでお返しに来ました」と述べた。

某宗教団体はスムーズに受け取ってくれた。仏壇を返した事はM子さんのスピリチュアルペインがケアされる事に繋がり、M子さんの重荷や負担となっていたものが解決し、安心したのか表情も柔和になった。

3) 福祉のケアとスピリチュアルケア

暫らくした後、ムンチュー(門中)が訪れ、「もう一度起こしたいので、責めないからそ

れについて協力してほしい」と相談され、長男がアパートで見ると言う事でM子さんはトートーメーを新しく作り始めた。swは最初、「M子さんは何故こんなに人を受け入れないのだろう」と思っていたが、その意味がフッと解けた。それらの問題が十何年間も心に引っかかっていたのであろう。M子さんの長く続いていたスピリチュアルペインの一つ一つに整理がついて行き、ホームでの生活も次第に安定して来た。サービスメニューにはなく点数化もされないが、高齢者の場合は見えないスピリチュアルケアが必要であり、そこまで行かないと高齢者は心を開かない。標準的なケア、限られた手順的なケアのみをやっていると洩れ落ちの場合があり、そこで地域独特の文化を考慮に入れた福祉の視点が必要となって来る。実際それが現場ではどうなっているのかである。介護保険の限られた土俵の中でも、生活支援である「寄り添う介護のケア」は必要になる。しかし、現実としては難しく全体的に介護者も段々と若くなり、沖縄の精神文化的なものを学ぶ機会が少なくなって来ているのが現実である。M子さんには心の痛みがこの十何年間続いた訳であるが、人生の終わりの時期に心残りを沢山抱えながら暮しているお年寄は、心の痛みを持つている場合が多く、個人の信仰や習慣にも気を配る視点が必要である。

4) 考察

福祉は人の一生と関わりを持つが、人間のスピリチュアルな側面へのアプローチは、利用者・家族の全人的ケアにおいて重要な要素である。福祉スタッフは入所者の様々な訴えに耳を傾け、スピリチュアルペインを含む「人の痛み」に対応して来た。しかし、M子さんには、"グヮンスを海に捨ててしまった"事が、"罪の意識とバチが当たった"というスピリチュアルペインが出現していた。様々な思いや感情など「心の中の鎧」が、私の罪深さといった「罪責感」としてM子さんを雁字搦めにしていた。その頃の頑固で柔軟性のない性格も災いし、M子さんは十数年もの長い年月、子供達やムンチューからも見放され、自己逃避し一人孤立して暮らして来た。M子さんが80歳になった時、介護老人福祉施設へ入所した事が大きな転機を迎えた。

ここで施設側の対応を振り返ってみると、M子さんへのスピリチュアルな部分へのアセスメントが実施されて来た事が明確になっている。スタッフはM子さんが、たった一人で十数年間抱え込み、タブーとして触れずに生きて来た「罪責感」への心情を配慮しつつ、swが中心となり、全員が傾聴という共感的な態度で接し、M子さんのありのままを肯定的に受け止め、「気持ちに寄り添うケア」を行った事から切り口が見つかって来た。介護の真の役割とは、日々の生活の中に於ける、目には見えない安定と安寧を確実に提供すると言う事である。M子さんの抱えていたスピリチュアルペインは、生活介護という福祉の「寄り添う介護の姿勢」によって見事に解消された。

(4) エンド・オブ・ライフケア

スピリチュアルケアを必要とする者は、がんの患者だけではない。Foley K.M 『がん患

者と対症療法12(1)』pp.57~66 2001によれば「エンド・オブ・ライフケア」という用 語は、1999年にニューヨークメモリアル・スローン・ケッタリング・ガンセンターの医師 Dr.Kathleen M. Foleyが、「人生の終焉は誰にでも訪れ、終焉の原因(死因)が病気の事が 多く、しかも原因となる最近の病気の多くは長い経過をとる。そのような最期の日々の痛み や苦しみを十分に治療され本人が望む通りに過ごせるよう支援する」と緩和ケア関連の学会 で発言した。近年は患者の高齢化の進展と共に、悪性新生物(がん)、エイズ(AIDS)後 天性免疫不全症候群以外にも「非がん疾患」である慢性腎臓疾患や糖尿病、呼吸不全などの 患者も急増し、これら患者の(終末期)医療が問題となっている。更には、認知症、脳梗塞 など脳血管疾患による高次脳機能障害等の高齢者への対応も問題化している。がんを中心と するこれ迄のホスピス・緩和ケアでは対処出来なくなった現在、非がん患者も対象とするエ ンド・オブ・ライフケア(End-of-Life Care)が必要となってきたのである。非がん患者も 含めて、ただ単に痛みを和らげ緩和を中心とした、狭義のペインコントロールのみに留まら ず、「心」や「魂」の安らぎを与える全人的ケアが求められている。エンド・オブ・ライフ ケアは人生の終焉(晩年)を迎える時期のケアを指し、生活を支え、老いや虚弱といった自 然な死を迎える事を明確に意図している。現在の高齢化社会において、全人的ケアをがんだ けに限らず、非がん患者にも拡大させる時期に来ていると考える。

エンド・オブ・ライフケアは2000年頃から多く聞かれるようになってきたが、ライフ (Life) は生命・生活・人生などであり、国際的にも "End of Life Care" を重視し、先進国のアメ リカやイギリスでは、政策的にもケア体制を充実させる方向で対策が取られるようになり、 今や国際的にも使われる共通用語となって来ている。エンド・オブ・ライフケアは、一般的 には「緩和ケア」も含めた意味で使われることも多い。非がん患者の場合にも、命の限りが 近づいた患者が人工呼吸器をつけるか、胃瘻などによる栄養補給はどうするか等の難しい患 者や家族の決断を、専門チームが手助けするエンド・オブ・ライフ・ケアが少しずつ広がっ てきているのである。更に意識がはっきりしない高齢者の思いや望みも推し図って、家族ら と満足いく最期を探ろうとしている。疾病などにより死が近づいている状況で、人は精神的 にも非常に危機的な状況になることは共通の認識であり、又このような死に向かって生きる 人々には身体的、精神的、社会的苦痛の増強は生きる過程で、人生や苦しみの意味への問い、 死の恐怖、神などの超越した存在の追及などのスピリチュアルな苦痛にもつながっており、 エンド・オブ・ライフケアとスピリチュアルな側面は、ケアを提供する上で大変重要な要因 であると言える。この問題に対峙する為、筆者はホスピス・緩和ケア及びスピリチュアルケ ア、エンド・オブ・ライフケアの視点から、高齢者福祉の望ましいあり方について次に論じ て行きたいと思う。具体的なケースとして、特に、高齢化の波が押し寄せている沖縄の伝統 的な宗教の中心である久高島の高齢者に焦点を当てる。高齢者を生活者として捉えつつ、高 齢者の生き方を支える島および沖縄本島の施設でのケアについて、福祉の視点から考察する。

②短期入所生活介護者

④居宅介護支援受給者

1人

5人

Ⅱ 久高島における福祉の現状

① 通所介護者

③福祉用具貸与者

介護保険居宅 サービス受給者

4

-男 3

·女 0

計 9

		. –		
被保険者	第1号被保険者	111人	第2号被保険者	73人
似体映有	要介護認定者(65歳以上)			
施設利用者	介護老人保健施設	3人	訪問介護利用者	2人

3人

表-1 介護保険実施状況(地域医療振興会)

35	
30	Λ
25	
20	
\prec	
··· 15 曲 10	
₹ 5	

表-2 2013年(平成25年4月30日現在)の久高島の年齢別人口(太枠:高齢者層)



久高島における年齢別人口を調べてみると以下のようになる (表−2)。

地域医療振興会の調査による、久高島の介護保険実施状況(表-1)を概観すると、2009 年(平成21年7月末現在)第1号被保険者数が111名、第2号被保険者数73名の合計184名、 要介護認定者数は65歳以上が17名である。介護保険の施設サービス受給者数は、介護老人保 健施設」が3名、訪問介護利用者が2名の合計5名となっている。また介護保険の居宅サー ビス受給者数は、①通所介護者が3名、②短期入所生活介護者²が1名、③福祉用具の貸与 者3が3名、④居宅介護支援受給者4が5名となっている。 久高島には入所型介護施設がなく、 介護保険のサービスは訪問介護と島外の通所リハビリを数人が利用している程度で、要介護 状態になれば必然的に島外に移らざるを得ない。しかし、現実にはサービス基盤の遅れたこ の島では、表-2の太枠に示した部分からもわかるように、老々介護の高齢者も多く暮らし ている。島の高齢者達には、「在宅介護」や医師一人という「医療機関」の問題等が大きく 立ちはだかっており、海を渡らなければ病院に行く事が叶わない島民は、島外の施設で孤独 に過ごす高齢者が少なくないようである。

III 久高島における調査概要

本稿では、「神の島」久高島が高齢化してゆく中で、ホスピス・緩和ケア及びスピリチュアルケア、エンド・オブ・ライフケアの視点から、久高島に住む高齢者の福祉について考えるために、実際に島に出向き、高齢者の方々に聞き取りを中心に調査を行った。次に、久高島の高齢者福祉を考える上で重要な、島の高齢者を支える「ふばの里」でボランティア活動を支えている方とお会いする事が出来た。

予備調査として、2012年(平成24年) 3月16日(金)、2012年(平成24年) 8月11日(土)から12日(日)にかけて5回久高島に渡った。予備調査においては、フボー御嶽、久高殿(うどんみやー)、外間殿(ふまかでん)、大里家(うぷらとう)などの拝所を巡検し、また、第3回目2012年(平成24年) 5月8日(火)には日帰りであったが、ふばの里のボランティアAさんと次回の宿泊調査の打ち合わせを行い、ふばの里でお年寄達に自己紹介を兼ねて挨拶し訪問の主旨を説明した。第4回目の予備調査2012年(平成24年) 5月12日(土)~13日(日)では、ふばの里のミニデイサービスでのプログラムにも参加し、健康体操やゲームに参加しお年寄り達との交流を図った。第5回目の予備調査2012年(平成24年)8月11日(土)~12日(日)でも、ふばの里のミニデイサービスに参加してお年寄達と交流を図った。

以上の予備調査を基に、2013年(平成25年)6月1日(土)から6月2日(日)にかけて一泊し、ふばの里において久高島のお年寄り達に対する本調査を行った。最終調査として、9月23日(月) ~ 24 日(火)、9月30日(月) ~ 10 月1日(火)にかけて、久高島の地域で暮す男女20名のアンケート調査を行った。以下、ふばの里への取り組みと、本調査の報告である。

1) ミニデイサービス「ふばの里」5の取り組み

一年をとって介護が必要になっても、生涯暮らし続ける久高島を目指して一

2004年(平成15年)7月から生きがいボランティアグループ「ふばの里」によるミニデイサービスが島民の手で行われるようになった。久高島の住民福祉活動と介護を取り巻く島の現状をみてみると現在、毎週土曜日には知念村の行政委託によるミニデイサービスを開催し、島民の福祉向上の一翼を担っている。久高島の住民福祉活動と介護を取り巻く現状は、島内に住む高齢者向けの「閉じ籠り防止」や「介護予防」及び「転倒(骨折)予防のエクササイズ」などが実施され効果を上げている。このミニデイサービスは集落の中心部にあり、会場となる久高島離島振興総合センターは島民全体が使用する公共施設であり、午後1時30分~3時30分の時間帯に実施されている。開始時間前には島内アナウンスで参加を呼びかけ、利用者の殆どは其々が徒歩で会場に集まって来るが、送迎の必要な利用者に対しては自家用車によるサービスを行っている。ボランティアは久高島の住民で連絡調整、会場設営、レクリエーションの進行などを行っている。ミニデイサービスでのプログラムは以下の通りである。

- ① 看護師による血圧・脈拍測定
- ② 転倒(骨折)予防体操(音楽4~5曲に合わせて身体を動かす)

- ③ 理学療法士 (PT: Physical Therapist) による介護予防エクササイズは月一回行われている。
- ④ お茶を飲みながら歓談(ゆんたくタイム)
- ⑤ ゲーム、レクリェーションで終了

ミニデイサービス「ふばの里」で行われる健康体操では、心身ともにリフレッシュし、介護予防の効果が特に大きく現れている。島内には家に閉じ籠りがちなお年寄りが多く、特に80歳代~90歳代の方に多い。ボランティアによると利用者達は、「体操によって足が自然と鍛えられる」と感想を語っている。島にこそ高齢者介護のニーズがあり、島全体で支えるという意味が見出されている。

写真 $1\sim6$ は、2013年(平成25年)6 月 1 日(土) ~6 月 2 日(日)にかけて調査を行った時のものである。この日「ふばの里」では10名のお年寄が参加し、沖縄県与那原警察署地域課による「交通安全とおれおれ詐欺」の講習会が行われていた。

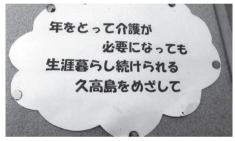


写真1 平成25年6月1日(土)撮影



写真2 平成24年5月12日(土)撮影



写真3 平成24年5月12日(土)撮影



写真4 平成24年5月12日(土)撮影



写真 5 平成24年 5月12日 (土) 撮影



写真6 平成25年6月1日(土)撮影

その後、島のお年寄の協力により聞き取り調査を行った。ふばの里のお年寄の特徴は、中でも女性が神事を司る「神の島」で行われていた伝統的行事「イザイホー」の経験者が9名も参加されているのは特殊なケースである。ここでは地域医療や福祉の在り方をエンド・オブ・ライフケアという終末期ケアの動向を踏まえながら望ましいケアのあり方を考察し以下に論じていきたい。

2) ふばの里における調査の報告と考察

① 調査の日時と方法

データの収集は、2013年(平成25年)6月1日(土)、「面接調査」を行った。面接時間は約45分間。場所は久高島離島総合センター内の会議室で実施した。調査の内容はICレコーダーに録音し、またビデオ2台で撮影した。面接内容は、「島に対する愛着度」、「健康状態」、「祈り(拝み)について」、「終の棲家」などであり、介護の支え手の乏しい島に住み、ミニデイサービス「ふばの里」に積極的に参加されているお年寄り達の、スピリチュアルな信仰とエンド・オブ・ライフケアの現状を調査した。

② 調査の対象

対象は沖縄県、南城市久高島のミニデイサービス「ふばの里」の参加者10名である。参加者は、ふばの里事務局のボランティアAさんの協力のもと、調査協力の同意が得られた人を対象とした。

③ 倫理的配慮

事前に自己紹介するとともに研究目的を参加者及び、ふばの里の責任者の前において口頭で説明し、承諾を得た。

④ ミニデイサービスの参加者の概要

参加者の概要と基本属性を次の表-3に示した。

表-3 参加者の概要と基本属性

2013年 (平成25年) 6月1日 (土)

ID	性別	年代	出 身 地	世帯	生活自立度	健 康 度
А	女	80代	久高島	長男家族同居	自立	膝痛
В	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
С	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
D	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
Е	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
F	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
G	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
Н	女	80代	久高島	夫婦二人	自立	膝痛
I	女	70代	久高島	一人	自立	不明
J	男	80代	久高島	夫婦二人	自立	特になし

面接調査の内容に基づき筆者作成

⑤ 面接調査の内容

面接調査の内容から、特に本稿のテーマと関連が深い4つの項目について、久高島のお年 寄りの方々の実際の言葉(多少要約したものあるが)を次に示したい。その4つとは既に述 べた「島に対する愛着度」、「健康状態」、「祈り(拝み)について」、「終の棲家」である。

・「島に対する愛着度、満足度」について

Bさん:「この島がいいょ~ここで過ごしたい」

Cさん:「あの世に行くまで、久高島で・・・」

Fさん:「嫌われるまでいとく」

Dさん:「この島が一番上等、とても気楽です」

Aさん: 「こっちがいいですょ。」「ここに決めている」

Eさん:「自分が出来なくなったら、行きたくはないけれど、後はホームに・・・」

•「健康状態」

Hさん:「身体の健康は、畑仕事」。朝7時頃からお昼は休んで夕方6時頃まで。

現在は「小豆の草取り」「とうがん」「大根」

Dさん:「新鮮な魚」家族(主人・息子)が釣りをする

Aさん: 「太陽の光」「運動」「島の野菜」

Eさん: 「若いころ難儀をしたから膝が痛い」

・「祈り(拝み)について」

Bさん: 「久高の信仰は心の健康になる」

Jさん:「心が健康になる」「気楽にゆっくりなる」

Dさん:「一日いいことがある様にと祖先に祈る」「航海安全」「交通安全」

Fさん:「70歳で拝み事は卒業して10年も過ぎた」「ウガンは癒しになる」

I さん:「ウガンをするときには、120歳まで生きられるよう~」

Bさん: 「きっちりやっていたら安心」

Cさん:「たまに忘れると不安になる」

Aさん:「毎朝、1日の健康を守って下さい、宜しくお願いします」

Yさん:(男性)「手はあわさないけれど、朝一回「お茶とうを祖先に妻があげる」

Gさん:「気が晴れるようにお願いする」

Hさん:「イザイホーの神さまにお祈りする」

Eさん:「火の神にもお願いする」

I さん: 「お願い事をしたら「軽くなる」「一日の健康を守って下さい」

「終の棲家」

Fさん:「久高で最後まで暮らしたい」

Gさん:「100歳まで生きて、久高で終わりたい」

⑥ 考 察

今回の調査における4つの質問に対し、お年寄りの殆どは、島の生活の満足度が高く、「生 きがい感」が強いと推察された。その理由の一つとして、女性を主としたイザイホーと言う 伝統行事に携わってきた事による久高島のアイディンティティの根幹をなす神事を生きがい として積極的に生きてきた事が示唆される。次にお年寄りの主体的な健康感を見ていると、 島の新鮮な野菜や魚貝類等、自給自足への生活の満足度の高いことが感じられた。拝みに対 しては個人的な意見が数多く聞かれた。久高島での過去における伝統行事であった「イザイ ホー」に参加した事が現在でも其々のスピリチュアルな自尊感情を高め、日々の「幸福感」 に影響しているのではないかと感じられた。最後の質問である「終の棲家」は全てのお年寄 が「島での暮らし」を望まれていた。人口の規模が小さく、高齢化率の高い久高島では多く の残された自然や島民同士の人との交流の温かさが「心の健康」に繋がり、在宅で暮すお年 寄り達は、互いに助け合いながら一生涯、島に住み続けたいと共に願っているようである。 高齢者の場合、社会からの離脱が余儀なくされる場合があり、個別のつながりを深める事に よってお年寄のQOLが向上し、生活満足度が上昇する事に焦点を当てた「ふばの里」では、 ボランティアAさんを中心とした自立高齢者の「生きがいづくり」に取り組んでいる。福祉 の中に宗教的ニーズを併せ持つ非常にユニークな事例だと思われる。長く続く老年期を健康 で生きがいを持って過ごせるよう、「年をとって介護が必要になっても、生涯暮らし続ける 久高島」を目差しながらお年寄達はミニデイサービスに参加している。エンド・オブ・ライ フケアについては既に述べたように、非がん患者も含めた人生の終焉を迎える時期の全人的 ケアを指し、老いや虚弱といった包括的な高齢者のケアを含め、自然な死を迎える事を明確 に意図した言葉としてある。人は必ずしも、「病気」で死亡するわけではなく、「老衰」で身 体機能が老化現象と共に衰えて行く場合もある。ただ、人生の終末期を医療の面からだけ捉 えるのではなく、小さな島嶼社会の中で過ごす、闘病中のお年寄への「生」の延長にも目を 向けながら、地域での役割や取り組み等を明確にし、エンド・オブ・ライフケアと言う視点 から新たな仕組みとして向き合い、検討する課題が明らかになった。

尚、面接調査の内容から久高島の地域で暮すお年寄りの在宅福祉サービスについて、ふばの里のボランティアAさんから以下の要望が浮上してきた。

- ① 理学療法士による「訪問リハビリ」を一週間に1回程度。
- ② 整形外科医の在宅における往診を1ヶ月に1回程度。
- ③ 南城市より「ふばの里」の活動に人材派遣。 (例として、月~金曜日にホームヘルパーの派遣)

- ④ 「がんじゅう教室(高齢者筋力向上トレーニング)」への健康運動指導士・理学療法士・ 看護師との連携強化。
- ⑤ 在宅への訪問リハビリテーションで効果の出てきたお年寄は「がんじゅう教室」へ。
- 3) 島民で組織されるワーキンググループ「有見会(うけんかい)⁸」と久高島振興会を中心に島の福祉向上を探る。

沖縄県では「離島・過疎地域支援事業」を平成12年から5年間実施した。これは3つの離島をモデル指定し、高齢者の「介護予防」や「生活支援」の整備を図るもので、県内の3離島、久高島、渡嘉敷島、波照間島が指定を受けた。島民がこのような介護サービスを具体的に学ぶきっかけになった背景には、島の高齢者が要介護状態になっても在宅介護サービスを受けながら、生まれ育った島で暮していきたいとの思いがある。平成15年から介護が必要な為、本島の施設に入所中の久高島出身の高齢者を一時的に帰省させる「里帰り事業」も実施され、島ぐるみで温かく歓迎するなど、地域に密着した活動も展開している。この事業をきっかけとして、久高島に「有見会」というワーキンググループが設置された。

有見会は、島内の区長、老人クラブ会長、医師、看護師、教育関係者、村議会議員などが構成員となり、県長寿社会対策室(当時)と県立看護大学が連携しながら、住民福祉の向上について実態調査や支援計画策定を行った。こうした流れの中で、高齢者向けのミニデイサービスを開催することとなり、島民へボランティアを呼びかけた結果、平成15年7月に、ボランティアグループ「ふばの里」が結成された。有見会では、離島・過疎地域支援事業で行う調査や話し合い結果の情報を住民へ提供するために「有見会通信」を発行している。また、平成15年9月には、介護が必要なため本島の施設に入所している島出身の高齢者を一時的に帰省させる「里帰り事業」を実施し、久しぶりに帰島するお年寄りを島ぐるみで温かく歓迎するなど、地域に密着した活動を展開している。島に帰ってきたお年寄り達は出迎えた島民のカチャーシーの中で車椅子のまま手を動かし踊っていた。お年寄り達は島を離れ、島外の病院への入院や老人ホームに入所する事を「連れていかれる」と表現する。「死んだらどうせ島に戻ってくるのに、死ぬ為だけに住み慣れた島から出るなんておかしいさー」。これは久高島に住む高齢者達の、厳しい現実に対する複合したスピリチュアルペインだと考えられる。

振興会活動のトップには、「保健、医療または福祉の増進を図る活動」が挙げられている。有見会のメンバーは島内の福祉の現状について、「ふばの里の活動はとても喜ばれてはいるが、さらなる在宅介護サービスの充実が必要である」と語る。島内には医療・介護・福祉に携わる専門職が不足しており課題も多い。これから先、久高島のような離島・過疎地域での介護を支えていく為には、福祉サービスを提供出来る島内完結型による、「特別養護老人ホーム 9 」や「小規模多機能施設 10 」、「生活支援ハウス 11 」の立ち上げ等、在宅サービスの基盤整備を立ち上げ、行政も積極的に参画し島における看取りを目指して行くべきと考えられる。

NPO法人「久高島振興会」のホームページでは「生涯暮らし続けられる久高島を目指して」という取り組みで以下の様に掲載しているので紹介したい。

「久高島には介護施設がなく、要介護状態になった島の高齢者は住み慣れた島から離れなくてはならない。毎年数名のお年寄りが本島に連れて行かれては亡くなって島に戻ってくる。島の住民は心を痛め、「どうにかしないといけない」と常に感じている。島の祖先や高齢者の「心」を形にする為には、介護保険制度や若者不在による人員不足等、久高島ならではの立ち向うべき課題が多くある。家族が島を離れずに住めるならばお年寄りも安心して島で暮せる。若者が島に残れば介護施設運営等に必要な人材が確保できる。久高島振興会が中心となり、その為にも滞在型観光の推進としての宿泊施設や食事処等、お客様に島の魅力を提供し、新たな雇用も生み出しつつある。多くの利益を生み出せれば介護施設の運営に回す事が出来る。たとえ小さい島の規模であっても福祉事業を担っていくと言う取り組みを含め一歩一歩前進し、表-4の図に示すような可能性を模索している。」

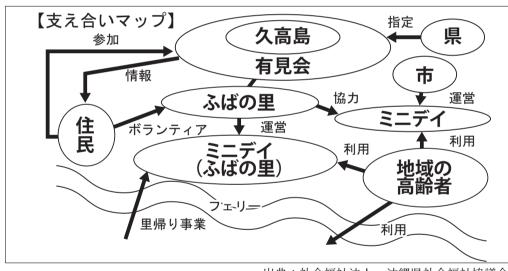


表-4 生涯暮らし続けられる久高島を目指して(南城市久高島)

出典:社会福祉法人·沖縄県社会福祉協議会

Ⅳ 特別養護老人ホーム「しらゆりの園」における介護の取り組み

(1) 特別養護老人ホーム「しらゆりの園」と久高島の高齢者達

特別養護老人ホーム「しらゆりの園」は沖縄本島の南城市知念にあり、「高齢者の尊厳と自立支援、利用者本位」の基本理念を掲げ、昭和63年3月11日に開設された。沖縄でも、高齢化の進展による社会のニーズに対応し、特別養護老人ホーム「しらゆりの園」は設立された。少子高齢化が現実のものとなってきた今日、お年寄が健康でしかも生きがいを持ちながら、安心して暮らせる社会を構築する事が増々重要となっている。現在、「しらゆりの園」に入

所中のお年寄りは70名であり、久高島の高齢者も入所中である。施設では入所者の看取り(終末期ケア)も行っており、その数は徐々に増加しつつあるという。しかし、中には家族の意向で病院での最期を望んでおり、本人の想いは無視され退所される場合もあるようだ。

厚生労働省は増え続ける医療費削減を名目に病院から在宅へと大きな方向転換を推し進めている。国の方針は在宅看護、在宅介護を推し進めながら「看取り」へシフトしようと講じている。地域ケアは在宅、経済、介護など複雑な要因を含んでいる。高齢化の問題は、勿論自分自身の問題ではあるが、医療をはじめ保健福祉が一体となり、行政も諸々の施策を図り、お年寄りの多様なニーズに応じたきめ細かなサービスを推進しなければならない。

現在「しらゆりの園」では、在宅へ向けて以下の"自立支援介護"と取り組んでいる。

1) 排泄の自立:入所者全員の日中の「おむつはずし」に挑戦し、排便時にオムツを使わず、 歩行器や杖等を使い一人でトイレ迄歩行ができる事。

(例として下剤を使わず、ポータブルでの座位による排便)

- 2) 運動の自立:パワーリハビリテーション¹²を取り入れ、機能訓練は勿論「安全」を心がけ、 心と体をリフレッシュするため利用者のペースに合わせた無理のない自分 のペースで歩行訓練を行い、老化による機能低下を回復させる。
- 3) 胃瘻の全廃:目標を掲げ、全員が普通食(常食、並食)を摂取出来るように、咀嚼や嚥下(カミカミ・ゴックン)など、口腔機能を改善し介護の専門性を高めるケアに挑戦中である。

その他の介護の基本としては、「水分摂取、食事、排せつ、運動」を中心とした自立支援 を実現している。具体的には、一日の必要水分量1500ml~2000mlの摂取により便秘の予防 をはじめ、肺炎予防等、可能な限り居宅における生活への自立を念頭に置いている。入浴介 助は清潔で安心設計の浴場で、シャワー浴だけではなく浴槽も設置し、利用者本人の状態に あわせて「一般浴」、「特別浴」、「個人浴」などが選択でき、身体のご不自由なお年寄でも手 すりや補助器具などが充実し安心して入浴が出来る。食事介助は、栄養とエネルギーのバラ ンスを中心に、普通の食事を摂取する事によって口腔内の機能も改善される。お年寄の低栄 養や活動の低下等を防ぐ事を目的として、沖縄の家庭料理をはじめ、バラエティに富んだ料 理で我が家に近い食事を心がけている。その他年2回の健康診断、インフルエンザ・肺炎球 菌ワクチンの接種、口腔ケア(超音波洗浄器)を導入し、充実したケアを実施しており、介 護及び見守りの支援を行う事により、利用者それぞれが個人の身体能力に応じた日常生活を 営む事が出来るよう、協力医療機関との連携も密にしながら、「自立支援」を志している。 もし成功すればお年寄りが、島で住み続ける為、離島でも「在宅ケア」が可能になるかも知 れない。久高島では家族介護が困難となり要介護状態になったお年寄達の現状は、島外の入 所施設に移らざるを得ない状況となってくると、久高島に近い「しらゆりの園」に入所を決 める場合が多い。多くのお年寄達は家族に見守られたいと家族介護を望んでいる。しかし、 いくら愛情があっても一旦引き受けてしまうと、支える側が家族であるだけに逃げる事も止 める事も出来ない。老い衰えて行く事が家族にとっても、どのように意味づけられるかとい う問題に心が揺さぶられてくる。お年寄たちは「本当は島を離れたくなかったが、一人では 生活して行けなくなった」と施設職員に苦しい胸の内を吐露するという。久高のお年寄達は 朝早くから起床し、久高島を遥かに眺める事の出来る部屋から島の見える東方向に向かって 祈りを欠かさなかったという。勿論、太陽の昇る場所であり、太陽神崇拝のひいては理想郷 ニライカナイ遥拝の位置で、太陽(ティダ)の昇り場所は祈願の対象である。2001年(平成 13年)頃が最も入所者が多く、一時期は6名もの島のお年寄りが入所しており、「久高の部 屋」と呼ばれ、久高島が見えるように「スピリチュアルな配慮」もなされており、其々のお 年寄が久高島の方言で話し、祈りを欠かさなかったと施設職員Aさんが話された。1978年(昭 和53年)、最後となったイザイホーの時、作家の岡本太郎13が「最後のノロ」であるT子さ んに会う為、久高島を訪れ有名になった。T子/月刊波動2003/1月号(文・構成 宮崎 みどり)を引用すると、T子さんは久高島の最後のノロ・神女である。T子さんは老衰の為、 特別養護老人ホームに入所中であった。T子さんにイザイホーの事を聞いてみると、「イザ イホーはとてもなつかしいさぁー。皆で寄り集まってオガミ(祈願)して・・・それはそれは 楽しかったねぇ。思い出すと涙がとまらんよぉ」、「毎月1日と15日には久高島 (東) に向かっ て皆の健康と幸せをウガン(お祈り)しているさぁ」と言われたとのことである。

(2) 「しらゆりの園」における聞き取り調査

「しらゆりの園」における第1回目の聞き取り調査を、2012年(平成24年)6月15日(金)に行ったが、施設職員AさんからT子さんに関する次のような興味深い話を聴くことができた。Aさんによると、T子さんから当時、「ある方が亡くなった後、霊が出てくるので、ヌジファ [抜霊] をして欲しい」との申し出があり、施設側も御祓いをしたり色々と試したが納得されず、ユタに来てもらってヌジファを行った所、T子さんは落ちつかれたという。施設でしか知りえない貴重なスピリチュアルなエピソードである。

「しらゆりの園」における第2回目の聞き取り調査を、2013年(平成25年)6月5日(水)に行った。この時は、施設長のBさんと職員のAさんから、T子さんについて次のような話を聴くことができた。T子さんはもの静かな方で、ベッドの上で祈り「やるべきことはやった」と言われ、日々を安らかで穏やかに過ごされ、スピリチュアルなペインはなかったとみられるとのことである。当ホームに入所中であったT子さんも施設職員の「寄り添うケア」を受けられ老衰の為、1997年(平成9年)7月1日に亡くなられたという。久高島の最後のノロ・神女であるT子さんは、スピリチュアルな安寧の中で一生涯を閉じられたと言えそうである。

2013年(平成25年)6月1日現在、久高島からは一組のご夫婦が「しらゆりの園」に入所中である。お二人は様々な要因により日常生活に不安がある為、在宅での生活が困難となり入所を決められた。ご主人(80歳代)は日常生活を営む事が出来るよう食事・入浴・排泄など、生活場面でのケアや機能訓練など介護支援を受ける為に、有料老人ホーム「シルバーハ

ウスしらゆり(人員13名)」に、奥様(80歳代)は認知症対応の「グループホーム(人員6名)」にそれぞれに別れて日々の生活を送られている。

「しらゆりの園」は介護を必要とする状態になった時に、高齢者の生活を支える医療・介護・ 住まいとしての多様なサービス体制が提供できる望ましい施設だと感じられるが、「久高島 で生を終えたい」というお年寄りのスピリチュアルな思いは残るようである。



写真7 特別養護老人ホーム「しらゆりの園」 平成24年6月15日(金)撮影



写真8 特別養護老人ホーム「しらゆりの園」 から久高島を望む 平成24年6月15日(金)撮影

結 語

本稿は高齢者福祉における、スピリチュアルの重要性について、エンド・オブ・ライフケアの視点から、久高島の高齢者を事例として取り上げ論じた。

まずホスピス・緩和ケア、スピリチュアルケア、エンド・オブ・ライフケアについて考察 した。これらのケアは、いずれも全人的ケアをその土台としていると言う共通点がある。し かし、ホスピス・緩和ケアは主にがん患者を対象としているが、エンド・オブ・ライフケア は非がん患者も対象としていること、したがって高齢者福祉におけるスピリチュアルケアを 考えるとき、非がん患者も対象とするエンド・オブ・ライフケアの視点に立つ必要があるこ とを論じた。

次に、以上の考察に基づいて、久高島における「ふばの里」のミニデイサービスでの「介護予防」や「生活支援」等を論じたこと、久高島のお年寄りが"終の棲家"として選ぶことの多かった、特別養護老人ホーム「しらゆりの園」での聞き取り調査を行い久高島の高齢者に行われている福祉サービスの現状と課題を考察した。人口規模の小さい島嶼社会という地理的条件下では、地域社会の中で要介護者を支える介護基盤の整備という点では制約条件が顕著であり、入所型の介護施設を持つ事が極めて困難である。島で暮らす高齢者のエンド・オブ・ライフケアは、死への道のりは緩やかで長く続き、中でも其々のお年寄りの「死の迎え方」や、そこに至る迄の終末期の過ごし方は重要なライフステージである。いうなれば長期間における介護生活の延長として迎える高齢者にとってのキュアとケアの関係性は、ある

時期から移行するのではなく、むしろ連続的で継ぎ目がないと考えるのが妥当であり¹⁴、「時 間の延長の先にある死15として見るのが正しいと村田氏は述べており、島のお年寄りがそ れまでの長い生活の中で身につけた「生活様式」を継続できる場において、「いのちが島の 自然の中で終息に向かっていく流れを如何に提供出来るか」16が重要と述べている。その為 には、在宅におけるエンド・オブ・ライフケア、「文化的、スピリチュアルな面での個人的 な価値観や信仰、生活習慣にも気を配る」¹⁷必要があり、「終の棲家が高齢者たちの漠とした 不安感を取り除き、生活実現できる場は、医療施設になるのか福祉施設なのか、或いは在 宅か18」と言う終焉の場は誰にも判らないが、例えどのような場であっても、その人らしい 生活形態が安定して提供される事こそが、介護及び生活支援の基本となり、福祉サービスに おけるスピリチュアルなニーズにおいても、今後必要になってくるのではないだろうか。高 齢者の晩年期におけるエンド・オブ・ライフケアは、k.k. キューブラ氏共著監訳鳥羽研二氏、 『エンド・オブ・ライフケア』終末期の臨床指針p.13によると、「その人が持つ価値体系を尊 重し、能動的で共感的なアプローチを必要とする為、スピリチュアルなケアや、個人の信仰 や習慣にも気を配る必要がある」と述べられている。特に女性を主としたイザイホーと言う 伝統行事に携わってきた久高島のお年寄達には其々の受け止め方があり、個人個人が持つ価 値観を尊重することが、どれ程重要かを理解し尊重しなければならないと言える。

注

- 1 「介護老人保健施設とは、病状が安定しており入院治療を必要としないが、家庭に戻れるように機能回復、看護、介護などの医療ケアを必要とする状態の者。」 第3版『社会福祉用語辞典』 2002 ミネルヴァ書房
- 2 「短期入所生活介護者とは一要介護状態にある者に対して一時的に入所して看護、医学的管理 のもとに介護、機能訓練、必要な医療を受ける者。」前掲書 p.239
- 3 「福祉用具貸与者とは一高齢者や障害者等に福祉用具(車いす・ベッド・歩行器)等12種目の 貸与。」前掲書 p.301
- 4 「居宅介護支援受給者とは一要介護認定がなされた被保険者(要介護者)が指定居宅サービス を利用した際に給付される保険給付。」 前掲書 p.63
- 5 http://www.okishakyo.or.jp/html/kouhou/report/15ikoi.html (2012/05/20) 沖縄県社会福祉協議会「住民支え合い活動レポート集」No16
- 6 「南城市知念字久高島・離島振興総合センターにおいて、離島の介護を担うボランティアグループ 「ふばの里」によるミニデイサービスが行われている。」 http://www.okishakyo.or.jp/html/kouhou/report/16huba.html (2012/06/12)
- 7 http://www.mhlw.go.jp./topics/2009/05/to0501-1.html (2012/06/14)
- 8 「離島・過疎地域支援事業をきっかけとして有見会は島の区長、老人クラブ会長、医師、看護 師、教育関係者、村会議員等が構成員となり住民福祉の向上についての実態調査や支援計画策

- 定などを行った。」http://www.okishakyo.or.jp/html/kouhou/report/16huba.html (2012/6/12)
- 9 山縣文治、柏女霊峰共著2002『社会福祉用語辞典 第3版』ミネルヴァ書房 p.265
- 10 「デイサービスを中心に宿泊(ショート)や訪問介護を併用する施設。地域密着型複合介護施設」。 前掲書 p.183。
- 11 「高齢者生活福祉センター」とも言われ独立生活が不安であり、家族ケアが困難で生活支援や 緊急対応の必要な者が対象。小規模複合施設。行政の措置で決定する。山縣文治、柏女霊峰共 著2002『社会福祉用語辞典 第3版』ミネルヴァ書房 p.93
- 12 「老化による器質的障害により低下した機能を回復させ自立性向上とQOLの高い生活復帰を目指す」 http://npo.powerreha.jp/
- 13 「2011/9/8のNHK「岡本太郎生誕100周年記念」で、岡本太郎が内間カナさんに会いに行った 事が分かった。」
- 14 村田真弓共著, 2009『福祉老年学』第13章, p179 学文社
- 15 前掲書、p176
- 16 前掲書、p176
- 17 前掲書、p175「終末期患者の晩年期のケア=人生の命の終わりをケアする事」を、エンド・オブ・ライフケア(End-Of-Life Care)と言う用語を用いる。
- 18 前掲書、p176

引用参考文献

- ・浜崎盛康共著、2011『ユタとスピリチュアルケア』ボーダーインク
- ・窪寺俊之、2004『スピリチュアルケア学序説』三輪書店
- ・柏木哲夫, 2008第5版『緩和ケアマニュアル』最新医学社
- ・浜崎盛康,2012「スピリチュアルペインから見たスピリチュアルケアについて」(「人間科学」琉球大学人間科学科紀要、第27号)
- ・深谷美枝共著、2008『福祉・介護におけるスピリチュアルケア』中央法規
- ・春川栖仙、2009『スピリチュアル用語辞典』kkナチュラルスピリット
- ・小沢竹俊、2008『医療者のための実践スピリチュアルケア』日本医事新報社
- ・k.k.キューブラ共著 監訳鳥羽研二,2011『エンド・オブ・ライフケア』終末期の臨床指針 医学書院
- ・岡田玲一郎監訳、2001『高齢者のend-of-lifeケアガイド』厚生科学研修所
- ・島内節編著、2008『在宅エンド・オブ・ライフケア (終末期ケア)』イニシア
- ・山縣文治、柏女霊峰共著、2002『社会福祉用語辞典』ミネルヴァ書房
- ・永井彰,2010「沖縄の島嶼部における地域ケア・システム構築の現状と課題」 東北大学大学院文学研究科東北文化研究室紀要51

- ・日本ホスピス・緩和ケア協会 http://www.hpcj.org/what/definition.html (2013/06/19)
- · 沖縄県企画部地域離島課 http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chiikirito/index. html (2012/5/31)
- ・沖縄県社会福祉協議会 http://www.okishakyo.or.jp/html/kouhou/report/15ikoi.html (2013/6/20)
- ・南城市役所ホームページ http://www.city.nanjo.okinawa.jp/ (2008/1/10)
- ・NPO法人久高島振興会ホームページ http://www.kudakajima.jp/ (2012/6/5)

憲法「改正」論議の批判的検討

髙 良 沙 哉*

Critical Examination of Constitution "Amendment" Argument

TAKARA Sachika

要旨

第二次安倍晋三内閣が発足して以降、権力側からの改憲論議が活発化している。2012年に出された政権与党自民党「改正」草案は、憲法改正の限界を超えると考えられる条項が多い。本稿では、憲法とは何か、憲法改正とは何かという基本的な認識を踏まえた上で、自民党の「改正」草案を批判的に検討する。

キーワード:日本国憲法、憲法改正、改正の限界、改正草案

はじめに

2012年12月に第二次安倍晋三内閣が誕生して以降、改憲論議が活発化している。2013年6月に行われた共同通信による全国世論調査では、63%が改憲に賛成であったが、第96条、第9条、集団的自衛権など、個別の項目では、いずれも改憲反対が過半数であった(沖縄タイムス2013年6月16日、琉球新報2013年6月16日)。全国世論調査の結果は、改憲賛成派の根拠は抽象的なものであることを示している。今ほど、改憲論議が現実化した時期に、抽象的な改憲論議をしている暇はない。主権者は、今こそ、憲法とは何か、憲法改正とは何か、どのような改憲が目指されているのかを知り、自らの意見を持たなければならない。人権は、一度奪われてしまうと取り戻すのは難しいのだから。

本稿は、2013年に改憲問題をテーマとして、筆者が行った講演内容に、加筆し修正を加えたものである。改憲を議論する際に、見落としてはならない視点を提示することを目的として、憲法とは何か、憲法改正とは何かを示す。また、現在の政権与党である自民党の改憲案において、特に議論になっている点を批判的に検討する。

^{*} 沖縄大学人文学部福祉文化学科 tsachika@okinawa-u.ac.jp

1 憲法改正・総論

(1) 憲法とは何か

憲法とは、ある特定の内容をもった法である。確かに、憲法は、国家の統治の基本を定めている。しかし、統治についての定めは、憲法の中心ではない。

近代以降形成されてきた憲法において最も重要な特徴は、専断的な国家権力を制限して、広く国民の人権を保障する立憲主義思想に基づくことである。

したがって、憲法の最も重要な目的は、人権の確保である。憲法は、そのために権力を制限し、国家機関に統治権を付与し、その範囲内で統治を行わしめる法である。つまり、憲法は、人権確保のために、権力を制限する法なのである。

また、資本主義の発展が生み出した貧富の格差等の弊害を是正するために、20世紀以降の福祉国家では、資本主義を維持しながら、社会的・経済的弱者を守るための人権を保障している。福祉国家では、国家が、社会的・経済的弱者を守るための人権(社会権)を保障する。社会権も保障する憲法を現代憲法という。

日本国憲法は、近代憲法の特徴である自由権の保障と制限規範、現代憲法の特徴である社会権の定めの両方を有する憲法である。したがって、改憲派の主張する「古い」「遅れている」「時代に合わない」などの批判は失当である。

(2) 憲法改正の限界

憲法改正には、限界があり、限界を超える改正は許されない。

第一に、立法権は、一般の法律を制定・改正する資格はあるが、憲法によって創られ、憲法によって立法権を付与されているため、根本法たる憲法を改正する資格を持つことはできず、立法権は憲法に拘束される。憲法改正は、憲法制定権者である国民にのみに認められるのである。

国民の制憲権は、憲法の中では、第96条1項の憲法改正権力として表れている。したがって、憲法改正権力の表れである、国民投票制を改正することは許されない。これを改正することは、国民主権の否定になるからである。

第二に、改正手続によって、どのような改正もできるというわけではなく、憲法改正にはおのずと限界がある。憲法前文第1段が、人権と国民主権を「人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と定めていることや、憲法第96条2項が国民投票で承認を経た改正条項を「この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する」と定めるように、現行憲法の基本原理と相容れない改定はできず、現行憲法と「一体を成す」性質の範囲内の改正でなければ許されない。

したがって、改憲内容に関していえば、個人の尊重(個人の尊厳)の原理に基づいた、国 民主権、基本的人権尊重の原理を改正することは、改正の限界に抵触するので許されない。 そして、国内の民主主義(国民主権と基本的人権)と不可分の関係にある、基本原理の一つ、平和主義も改憲の範囲外である。平和主義に関しては、争いがある部分であるため、後に詳述する。

(3) 憲法尊重擁護義務と思想・良心の自由

昨今頻繁にみられる、内閣総理大臣、その他の国務大臣、国会議員等の改憲論の主張は、 憲法尊重擁護義務の観点から問題である。これは、憲法に定める憲法保障の要求に反するも のではないのか。

憲法は、第19条で「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と定めているが、これは内面の自由である。したがって、各人の「思想及び良心」が外面に表れる場合には、制限を受ける場合がある。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」として、憲法第99条は、憲法を脅かす危険性のある者に対して、憲法尊重擁護義務を課している。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」の思想・良心は、外面に表れる場合には、第99条の制約を受けると解される。

2 争点の検討

(1) 第96条改定の問題点

自由民主党は、その改憲草案において、憲法改正発議の要件を「衆議院又は参議院議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が決議し」て、国民投票にかけるとしている(第100条)。

憲法改正の発議とは、単なる発案と異なり、衆参両議院で審議し、削除、加筆等の修正を加えた案を、憲法改正案として国民に提案することである。自民党の「改正」草案では、発案と同義に用いられている。

日本国憲法の憲法改正の発議要件は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」(第96条1項前段)とされており、強度の硬性憲法である。

では、自民党「改正」草案における「総議員の過半数の賛成」とは、現憲法上どの程度難しい議決要件であるのか。憲法において、法律制定、改正などの通常の決議の場合、可決のために必要な定員は、「各議院の出席議員の過半数」(第56条2項)である。法律案の再可決や議員の資格争訟の場合には、厳格さが求められるため「出席議員の3分の2以上」(第59条2項、第55条)である。これらと比較するならば、「総議員の過半数の賛成」とは、一般の法律の再可決よりも容易な議決要件であることになる。

そもそも、憲法は、国民の人権を保障することを目的とする基礎法(自由の基礎法)であるため、公権力によって容易に侵されないように最高法規と位置付けられている。つまり、

下位の法規範(法律など)によって、人権が侵されないようにするために、最も強い効力を 有する法とされるのである。そして、憲法の最高法規性を支えるために、改正のハードルを 上げているのである。

硬性憲法を緩和することは、最高法規である憲法の改定を容易にする。権力濫用の危険性が増し、国民の人権が権力によって侵害される危険性が増すため問題である。

ところで、憲法第96条の改憲手続を改定し、国会の発議要件を「過半数」に改定したとしても、国民投票(第96条1項後段)があるため、主権者の判断に任せるべきだという見解がある。しかしこのような見解は、いささか楽観的にすぎるのではないだろうか。

多くの問題点が指摘されている日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)に基づいて、果たして適正な国民投票がなされるのか。

まず、国民投票法には、最低投票率の定めがない。国民が、棄権して投票せず、投票率が 著しく低かったとしても、過半数の賛成を経れば改定されるというのは、乱暴である。最高 法規の改正手続きであることを考えれば、最低投票率の定めは不可欠である。

そして、国民投票法の下では、国民に十分な情報提供がなされるのかも疑わしい。第一に、国民投票日の14日前から、メディアからの情報が規制される(国民投票法第105条)。一応、国民は、国会を構成する政党からの情報は受け取ることができる(同法第106条、第107条)。しかし、権力側からの情報のみによって、国会から提案されている改憲案を検討することになり問題である。

また、教育者の国民投票活動の禁止条項がある(同法第103条2項)。教育者とは、学校教育法に基づく教育者である。学校教育法第1条によれば、大学も学校に含まれる。そのため、大学における憲法の研究者も国民投票活動はできない。したがって国民は、発議内容に関して、研究者からの専門的な情報を受け取ることができない。国民は、十分な情報もないまま、みずからの意思を決定しなければならないのである。

さらに、国民投票法に定める裁判に関する条項も問題である。国民投票法では、国民投票 の効力を争うことのできる項目が限られている。もし、国会の発議内容が、現憲法に反する ものであった場合も、国民投票法に基づいて、発議の無効を求める訴訟はできない。そして、国民投票を経た改正憲法が、現憲法に反する場合、その無効を問うための訴訟の提起も規定 されていない。

したがって、国民投票法に定める訴訟手続きには、改憲の発議や、改正憲法の中身を問う 訴訟をすることができないため、いったん国会の発議を通過した後に、回復する手段が著し く狭められているのであり、国民投票があるから大丈夫というのは、楽観的にすぎる。

(2) 前文と第9条における平和主義

さて、第96条の改憲手続の改変の本当の目的は、第9条の平和主義の改定であると考えられる。そのため、ここでは、平和主義の改憲問題についても検討する。

日本国憲法の大きな特徴の一つは、4段しかない前文の第2段すべてを平和主義に費やし、 さらに第9条において、徹底した武力によらない平和主義を掲げている点である。

前文第1段では、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、……この憲法を確定する。」として、戦争の反省を述べ、平和主義を他の二つの基本原理とともに規定している。前文2段では、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」したと述べ、どのように平和を創造するかという、指針を諸国民の「公正」と「信義」を信頼することに求めた。武力で平和を創造することを否定しているといえる。さらに、重要なことは、第2段の最後に、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として、平和的生存権を規定している点である。平和的生存権に関しては、2008年には、イラク支援特別措置法に基づく自衛隊のイラク派遣の合憲を争った訴訟において、戦闘地域での他国における武力行使と一体化して行われた自衛隊の後方支援が、憲法第9条1項に反するとした、名古屋高等裁判所判決が出された。その中で、平和的生存権を憲法上の法的権利としている(名古屋高等裁判所2008年4月17日判決)。平和的生存権は、戦争の恐怖からだけではなく、欠乏からも自由になることが、人間が平和に人間らしく生きる、最低限度の生存にとって必要であることを述べている、日本国憲法の非常に先進的な規定である。

そして、第9条では、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際 紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」として、第1項で侵略戦争を放棄し(通 説)、さらに「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」 として、戦力の不保持、交戦権の否認を定めているため、結果的に自衛のための戦争もでき ない仕組みになっている(通説)。

一方、有力説は、憲法第9条を、文言のままに読み、第1項で、自衛のための戦争も放棄したと解釈し、第2項で、当然に戦力の不保持、交戦権の否認を定めていると解釈している。 どちらの解釈をとったとしても、結果的に自衛戦争も放棄している点で同じである。

日本国憲法でこのように徹底した、武力によらない平和主義を定めているのは、世界で唯一、二度の原爆投下による無差別大量殺りくの犠牲になり、武力が生命、財産、自然を奪い尽くすことを経験した、日本の歴史的経験が盛り込まれているからだと考えられる。また、自衛のための戦争をも放棄したのは、過去、多くの侵略戦争が、自衛の名の下に行われてきたことの強い反省に基づくものである。

したがって、日本国憲法の平和主義は、戦争の反省と経験に裏打ちされた戦争否定である といえる。

ところで、この憲法における戦争の経験に沖縄における地上戦の悲惨な記憶は反映されているといえるのか。直接的に反映されたと考えるのは難しいと思われる。なぜならば、1946年に日本国憲法が公布されたとき、沖縄は、日本・日本国憲法から切り離され、米軍の占領

下にあったためである。沖縄は、終戦後、1972年5月15日の日本「復帰」までの間、米軍人や米軍によって人権を蹂躙され、平和ではない状況の中に生存することを強いられた。沖縄は、平和主義と人権保障が掲げられた平和憲法を求めて闘い、「復帰」によって日本国憲法を獲得したのである(しかし、平和憲法の下に「復帰」したはずが、現実には日米安保条約の下への「復帰」になってしまい、米軍の軍事的支配から逃れることはできていない。)。

自民党の「改正」草案の中で、前文と第9条の平和主義は大きく変質している。まず、前文であるが、第1段から戦争の反省は完全に消えている。その代わりに第2段において、「我が国は、先の大戦による荒廃や大災害を乗り越えて発展し」と述べている。先の大戦における日本の加害性に着目するのであれば、「乗り越えて発展し」という文言は、反省をまったく感じさせない積極性があり、問題である。また、人災である戦争と自然災害である「大災害」を並べて記述している点も違和感が強い。戦争は、防ぐことができるにも関わらず、防ぐことなく行ったのであり、政府の責任は強い。

そして目につくのは、現行憲法第9条2項の戦力の不保持・交戦権の否認が削除され、第9条1項の戦争の放棄条項があったとしても、「自衛権の発動を妨げるものではない」とされている。ここにおける「自衛権」が、武力によらない自衛ではなく、武力による自衛であることは次の第9条の2の規定から明らかとなる。「国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持」する(「改正」草案第9条の2)と定めており、軍隊の保持を明記している。この「国防軍」は、「第一項に規定する任務」、すなわち自衛戦争のほか、「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」(「改正」草案第9条3項)としている。この規定によれば、「国防軍」の活動範囲は、国際協調として行われる活動や国民の生命・自由を守るという名目で、地球上に無限に広がることがわかる。

自衛隊を「国防軍」へ移行した上で、明文化しようとする意図は何であるのか。明らかに 専守防衛の範囲を逸脱する。専守防衛の役割も超えた、集団的自衛権の行使を可能にするこ とがその目的であろう。そのために第3項において、活動範囲を無限に広げ、あらゆる国際 的な「平和と安全を確保」の名目で行われる戦争、軍事的活動への参加を可能にする狙いで ある。日米軍事同盟を背景とした、集団的自衛権行使を可能にすることは、明らかに対米従 属の強化につながる。

対米従属の強化を沖縄の視点でみれば、負担軽減とは逆行する流れである。現在、日本政府が進めようとしている島嶼防衛強化を併せて考えるならば、米軍の強化だけではなく、自衛隊、のちには「国防軍」の強化を目論んでいる危険性がある。そのことは、「改正」草案の第9条の3に「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」として、国境防衛を規定していることからもうかがわれる。

また、「国防軍」を定めるということは、軍事機密を守る強い必要がでてくることから、「国防軍審判所」の創設を「改正」草案第9条の2の5項に定めている。これは、名称は異なっても、軍法会議であり、通常の裁判所ではない特別裁判所の設置である。これは、国民の知る権利の妨げになることは明らかである。また、「被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない」(「改正」草案第9条の2第5項)と規定している。しかし、軍隊組織の強い階級制、支配服従関係など、軍隊の特徴に基づくならば、「国防軍」人の裁判を受ける権利は、制限される可能性が高いと言わざるを得ない。

したがって、「国防軍」の制定は、自衛隊の明記とは異なるため、注意が必要である。

このように、日本国憲法の平和主義を大きく変質させる草案が、「改正」に当たるのかは おおいに疑問である。なぜ改正の限界の議論をしないのであろうか。

現憲法第9条の解釈において、通説的見解に立った場合には、侵略戦争の放棄を規定した 第9条1項の改正は理論上不可能であると解されるが、第9条2項の改正までも理論上不可 能であるとは解釈されない(通説)。なぜなら国際社会において、軍隊の保持は直ちに平和 主義の否定につながるとは、考えられていないからである。

しかし一方で、憲法前文と第9条の徹底した非武装平和主義は、日本国憲法のアイデンティティである。したがって、日本国憲法上は、第9条2項の改正も、理論上不可能であるとする見解も有力である。

どちらの見解に立つかは、憲法に基づいて、どのように平和を構築するのかという本質的 な問題に立ち返って検討する必要がある。

現在の憲法でも「自衛権」を否定しているわけではなく、武力によらない自衛を選択しているだけである。憲法に基づいて、武力によらない自衛をすることが、日本国憲法に定める 平和の実現であるとするならば、第9条2項の改正も理論上不可能と考えられるであろう。

例えば、芦部信喜は、「日本国憲法の平和主義は、単に他国に自国の安全を守ってもらうという消極的な平和主義を意味するものではない。平和構想の提示や国際社会における紛争・対立の緩和に向けて提言を行うなど、平和実現のために積極的な行動をとるべきことを要請している。日本国憲法の平和主義は、このような積極的な行動をとることの中に日本国民の平和と安全の保障があるという確信に基づいている。」(芦部(2010)p.55,56)と述べて、武力によらない平和の実現の具体的な方針を示していることが参考になる。

憲法前文の掲げた崇高な理想を考えれば、日本国憲法上は、第9条2項の改正も不可能であるとも考えられる。

(3) 前文、第1条「改正」草案の問題

現行憲法前文は、「日本国民は」という文言で始まる。しかし、自民党「改正」草案では、「日本国は」となっており、主語から主権者である国民が消されている。

そして、自民党「改正」草案では、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合

の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下……」と続いている。「天皇を戴く国家」というのは、天皇を崇め奉る国家であるという意味なのだろうが、天皇信仰が強まっている印象である。続けて、「改正」草案第1条では、「天皇は日本国の元首であり、日本国および日本国民統合の象徴であって……」として、象徴天皇制は維持するものの天皇の国家元首化が目論まれている。

この前文第1段と第1条「改正」草案は、憲法尊重義務条項と併せて読む必要があると考える。「改正」草案第102条は、第1項で「すべて国民は、この憲法を尊重しなければならない。」としている。草案の条項が、人権後退的であり、「公」を「個」より優先するものであり、国民が現憲法よりもずいぶん不利になっているにも関わらず、尊重義務を課されている。そして、第2項には、「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。」を定められているが、現憲法第99条の憲法尊重擁護義務に定められている「天皇」が主体から除外されているのである。

このような「改正」がなされた場合、「憲法に従わない」、「憲法より上位の」天皇へと変更される可能性があるのではないかと、危機感を持つ。明治憲法ですら、「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」(第4条)と定めていたことを考えると、もはや明治憲法への回帰ともいえないような後退である。

(4) 憲法の目的の変質

憲法は、基本的人権を現在及び将来の国民に保障しているから、最高法規として、他の法よりも最も強い効力を有している。そのことは、現憲法第10章の最高法規の章に、形式的な最高法規の規定(第98条)より前に、最高法規の実質的な根拠を定める第97条を置いているところからもわかる。第97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と定め、公権力に対して獲得してきた人権を現在および将来の国民にも保障することを明確にしている。これが、憲法が最高法規である実質的な根拠である。

しかし、自民党の「改正」草案では、第97条は完全に削除されてしまっている。これでは、 憲法の目的から、人権保障が削除されたことになってしまう。目的の変更は、明らかに憲法 の変質である。基本原理である基本的人権の尊重に関する重要な条項の削除であり、改正の 限界に抵触する。

(5) 憲法13条「個人の尊重」と「公共の福祉」

憲法は第13条前段に「すべて国民は、個人として尊重される。」として、個人の尊重の原理を規定する。これは、人間社会のあらゆる価値の根源が個人にあると考え、何よりも個人を尊重しようとする原理であるから、人間の価値に上下はなく平等であるといえる。個人を

最も尊重するということは、「公」より「個」を尊重するということであるから、日本国憲 法は、全体主義を否定している。

自民党の「改正」草案では、「人として尊重される」(「改正」草案第13条)としている。なぜ「個人」を「人」に変更したのであろうか、真意は定かではない。しかし、「改正」草案前文3段の「和を尊び」という文言と合わせて考えるならば、「個」よりも「和」を重んじ、個人の尊重の原理の変質につながる危険性も疑われる。

また、現憲法第13条後段の幸福追求権や、第12条等に規定されている、「公共の福祉」については、「公益及び公の秩序に反しない限り」と変更されている。これについて、自民党は、参院憲法審査会で「公益の方が定義しやすい」と述べている(沖縄タイムス2013年5月30日)。また、「改正」草案の解説の中では、「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではない」としている。

現在、公共の福祉は、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理であると解釈されている。これは、個人の価値に上下がないため、同等の価値を有する人権が衝突した場合に、どちらを優先にするのか、個別に調整する必要があるためである。しかし、自民党「改正」草案では、人権相互の衝突の場合以外にも、「公益」目的や「公の秩序」の維持を目的として、人権が制約される可能性を示している。人権保障は大きく後退し、また、「個人」よりも「公」を優先することは、個人の尊重の原理、個人主義に反する。

(6) 環境権?

環境権は、公害訴訟を契機として発達してきた人権であり、確かに1946年の憲法制定当時には、考慮されていなかった。

そのため、環境権は、日本国憲法に明文の規定がなく、憲法第13条後段の幸福追求権と、 憲法第25条の生存権を根拠として、保障されると主張して、裁判上形成されてきた「新しい 人権」の一つである。環境権は、良い環境を享受し、これを支配する権利や、人間が健康な 生活を維持し、快適な生活を求めるための権利と定義される。

自民党「改正」草案においては、現憲法に環境権が制定されていないことを指摘し、環境権規定が盛り込まれている。「国は、国民と協力して、国民が良好な環境を享受することができるようにその保全に努めなければならない」(「改正」草案第25条の2)と定めている。この規定では、国民も協力する対象である一方で、国の義務は、単に努力義務にとどまる。自民党は解説の中で、「まだ個人の法律上の権利として主張するには熟していないことから、まず国の側の責務として規定することに」したとしている。結局、環境権を憲法上の人権として保障する意思はなく、それどころか法律上の権利のレベルにも達していないという認識である。

したがって、現状より環境権保障が厚くなるということでもなく、法律上も保障されるようになるとはいえない。

(7) 表現の自由

明治憲法でも第29条で表現の自由を規定していたが、「法律ノ範囲内二於テ」という制限がつけられていた。日本国憲法では、法律によって表現の自由を侵害した歴史を反省し、表現の自由を重視して、法律の留保をつけず、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」(第21条1項)と定めている。この条文で、政治的な表現を含む、あらゆる種類の表現を人権の行使として認めているのである。

表現の自由は、個人が自己を成長させ、実現する際、つまり自己実現に不可欠な人権である。そして、集会、結社、言論、出版など、あらゆる表現活動が、国民が、政治に参加する際、つまり自己統治を実現するのに重要である。したがって、国民主権の国家において、主権者を育て、そして主権者が政治に参加できるようになるのに不可欠な人権である。だからこそ、歴史上、侵害されることが多かったといえる。

さて、自民党「改正」草案は、表現の自由に関して、第21条1項には手を付けていない。しかし、第2項では、「前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。」として、「公益」や「公の秩序」を理由とした、表現の自由の制限を規定している。このような条文では、時の政治権力を批判するような、表現活動、団体の結成は認められなくなる。例えば、米軍基地に反対する沖縄県民大会や、デモ行進などは、容易に制限される危険性がある。

(8) その他

その他にも、国旗として日の丸、国歌として君が代を第3条2項に定めようとしている点で、思想・良心の自由(第19条)から問題である。

信教の自由に関しては、政教分離原則の緩和し、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては」、国の宗教教育、宗教活動を認める草案である。これは、「社会的儀礼又は習俗的行為」を名目として、他の宗教よりも優先する宗教を置くことにつながりかねない。

自民党「改正」草案では、前文において「和を尊び」と定めていることはすでにふれたが、さらに第24条1項を変更し、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」という条項を加え、家族の互助の義務を強調することによって、例えば介護等において、家族の義務の比重が増やすことを念頭においているのではないか、と懸念される。その場合、現在、介護などにおいて女性の負う役割が大きいことから、家庭内における女性の地位が後退し、負担が増加する可能性があるのではないだろうか。

また、教育に関して、第26条に第3項を「改正」案として加え、国は、「教育環境の整備に努めなければならない」としている。これは、教育基本法がすでに改定されていることと併せて考えれば、国家の教育への介入の度合いが大きくする狙いがあるのではないかと考え

る。教育が、主権者を育てる重要なものであるだけに、国家の教育への介入の強化は避けなければならない。

そして、公務員の労働基本権の制約が明記されていることも注意が必要である(「改正」 草案第28条2項)。

また、「公益及び公の秩序」に適合するように財産権の内容を定めるとし(「改正」草案第29条2項)、「公共」のために財産権を制限する可能性を規定しようとしている点も注意が必要である。あくまで、「公益」、「公の秩序」、「公共」であり、「公共の福祉」ではない。

自民党「改正」草案は、国政選挙に関して「国籍を有する成年者」という文言を加えただけではなく(「改正」草案第15条3項)、地方公共団体の議会議員、長の選挙についても、国籍条項を挿入している(「改正」草案第93条3項)。最高裁判所は、「地方公共団体の長、その他の議員等に対する選挙権を賦与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」とし、立法政策上の問題だとしている(最高裁判所1995年2月28日第三小法廷判決)。このような判決を無視し続け、立法政策を講ずることもせず、さらには、「改正」草案に国籍条項を盛り込んでおり、永住外国人に目を向けない、差別的で閉鎖的な草案だといえる。

「改正」草案では、地方公共団体の権限も縮小する意図なのか、「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ」としている(「改正」草案第93条3項)。例えば、沖縄のように、外交や安全保障の問題も、地域の問題であり、主体的に取り組もうとする地方公共団体から権限を奪う意図があるのではないだろうか。

また、国家緊急権の定めも置こうとしている(「改正」草案第98条、第99条)。しかし、国家緊急権は、濫用の危険を最小限度に抑える法制化がきわめて困難であると指摘されており、必要性だけが強調されるが、国民の人権制限の可能性が非常に大きくなるため問題である。

3 おわりに

以上のように、政権与党である自民党の「改正」草案において、特に早急に批判的検討が必要な条項をとりあげた。しかし、上述の条項以外にも、国民に不利になる条項案が多く、問題である。

このような事態にあって、国民が無関心でいることは、主権者の役割を放棄したに等しい。 古い、時代に合わない、制定されて何年も経っているなど、抽象的な理由づけによる改憲賛 成の主張が、自らの人権を奪われる危険性を持っていることを認識しなければならない。

憲法は、第11条で、「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と定め、続く第12条で、「自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」として、現在だけではなく将来の国民も基本的人権を享有し続けるために、「不断の努力」によって

人権を保持し続けること、「公共の福祉」に配慮し濫用せずに人権行使すべきことを「責務」としている。国民は、憲法に規定された人権を意識し、公権力から侵害されないよう「不断の努力」によって保持し続け、将来の国民へ譲り渡す責務を認識する時期に来ている。今こそ、主権者は、自らの主権を意識し直し、国家権力の側から主張される、無用の「改正」や、改正の限界を超える人権や平和を脅かすような「改正」に惑わされず、拒否する目を持たなければならない。

引用文献等

芦部信喜著、高橋和之補訂『憲法第五版』(岩波書店 2010年)

沖縄タイムス2013年5月30日、同年6月16日

上脇博之『自民改憲案VS日本国憲法 緊迫!9条と96条の危機』(日本機関紙出版センター 2013年)

琉球新報2013年6月16日

大学生のデートDVの実態(1)

―沖縄大学学生へのアンケート調査における被害・加害の実態―

西村愛里*

The Actual Condition of the University Student's Dating Violence (1)

Realities of Damage and Doing Damage in the Questionnaire
 Survey of Okinawa University Stuedents

NISHIMURA Eri

要 旨

本稿は、2012年度に沖縄大学学生を対象として行ったデートDV実態調査の報告である。調査の結果、デートDVの被害経験が一度でもあると答えた者は全体の37.1%であり、加害経験が一度でもあると答えた者は29.8%であった。被害・加害の経験があるにも関わらず、回答者には暴力として認識されていない現状が浮かび上がった。

キーワード: DV、デートDV

1. はじめに

暴力はあってはならない行為であるが、現実には後を断たない。暴力は加害者と被害者が支配/被支配の関係になっている。とりわけ深刻なのは親密な関係の間で起こる暴力行為である。親密な関係は一般に、親子関係や夫婦関係、恋人関係などの「私的領域」を指すと考えられている。そのような「私的領域」の人間関係は、相互の支え合いや情緒的な交流など、個人にとって重要であることが多い。一方で、親密な関係は閉鎖的という特性をあわせ持つため¹、第三者には、その関係の実態が見えづらいという特徴がある。閉鎖性によって関係の親密さは増すが、それは親密な関係の間で起こる暴力行為が深刻になる要因でもある。

親密な関係の間で起こる暴力として想起しやすいものは配偶者間の暴力であるDVであろ

^{*} 沖縄大学地域研究所特別研究員 n bbbg@hotmail.com

う。しかし、未婚の恋人間にも、一般のDVと類似した暴力行為が発生していることが、近年の調査・研究により明らかになり始めている。DVは交際期間からはじまっているという 指摘もあり、デートDVの早期発見と支援の早期介入を求める声は多い。

デートDVの早期発見及び早期支援のためには、まずデートDVの実態を把握しなければならない。そこで筆者は、2012年度に沖縄大学において、デートDVの実態調査を行った。本稿では、沖縄大学学生を対象としたアンケート調査におけるデートDVの被害や加害の実態を報告する。なお、本稿では字数の都合上、デートDVの被害及び加害の実数にとどめ、その他の結果については次号に報告する。

2. 方 法

(1) 対象

沖縄大学に在籍している法経学部及び人文学部の学生を調査対象とした。アンケートに回答した472人(女性211人、男性250人、不明11人)のうち、調査の主旨から、現在に至るまでに交際相手がいたかについて質問し、「交際相手がいた(いる)」、「交際相手ではないが、友だち以上の親密な関係だと思う相手がいた(いる)」と回答した者を分析対象とした。データに欠損のある場合を除いた272人(女性134人、男性138人)について分析を行った。

(2) 調查内容

内閣府¹¹、沖縄県¹¹などの先行調査を基に質問事項を抽出し、デートDV被害・加害経験を問う項目(各15項目)被害経験後の交際相手との関係を問う項目(計4項目)、デートDVの被害・加害経験の相談を問う項目(各2項目)、デートDVの認知度を問う項目(1項目)、デートDVの相談を受けた経験を問う項目(2項目)などを設定した。なお回答の際には、回答者自身が、現在または過去の交際相手のなかで印象的だと思う1人について回答するよう、その旨記載した。

(3) 調査の手続き

実施期間は2012(平成24)年6月27日から7月14日で、無記名式による集団実施とした。 講義時間内にアンケート用紙の配布を行い、調査の主旨を説明し、任意での回答を求めた。

(4) 分析方法

集計結果は単純集計した。必要に応じて、男女間での意識差を検討するために χ^2 検定を行った。分析には統計パッケージSPSSを使用した。自由記述については、記述内容を適宜掲載した。

3. 調査結果

(1) 対象者内訳

272人のうち、男性138人(50.7%)、女性134人(49.3%)であった。年齢は18歳から36歳で、平均年齢19.9歳であった。学年は、1年生105人(38.6%)、2年生67人(24.6%)、3年生64人(23.5%)、4年生36人(13.2%)である。所属学科は、法経学科38人(14.0%)、国際コミュニケーション学科12人(4.4%)、福祉文化学科203人(74.6%)、こども文化学科19人(7.0%)であった。

交際相手と知り合ったきっかけとしては、「学校 (大学含む)」167人 (61.4%) に続いて、「友人からの紹介」51人 (18.8%)、「アルバイト」23人 (8.5%)、「インターネット」11人 (4.0%)、「ナンパ」 6 人 (2.2%)、「合コン」 3 人 (1.1%) であった。交際相手と知り合ったきっかけに 性差は認められなかった。

交際期間は、「半年未満」66人(24.3%)、「半年以上1年未満」53人(19.5%)、「1年以上2年未満」68人(25%)が約7割を占めたが、「2年以上3年未満」39人(14.3%)、「3年以上138人(14.0%)と長期間交際している者も把握できた。

(2) デートDV被害経験の実態

デートDV被害経験を問う15項目について、何らかの被害行為を「一度でも受けたことがある」と答えた者は272人中、101人(37.1%;女性55人、男性46人)であった iv 。

被害を受けるまでの期間について、「交際して半年以内」56人(55.4%)、「交際して1年以内」24人(23.7%)と答えた者が約8割に上ることから、短期間のうちに交際相手との間に暴力が発生し始めている可能性がある。ただし、少数ではあるが、「交際前から」の被害経験も9人(8.9%)存在することから、交際前からの行為が交際後も引き続き行われていることに注意が必要である。。

また、「性的関係を持つ前に被害を受けた」と答えた者は32人(31.6%)であるのに対し、「性的関係を持ったあとに被害を受けた」と答えた者は60人(59.4%)であった。性的関係と、親密な関係における暴力との間に何らかの関連が見られることが推察される。

以下の表には、被害経験を問う15項目の詳細を示した。「一度でも受けたことがある」と回答した者の割合をみていく。男女間の有意差を検討するため χ^2 検定を行った。有意差が認められた場合は記述している。

身体的暴力を問う 5 項目について、「問 5 (A) 命の危険を感じるくらいの身体的な暴力を受ける」 5 人 (1.8%)、「問 5 (B) 手でたたかれたり、殴ったりされる」 29 人 (10.7%)、「問 5 (C) 足で蹴られる」 18 人 (6.6%)、「問 5 (D) 髪の毛を引っ張られたり、引きずり回したりされる」 8 人 (2.9%)、「問 5 (E) 物を使った暴力を受ける」 10 人 (3.6%) であった (表 1)。全体として身体的暴力を経験している割合は少数ではあるが、男女ともに被害経験を有していることが確認された。

表1 身体的暴力を問う5項目

人 (%)

*******			0 1 1 11 1	<u> </u>	
		①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(A) 命の危険を感じ		2 (0.7)	0	3 (1.1)	267 (98.2)
るくらいの身体的な	女性	2 (1.5)		1 (0.7)	131 (97.8)
暴力を受ける	男性			2 (1.4)	136 (98.6)
(B) 手でたたかれた		4 (1.5)	8 (2.9)	17 (6.3)	243 (89.3)
り、殴ったりされる	女性	3 (2.2)	6 (4.5)	6 (4.5)	119 (88.8)
	男性	1 (0.7)	2 (1.4)	11 (8.0)	124 (89.9)
(C) 足で蹴られる		2 (0.7)	4 (1.5)	12 (4.4)	254 (93.4)
	女性	1 (0.7)	3 (2.2)	5 (3.7)	125 (93.4)
	男性	1 (0.7)	1 (0.7)	7 (5.1)	129 (93.5)
(D) 髪の毛を引っ張		2 (0.7)	0	6 (2.2)	264 (97.1)
られたり、引きずり	女性	2 (1.5)		5 (3.7)	127 (94.8)
回されたりする	男性			1 (0.7)	137 (99.3)
(E) 物を使った暴力		0	2 (0.7)	8 (2.9)	262 (96.3)
を受ける	女性		1 (0.7)	4 (3.0)	129 (96.3)
	男性		1 (0.7)	4 (2.9)	133 (96.4)

精神的暴力を問う 3 項目については、「問 5 (F) 何を言っても、長い時間無視される」 24人 (8.8%)、「問 5 (G) ばかにした言葉や、汚い言葉を言われる」 22人 (8.1%)、「問 5 (H) 大声で怒鳴られる」 33人 (12.2%) であった (表 2)。

表2 精神的暴力を問う3項目

人 (%)

	**********	①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(F) 何を言っても、		5 (1.8)	3 (1.1)	16 (5.9)	248 (91.2)
長い時間無視される	女性	2 (1.5)	1 (0.7)	8 (6.0)	123 (91.8)
	男性	3 (2.2)	2 (1.4)	8 (5.8)	125 (90.6)
(G) ばかにした言葉	(G) ばかにした言葉		7 (2.6)	12 (4.4)	250 (91.9)
や、汚い言葉を言わ	女性	2 (1.5)	6 (4.5)	5 (3.7)	121 (90.3)
れる	男性	1 (0.7)	1 (0.7)	7 (5.1)	129 (93.5)
(H) 大声で怒鳴られ		7 (2.6)	7 (2.6)	19 (7.0)	239 (87.9)
る	女性	5 (3.7)	5 (3.7)	13 (9.7)	111 (82.9)
	男性	2 (1.4)	2 (1.4)	6 (4.3)	128 (92.9)

性的暴力を問う 2 項目について、「問 5 (I)嫌がっているのに、避妊に協力しない」 13 人 (4.8%)、「問 5 (J)嫌がっているのに、性的行為を強要される」 17人 (6.2%) であった (表 3)。 男性より女性に被害が多く、「問 5 (I)嫌がっているのに、避妊に協力しない」 (χ^2 (3) =11.146, p<.05)、「問 5 (J)嫌がっているのに、性的行為を強要される」 (χ^2 (3) =14.860, p<.01) と性別による有意差が認められた。

表3 性的暴力を問う2項目

人 (%)

	**********	①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(I)嫌がっているの		1 (0.4)	3 (1.1)	9 (3.3)	259 (95.2)
に、避妊に協力しな	女性	1 (0.7)	2 (1.5)	9 (6.7)	122 (91.1)
7,7	男性		1 (0.7)		137 (99.3)
(J)嫌がっているの		1 (0.4)	8 (2.9)	8 (2.9)	255 (93.8)
	女性	1 (0.7)	7 (5.2)	8 (6.0)	118 (88.1)
される	男性		1 (0.7)		137 (99.3)

経済的暴力を問う2項目について、「問5 (K) 交際費を出させられる」21人 (7.7%)、「問5 (L) 貸したお金や物を返してくれない」14人 (5.2%) であった (表4)。

表 4 経済的暴力を問う 2 項目

人 (%)

		①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(K) 交際費を出させ	(K)交際費を出させ		9 (3.3)	10 (3.7)	251 (92.3)
られる	女性	2 (1.5)	7 (5.2)	5 (3.7)	120 (89.6)
	男性		2 (1.4)	5 (3.7)	131 (94.9)
(L) 貸したお金や物	(L) 貸したお金や物		1 (0.4)	10 (3.7)	258 (94.9)
を返してくれない	女性	3 (2.2)	1 (0.7)	7 (5.2)	123 (91.9)
	男性			3 (2.2)	135 (97.8)

社会的暴力を問う 3項目については、「問 5 (M) 勝手に携帯電話を見られる」41人(15.1%)、「問 5 (N) 家族や友人との関係を制限される」 34人(12.5%)、「問 5 (O) メールや電話を返さないと不機嫌になり、怒られる」 63人(23.2%) であった(表 5)。

被害経験を「一度でも受けたことがある」と答えた101人に対して、暴力を受けたあとの生活上の変化について複数回答で聞いた。「⑤心身が不調になった」(18.2%)、「④夜、眠れなくなった」(10.1%)について自覚されていたが、「⑧特にない」(68.7%)が多いことがわかっ

									(/0/
	**********	①よくあ	うった	②とき あっ		③1、 あっ		④全く	ない
(M) 勝手に携帯電話		13	(4.8)	13	(4.8)	15	(5.5)	231	(84.9)
を見られる	女性	9	(6.7)	8	(6.0)	9	(6.7)	108	(80.6)
	男性	4	(2.9)	5	(3.7)	6	(4.3)	123	(89.1)
(N) 家族や友人との		11	(4.0)	7	(2.6)	16	(5.9)	238	(87.5)
関係を制限される	女性	8	(6.0)	5	(3.7)	9	(6.7)	112	(83.6)
	男性	3	(2.2)	2	(1.4)	7	(5.1)	126	(91.3)
(O) メールや電話を		16	(5.9)	25	(9.2)	22	(8.1)	209	(76.8)
返さないと不機嫌に	女性	8	(6.0)	13	(9.7)	7	(5.2)	106	(79.1)
なり、怒られる	男性	8	(5.8)	12	(8.7)	15	(10.9)	103	(74.6)

た。「⑧特にない」と回答した者は男女ともに最も多いが、男性の割合の方が高い。「⑧特にない」と、「⑦その他」以外のすべての項目で、男性より女性の該当者が多かった。「①学校をやめた・変えた」と、「③外出するのが怖くなった」の項目に回答したのは女性のみであった(図1)。

■全体(n=98 M.T=117.8%) ■女性(n=53 M.T=126.5%) ■男性(n=45 M.T=111.2%)

77.8

68.7

66.0

1.0 1.9 0 3.3 3.8 2.2 3.3 5.7 0 10.1 13.2 6.7 15.6 6.1 9.4 2.2 7.1 5.7 6.7 10.1 13.2

図1 生活上の変化

被害を経験した者に、被害経験後の交際相手との関係について尋ねた。「相手と別れた」 16人(15.8%)はわずかで、「別れたい(別れよう)と思ったが、別れなかった」16人(15.8%) と「別れたい(別れよう)とは思わなかった」59人(58.4%)が多いことから、何らかの被害経験がありながらも交際関係が継続されていることが示された。

親密な関係の中で起こる暴力の特殊性から、被害者と加害者の間には暴力による心理的な絆が結ばれていることが多い。そのため、デートDVの関係が慢性化すると、相手と別れること自体が困難となる。別れるときの手段を知ることは別れたいと思いながらも別れられずにいる人に対しての支援方法の模索に有益だと考えられる。

「相手と別れた」と回答した者に対してどのような方法で別れたかを複数回答で聞いたところ、「①相手と話し合った」(93.6%)が最も高く、交際相手と話し合える状況があることが推察されるが、「②連絡を取らずに関係を終えた」(25%)という者もいる。「③友人・知人に間に入ってもらった」(6.3%)、「④家族・親戚に間に入ってもらった」(6.3%)と回答した者は、いずれも女性のみであった(図 2)。

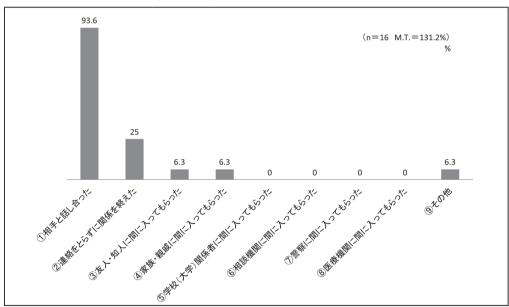


図2 交際相手と別れたときの手段

続いて、別れた後の交際相手がとった行動について該当する項目を複数回答で聞いた。「② よくメールや電話がきた」(50%)、「④文句を言われた」(21.4%)と、別れた後も交際相手との関わりがみられた。「①つきまとわれた」(28.5%)、「⑤ 『別れたら死ぬ』と言われた」(7.1%)は女性のみの回答であった(図 3)。

一方、「交際相手と別れようと思ったが、別れなかった」と回答した者に対して、その理由に当てはまる項目を複数回答で聞いた。「⑧相手を好きな気持ちがあったから」(85%)が最も多く、次いで「④相手には自分が必要だと思ったから」(40%)や、「⑤これ以上、相手

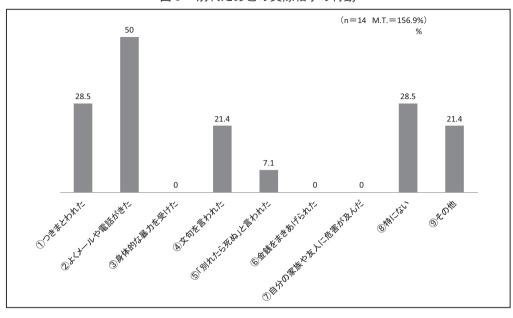


図3 別れたあとの交際相手の行動

の行動は繰り返されないと思ったから」(15%) という結果から、恋人同士という関係の中で暴力行為が許容されていることが推察される。「⑦相手が別れることに同意しない(と思った)から」(25%)や、「①相手の反応が怖かったから」(10%)という者もいることから、別れたいという自分の意思よりも相手を優先させる状況もうかがわれる。また、「③世間体が悪いと思ったから」(10%)と回答した者は男性のみだった(図4)。

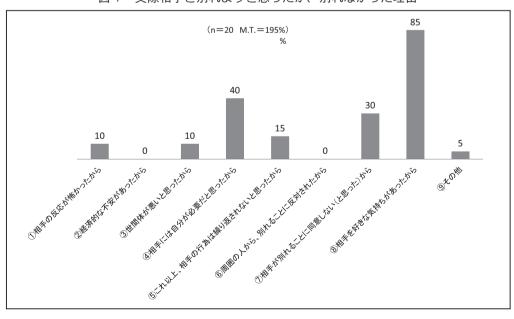


図4 交際相手と別れようと思ったが、別れなかった理由

(3) デートDV加害経験の実態

加害経験を問う15項目について、何らかの加害行為を「一度でも行ったことがある」と答えた者は272人中、81人(29.8%;女性50人、男性31人)で、加害行為を行ったことがない者は191人(70.1%;女性84人、男性107人)であった。

被害経験と同様に、次の表にはデートDV加害経験を問う15項目についての回答結果を示した。各項目について、「一度でも行ったことがある」と回答した者の割合をみていく。

身体的暴力の行使を問う 5 項目について、「問15 (A) 相手が大けがをするほどの身体的な暴力をふるう」 4 人 (1.5%)、「問15 (B) 手でたたいたり、殴ったりする」 26 人 (9.5%)、「問15 (C) 足で蹴る」 10 人 (3.7%)、「問15 (D) 髪の毛を引っぱったり、引きずり回したりする」 4 人 (1.5%)、「問15 (E) 物を使って身体をたたく」 4 人 (1.5%) であった (表6)。

いずれも加害経験者の総数は少ないが、女性の加害経験が多い結果となっている。「問15

表 6 身体的暴力の行使を問う 5 項目

人 (%)

		①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(A) 相手が大けがを		0	1 (0.4)	3 (1.1)	268 (98.5)
するほどの身体的な	女性		1 (0.7)	2 (1.5)	131 (97.8)
暴力をふるう	男性			1 (0.7)	137 (99.3)
(B)手でたたいたり、		3 (1.1)	9 (3.3)	14 (5.1)	246 (90.5)
殴ったりする	女性	2 (1.5)	7 (5.2)	11 (8.2)	114 (85.1)
	男性	1 (0.7)	2 (1.4)	3 (2.2)	132 (95.7)
(C) 足で蹴る		1 (0.4)	3 (1.1)	6 (2.2)	262 (96.3)
	女性	1 (0.7)	2 (1.5)	5 (3.7)	126 (94.0)
	男性		1 (0.7)	1 (0.7)	136 (98.6)
(D) 髪の毛を引っ		1 (0.4)	1 (0.4)	2 (0.7)	268 (98.5)
ぱったり、引きずり	女性	1 (0.7)		1 (0.7)	132 (98.6)
回したりする	男性		1 (0.7)	1 (0.7)	136 (98.6)
(E) 物を使って身体		1 (0.4)	0	3 (1.1)	268 (98.5)
をたたく	女性	1 (0.7)		1 (0.7)	132 (98.6)
	男性			2 (1.4)	136 (98.6)

(B) 手でたたいたり、殴ったりする」(χ^2 (3) =8.943, p<.05) は性別による有意差がみられた。 精神的暴力の行使を問う 3 項目については、「問15 (F) 何を言われても、わざと長い時間無視する」 23人 (8.5%)、「問15 (G) ばかにした言葉や、汚い言葉を使う」 25人 (9.2%)、「問15 (H) 大声で怒鳴る」 25人 (9.2%) であった (表 7)。

人 (%)

	*******	①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(F)何を言われても、		1 (0.4)	3 (1.1)	19 (7.0)	249 (91.5)
わざと長い時間無視	女性	1 (0.7)	1 (0.7)	12 (9.0)	120 (89.6)
する	男性		2 (1.4)	7 (5.1)	129 (93.5)
(G) ばかにした言葉		3 (1.1)	6 (2.2)	16 (5.9)	247 (90.8)
や、汚い言葉をつか	女性	2 (1.5)	3 (2.2)	12 (9.0)	117 (85.4)
う	男性	1 (0.7)	3 (2.2)	4 (2.9)	130 (94.2)
(H) 大声で怒鳴る		4 (1.5)	4 (1.5)	17 (6.3)	247 (90.7)
	女性	3 (2.2)	2 (1.5)	10 (10)	119 (88.8)
	男性	1 (0.7)	2 (1.4)	7 (5.1)	128 (92.8)

性的暴力の行使を問う 2 項目については、「問15 (I) 避妊しない」 9 人 (3.3%)、「問15 (J) 相手の意思に関わらず、性的行為をする」 4 人 (1.5%) であった(表8)。

表8 性的暴力の行使を問う2項目

人 (%)

	**********	①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(I) 避妊しない		2 (0.7)	3 (1.1)	4 (1.5)	263 (96.7)
	女性		1 (0.7)	1 (0.7)	132 (98.5)
	男性	2 (1.4)	2 (1.4)	3 (2.2)	131 (95.0)
(J) 相手の意思に関		0	0	4 (1.5)	268 (98.5)
	女性			1 (0.7)	133 (99.3)
する	男性			3 (2.2)	135 (97.8)

経済的暴力の行使を問う2項目については、「問15(K)交際費を出させる」18人(6.7%)、「問15(L)借りたお金や物を返さない」4人(1.5%)であった(表9)。

表 9 経済的暴力の行使を問う 2 項目

人 (%)

		①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(K) 交際費を出させ		1 (0.4)	7 (2.6)	10 (3.7)	254 (93.4)
る	女性	1 (0.7)	5 (3.7)	8 (6.0)	120 (89.6)
	男性		2 (1.4)	2 (1.4)	134 (97.2)
(L)借りたお金や物 0		2 (0.7)	2 (0.7)	268 (98.5)	
を返さない	女性		1 (0.7)	2 (1.4)	131 (97.8)
	男性		1 (0.7)		137 (99.3)

社会的暴力の行使を問う 3 項目について、「問15(M)勝手に相手の携帯電話を見る」19人 (6.9%)、「問15(N)相手の家族や友人との関係を制限する」13人 (4.7%)、「問15(O)相手がメールや電話を返さないと不機嫌になり、怒る」33人 (12.1%) であった (表10)。社会的暴力の項目は、男性より女性の加害経験が多く、「問15(M)勝手に相手の携帯電話を見る」(χ^2 (3)=11.229, p<.01)、「問15(O)相手がメールや電話を返さないと不機嫌になり、怒る」(χ^2 (3)=10.594, p<.01)は、性別による有意差が認められた。

表10 社会的暴力の行使を問う3項目

人 (%)

		①よくあった	②ときどき あった	③1、2回 あった	④全くない
(M) 勝手に相手の携		3 (1.1)	2 (0.7)	14 (5.1)	253 (93.1)
帯電話を見る	女性	3 (2.2)	1 (0.7)	12 (9.0)	118 (88.1)
	男性		1 (0.7)	2 (1.4)	135 (97.9)
(N) 相手の家族や友		0	5 (1.8)	8 (2.9)	259 (95.3)
人との関係を制限す	女性		4 (3.0)	3 (2.2)	127 (94.8)
る	男性		1 (0.7)	5 (3.7)	132 (95.6)
(O) 相手がメールや		2 (0.7)	9 (3.3)	22 (8.1)	239 (87.9)
電話を返さないと不	女性		8 (6.0)	14 (10.4)	112 (83.6)
機嫌になり、怒る	男性	2 (1.4)	1 (0.7)	8 (5.8)	127 (92.1)

加害行為を「一度でも行ったことがある」と答えた者に対して、その理由を複数回答で聞いたところ、「⑧無意識にしていた」(29.1%)と答えた者が多く、次いで「②交際相手が自分を愛しているか不安だったから」(24.9%)、「⑤交際相手が自分をイライラさせるから」(22.8%)と相手の感情や言動を原因とする傾向が見受けられた。

「③自分の行為は愛情表現だから」(8.9%)、「⑦自分の行為が暴力だと思っていなかったから」(3.8%)という意識もみられ、回答者自身の主観では暴力という認識に至っていないことがわかる。「①ストレスがたまっているときだったから」(22.8%)、「⑨アルコールを飲んでいたから」(5.1%)という答えもあり、自己の行為の理由をそれらと関連させていることがうかがわれる。また、「④交際相手を自分の思うようにコントロールしたいから」(5.1%)と回答した者は男性のみ、「⑥交際相手だったら、多少の暴力は許されると思ったから」(1.3%)と回答した者は女性のみだった。

「⑩その他」を見ると、被害経験同様に、「冗談や、遊びで(4件)」という理由が挙げられており、自分の行為が暴力であるという認識が薄いと示唆される。経済的暴力の項目として、「問15(K)交際費を交際相手に出させる」に該当した者の理由として、女性は「相手が交際費を負担すると言ってきた(2件)」、男性は「そのときお金がなかったから(2件)」

という記述がみられた。交際費は男性が負担するのが一般的になっており、女性が負担する ことは稀であると推察される。

また、「相手に同じことをされたから $(4 \, \text{件})$ 」と、被害を受けたことをきっかけに加害行為に至ったと記述した者は女性のみであった($\otimes 5$)。

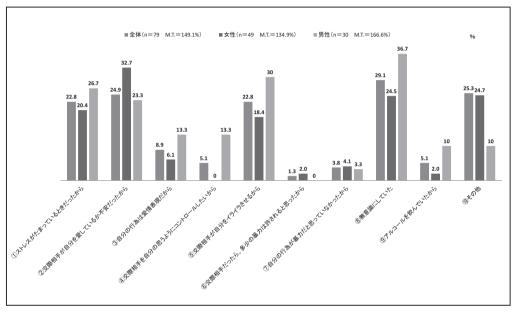


図5 加害経験の理由

(4) デートDV被害・加害経験の相談状況

デートDV被害経験を相談した相手を複数回答で聞いたところ、全体では、「友人・知人」 (45.3%) に次いで、「家族・親戚」 (10.3%) と先行調査と同様に身近な者への相談が多かった。しかし、「相談しなかった」 (52.6%) 者が相談した者を上回り、特に男性に顕著であることがわかる。女性の被害は潜在化しやすいが、それ以上に男性の被害も潜在化しやすい環境があると考えられる。

続いて、相談しなかった者に対して、相談しなかった理由を尋ねたところ、「⑩相談するほどのことではないと思ったから」(64%)と答えた者が最多だった。「⑩自分にも悪いところがあると思ったから」(18%)や、「⑤自分ががまんすれば、このままなんとかやっていけると思ったから」(16%)、「⑫相手の行動は愛情表現だと思ったから」(12%)と答えた者もおり、被害を受けている状態を肯定していることが推察される。

「③相談してもむだだと思ったから」(8%)、「⑧他人に知られると、周囲とこれまで通りの付き合いができなくなると思ったから」(6%)という者もおり、第三者に相談をすることに対する抵抗感がうかがわれる。また、「①どこ(だれ)に相談していいのかわからなかっ

たから」(2%)、「②恥ずかしくてだれにも言えなかったから」(2%)、「世間体が悪いと思ったから」(2%)の回答者は男性のみ、「⑦他人を巻き込みたくなかったから」(4%)の回答者は女性のみだった。「③その他」の記述を見ると、「特に何とも思わなかった(3件)」、「嫌じゃないから」や、「冗談だと思った、悪気がないと思った(4件)」という理由が目立った(図6)。 交際相手の行為を暴力だと認識していないことや、暴力を容認する態度が推察される。

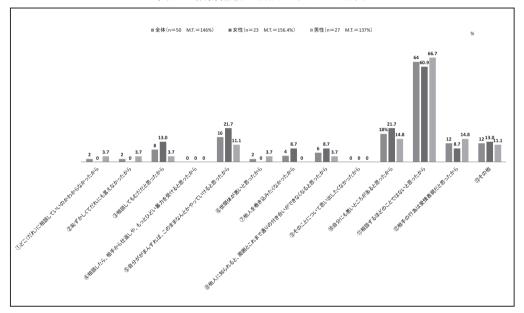


図6 被害経験を相談しなかった理由

デートDV被害経験と同様に、加害経験の相談相手を尋ねたが、「相談しなかった」(71.1%)が最も多かった。「友人・知人」(26.3%)、「学校関係者」(2.6%)と続いたが、それ以外の相手への相談は皆無であった。女性は32.6%が「友人・知人」に相談しているのに対し、男性は16.7%であり、ここでも男性が自分の抱えている悩みを相談しない傾向が示唆された。

相談しなかった理由として、複数回答で回答を求めたところ、④「自分の行為は、交際相手のせいだから」(9.6%)と、交際相手への責任転嫁する傾向や、③「何が悪いのかわからないから」(17.3%)、⑦「これ以上、同じ言動は繰り返さないと思ったから」(7.7%)、⑩「遊びなのでたいしたことがないから」(5.8%)という自己の行動を過小評価する回答が目立つ。また、被害経験と同様に、⑨「相談するほどのことではないと思ったから」(53.8%)が多かった。これらの結果から、加害経験は被害経験よりもさらに語りにくいという性質を持つことや、加害行為を行っている本人が加害性を自覚しにくいことが考えられる。

また、①「どこ(だれ)に相談していいかわからなかったから」(9.6%)は、被害経験の相談をしなかった理由と比較して高く、加害経験が相談可能であることが周知されていない

と思われる。「②他人に知られると、交際相手が自分から離れると思ったから」(5.8%)、「⑤自分の行為は、世間体が悪いと思ったから」(1.9%)、「⑧他人に知られると、周囲とこれまで通りの付き合いができなくなると思ったから」(1.9%)は男性のみ、「⑥相手が嫌がっているように見えなかったから」(3.8%)は女性のみの回答であった(図7)。

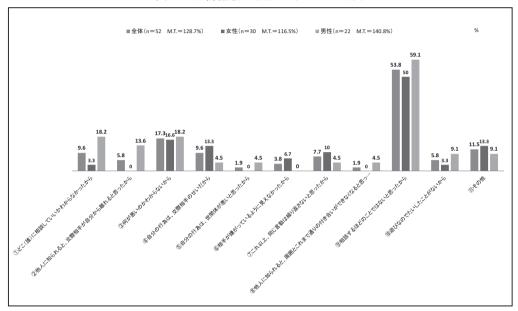


図7 加害経験を相談しなかった理由

(5) デートDVの認知度

デートDVに関して、「言葉も、その内容も知っていた」156人(57.3%)が約6割を占め、「言葉があることは知っていたが、内容はよく知らなかった」69人(25.4%)、「言葉があることを知らなかった」46人(16.9%)と続く(図8)。この結果は、内閣府の調査 vi と比較してもデートDVの認知が高いがわかる。しかし、「言葉があることを知らなかった」と回答した者は、女性に比べて男性に多く、統計的に有意差が認められた(χ^2 (3)=14.161, p<.05)。

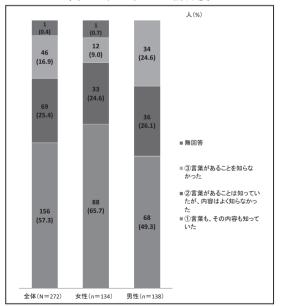


図8 デートDVの認知度

(6) デートDVの相談を受けた経験

大学生になってから友人などからデートDVについて相談を受けたことがあるかという質問に対して、「何度もある」、「ときどきある」、「1、2回ある」と答えた者は合わせて42人(15.4%)であった。先にみたように、48.3%の者がデートDV被害経験を「友人・知人」に相談していることと比較すると非常に少ないと言える。

相談を受けた経験のある者に、相談を受けたあとどのように対応したかについて複数回答で尋ねたところ、「相談者に交際相手と別れるように話した」(71.4%)が最も多く、次いで「相談者が交際相手から逃げることを援助した」(42.6%)、「暴力をふるっている相手に暴力をやめるよう話した」(16.7%)であった。この結果から、たとえ相談を受けたとしても、デートDVの被害者と加害者の仲介をすることで自力での解決を試みている者が多く、専門機関等との連携という選択は極めて低いことが推察される(図 9)。

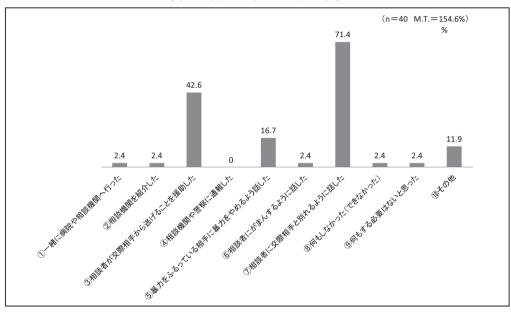


図9 相談を受けたあとの対応

3. おわりに

以上のように、沖縄大学学生のデートDV被害・加害の実態の実数をみた。「被害・加害ともに経験したことがない」者は148人(54.4%)であり、半数を超える。「被害経験はないが加害経験はある」と答えた者は23人(8.5%)、「加害経験はないが被害経験はある」と答えた者は43人(15.8%)であった。加害のみ経験した者と被害のみ経験した者を上回ったのは、「被害・加害ともに経験がある」と答えた者58人(21.3%)であった。本調査の回答者においては、交際相手と互いに何らかの暴力行為を行使し合っていることが示された。先行

調査では、加害経験者が被害経験者よりも少ない傾向にあると示されているが、本調査の回答者にも同様の傾向がみられた。

被害経験は項目ごとに、1%強から25%弱であり、加害経験は1%強から22%強であった。 学年で見ると、「被害・加害ともに経験したことがない」と答えた1年次は48.6%であった。 本調査の回答書の約40%が1年次であり、学年が低いほどデートDVの経験をしていないと いう結果となった。

特筆すべき点として、本調査では男性の被害者が多くみられた。一般のDVに関する調査においては、DV被害の実態調査が主流であるため、被害を受けている者の加害行為の実態については把握できないが、一般には女性の被害、男性の加害が多い。それに比べると本調査の結果は、女性の加害、男性の被害が多いことが、デートDVが相互に起きていることがわかる。ただし、先行調査同様に、被害が深刻と思われる事例の場合は、女性の被害が男性より多く確認された。DVにおいては、DV被害に遭っていた女性が暴力に耐えかねた挙げ句、正当防衛や過剰防衛で男性を傷つけてしまったという事例が多いことが指摘されているで、今回の調査においても身体的暴力の経験に該当した女性が、その理由について「相手と同じことをしてこらしめたかった」とする例がみられた。対象者が少なく、アンケートのみでの全容把握は困難であるが、どのように暴力がはじまっているかを考察することは支配/被支配の構造を明らかにする上でも重要である。暴力を受けたことに対して暴力で反撃することは、デートDVの解決にはならない。しかし、相互に暴力を行使し合っている関係でも、関係を解消するには至らないほど相手との関係が強固になっていることが推察される。

このようにデートDV被害・加害経験の実態が明らかになった。だが、相談状況や被害を受けた後の交際相手との関係、デートDV加害経験の理由などから、回答者自身は該当する項目があったとしてもそれを暴力行為だと認識していないことや、大したことではないと、矮小化したり軽視している現状が推察される。しかし、たった1回であったり、身体的暴力以外の行為の行使だったとしても、その行為自体が人権侵害であることに変わりはなく、軽視したり、見過ごしてはならない。デートDV被害・加害を暴力だと認識することは、親密な者との関係を見直し、より良い関係を模索していく契機となろう。

注:

- i 中村正「家族臨床への視点―親密な関係性がはらむリスク―」立命館人間科学研究 第1号 (2001) p.66。
- ii 内閣府「『女性に対する暴力』に関する調査研究(平成23年度調査)」(2012)。
- ⅲ 沖縄県「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」(2010(平成22)年度)。
- iv DVの特徴として、暴力行為が常態化することが挙げられるが、一方で、暴力行為は一度起こると繰り返される可能性が高まる。従って、単回の行為を暴力行為として扱うことは、被害者支援を行ううえで有益であると考える。本調査では暴力の定義を、一度でも被害及び加害経験

があればデートDVの状態にあるとした。

- v デートDVは束縛など些細な行為から相手への支配がはじまり、次第に身体的暴力に至る。身体的暴力に至らないことも多いが、行為は繰り返され、徐々に激化していくことがわかっている。
- vi 2011 (平成23) 年実施の内閣府「男女間暴力に関する調査」では、「言葉も、その内容も知っている」が20代男女を合わせた全体の44.5%、次いで「言葉があることは知っているが、内容はよく知らない」(26.4%)、「言葉があることを知らなかった」(27.2%)であった。(内閣府 前掲注 ii)。
- vii 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社(2001) p.34-35。

軍事基地問題に翻弄される馬毛島 一第二次入会権確認訴訟事件を中心に一

牧 洋一郎*

Mageshima Island Where it is Monkeyed around by the Issue of Military Base —Mainly on the Second Common Suit of Confirmation Case—

MAKI Yoichiro

要旨

馬毛島を巡る第二次入会権確認訴訟を素材として、そこに現実に横たわっている入会権訴訟の問題点を分析・検討することにした。この島は、沖縄の米軍基地問題とも関連し浦持ちの入会紛争を抱える島であるが、環境保全の一助となればという思いから、10年以上に亘る現地調査等を踏まえてこの島が抱える問題を論述してみた。

キーワード:米軍基地、入会権、ウラ制度、総有、固有必要的共同訴訟

一 はじめに

馬毛島(鹿児島県種子島の属島)、徳之島(鹿児島県奄美群島)そして沖縄諸島といった 琉球弧の島々は、米軍基地問題あるいはその移転候補地問題に翻弄されている現状である¹。 そして、沖縄県宜野湾市の米軍普天間飛行場に配備されたMV22輸送機オスプレイで、沖縄 の住民は更なる不安と危険に向き合っており、また種子島(以下「本島」という)上空では オスプレイらしきものの飛行が目撃されており、本島の島民らも危機感を募らせている²。

さて、本島の西海上沖12キロメートルの海域に浮かぶ面積約8.5平方キロメートルの小島 ートビウオの島―馬毛島の周辺は豊かな漁場としても知られ、そしてこの島には環境省が絶 滅の恐れのある地域個体群に選定したマゲシカが生息している。また、この島には本島のウ ラ (漁撈) 制度に由来する浦持ちの土地すなわち共有の性質を有する入会地が点在している

^{*}沖縄大学地域研究所特別研究員 youi maki@yahoo.co.jp

マラドラロ

が、その中の一つ、島の表玄関・葉山港周辺の躛泊浦の浦持地を巡って、現在、長期に亘って係争中である。島の土地面積の約99%を所有する採石業者のタストン・エアポート(旧馬毛島開発)株式会社³(以下「業者」という)がこの地で大規模な採石工事を実施し、そのために島の自然環境は大きく破壊されている。以前から、馬毛島での採石事業の先には、軍事目的の基地問題が見え隠れしていたが、2011年5月に、この島の真の開発目的が、在日米軍空母艦載機の陸上離着陸訓練(FCLP)基地の移転であることが明らかになった⁴。それに対し、入会権者たる塰泊集落(以下「本集落」という)住民らは、漁業基地を確保し島での漁業を守るため、自然環境破壊の阻止を目的として争っている(第二次入会権確認訴訟、以下単に「二次訴訟」という)。

そこで本稿にて、本島のウラ制度と馬毛島の漁撈を紹介し、今後、馬毛島問題(中でも、二次訴訟)はどうあるべきか、を前回(「入会裁判と軍事基地問題」本紀要第10号)に続いて提言してみたい。なお、第一次入会権確認訴訟(2002年9月~2011年6月、以下単に「一次訴訟」という)については、別稿⁵で既に発表済みであり、本島及び馬毛島の概要についてはそれらの稿中で論述しているので、本稿では重ねて述べることを極力差し控えることにしたい。そして、本稿では、総称概念としては「ウラ」を用い、単に海辺(入江)、漁村及び漁撈組織を指す場合の「浦」とは区別するものであることを付言しておきたい。

二 種子島のウラ制度

現在、本島の西之表市及び中種子町の住民で漁業を営むためには、種子島漁業協同組合(以下「漁協」という)6の組合員としての資格を取得しなければならない。そして、漁協の下部組織として、集落単位に33の小組合が設けられており、新たに西之表地区で漁業を営もうとする者は、何処かの小組合に加入(浦加入)し、その小組合を通じて漁協への加入が認められる仕組みとなっている⁷。これは、漁業法制上のシステムではなく、一種の慣習法というべきであろう。すなわち、小組合の制度は、近代漁業法制の中で培われたものではなく、近代以前に沿革を持つ村落共同体としての漁民集団を背景としている。それが、本島における「ウラ制度」なのである。

小組合は近代的な社団たる漁協の下部組織と実在的総合人(団体と個人が未分離・融合、reale Gesamtperson)たる入会集団の性格を併せ持つ団体である。したがって、実際に漁業を営む者でなければ漁協組合員にはなり得ず、そして小組合員として承認されなくなり、成文法(漁業法第8条「組合員の漁業を営む権利」、水産業協同組合法第18条「組合員の資格」、同25条の「加入制限の禁止」)が及ぶ限りにおいて旧来の共同体的規制は及ばなくなっている。

1200年頃、種子島家の初代当主肥後守平信基が拠点を赤尾木(西之表)に定めた当時、島民は、牧畜・農耕と共に僅かに漁猟を営んでいた⁸。その後、農家が生産をあげるため集落を形成し、さらに臨海地域の農家が集団で漁撈活動を行うようになったのが漁村すなわちウラ共同体の萌芽と思われる。このような集団での漁撈活動こそが、漁民共同体の規範を生じ、

ウラに由来する慣習法が形成されたに違いない。

藩政期には、本島は、一応は薩摩藩(島津氏、禄高約77万石)に属したが、種子島氏(禄 高約1万石)の私領地であったためか島津氏の政策は貫徹されず、薩摩藩特有の地割制度 (門割制度)⁹が厳格でなかったという。もとより本島では、農村及び漁村における社会構造 として、農村にマキ(放牧場)制度¹⁰が、漁村にウラ制度が成立した。この二つの制度が、 藩政期には生産の中心的役割を担ったのである。藩政期には、塩屋牧24ヶ所(領主より塩 屋集落に下賜された放牧場)を中心とした牧畜・製塩が主流を占め、漁業は一部の浦(池田浦、 洲之崎浦そして塰泊浦)を除いてあまり規模が大きいものではなかった。しかし、宝暦年間 (1760年頃) には、漁業は浦(村落)単位で行われ且つ領主より総ての漁業の権利は浦に与 えられ、その浦はそれぞれに掟(取決め)を定め、漁業に携わろうとすれば必ず浦に所属し、 浦人(漁業に携わる者)として認められなければならなかった11。このようにして、浦人は 浦の掟に従い、集団的に漁場や漁業のための土地を利用したのであった。そのために、一種 の入会地たる浦持地を中心としてみれば、浦は、入会集団としての性格を有する。当時はべ ンザシ(弁指、弁済使)、ムラギミ(村君、村吟味)及びウラガシラ(浦頭)といった浦役 (管理機関、各浦によって呼称が異なる)を中心に浦総出の漁撈活動(地曳網漁や飛魚漁な ど)が行われた。このような浦は本島内に18あり、これらを総称して18ヶ浦といった。なお、 熊毛(種子・屋久)地域のトビウオ漁の起源は明らかでないが、馬毛島葉山港に建立されて いる馬毛島漁区記(浦人の働きを伝える石碑)に、慶長年間(1600年頃)には既にこの島に おいて漁業が営まれていたことが記されており、トビウオ漁もこの頃行われていたことが推 測される。

現在では、浦総出の共同漁撈は減少の一途を辿っているが、イカの柴切り(イカが卵を産みつけるための柴を海中に沈める)作業やブリ曳(振曳)網漁、カマス曳漁といった昔ながらの共同漁撈を続けている浦もある。また、浦の年初行事として「船祝い」があるが、浦人は必ず参加しなければならないものである。現在、各浦の漁民集団としての機能は、漁協に統合されたかのように見える。しかし、以上のことからして旧来のウラ制度に基づく伝統的漁業共同体の実体は、現在も残っているといえよう。

三 馬毛島を巡る入会権確認訴訟

(1) 塰泊集落の概要

本集落は、西之表市街地より南へ $2\sim3$ キロメートルの地点に位置し、漁業を中心とした集落であり本島における18 ヶ浦の一つに数えられる。そして、藩政期には本島漁村に格付けがあり、本集落は三男格の浦であった(長男格は池田浦、二男格は洲之崎浦) 12 。現在、その世帯数は約200戸(人口約600名)で、馬毛島周辺でのトビウオ漁をはじめナガラメ(トコブシ)漁、キビナゴ漁及びイカ漁などで、かつては全住民が漁業で生きてきた。1960年代までは、全住民(全戸)が浦人であり、集落(浦)組織とウラ共同体は概ね一致しており、

したがって浦の組織の中で、漁場や浦持地が管理されていた。しかし、近年は、沿岸漁業の 不振により漁業以外の職業に従事する住民が増加している。そのために、集落住民であって もウラ共同体の構成員であるとはいえなくなってきている。つまり、本集落は脱漁業化によ り、入会権者と非入会権者との混住地域となっている。

漁協の下部組織としての小組合について前述したが、この地にも塰泊小組合が設けられており、これが漁業営みのための組織として機能している。浦持地も、この組織が管理している。ただ、この小組合は、漁民の職能組織として漁業生産に徹しているわけではなく、かつてのウラ共同体が有していた文化的機能を担っている。住民の漁業離れが進んでいるとはいえ、純漁村的色彩の濃い地域である。しかし現在は、馬毛島を巡る入会紛争により、ここしばらくは、正月の浦総出の伝統的行事・船祝い(文化的機能)は中断しており、2001年の提訴を機に、ウラ共同体の分裂という深刻な事態を生じている。

表 1 馬毛島を巡る入会権訴訟(2001年11月~2011年6月)

	2001年 (ワ) 1065号 事件・・・甲事件	2002年 (ワ) 307号 事件・・乙事件	2002年 (ワ) 785号 事件・・丙事件	差戻審2008年(ワ) 897号事件
	売買の無効・妨害の 排除・所有権移転登 記の無効請求	土地所有権移転登記 抹消登記の手続き請 求	入会権確認請求	同左
	丙事件の提起と同時 に甲乙事件併合審理	同左		
原告	住民22名	住民23名	住民26名	同左
被	住民(登記名義人) 2名、馬毛島開発株 式会社	住民(登記名義人) 2名、馬毛島開発株 式会社	住民36名、馬毛島開	同左
告	丙事件の提起と同時 に被告住民に対し訴 えを取り下げ	同左	発株式会社 	四左
係 争 地	字葉山(雑種地1筆 約2千平方メート ル)	字蜑泊小屋(宅地1 筆約2千平方メート ル)及び字八重石(雑 種地2筆約1万8千 平方メートル)	字葉山、字蜑泊小屋 及び字八重石	同左
第一審	2005年4月12日 判決・棄却	同左	2005年4月12日 判決・却下	2011年6月15日 判決・却下
控訴審	中途で取り下げ	控訴せず	2006年 6 月30日 判決・棄却	控訴せず
上告審			2008年7月17日 判決・原審判決破棄、 第一審へ差し戻す	



写真1 2012年7月 西之表市の塰泊集落(佐藤喜一郎氏撮影)

(2) 訴訟の経緯

本集落住民らは、馬毛島の通称葉山の土地(3字4筆、約2ヘクタール)を巡って長期間 係争中である。2001年に業者が馬毛島の葉山港一帯の本集落有の共同所有地を、対岸の西之 表市本集落住民(登記名義人4名)から土地持分の約3分の2を購入したことから、入会地 を巡る紛争が始まった。業者は本集落住民に対し、採掘した石を搬出するにはどうしても、 葉山の船着場が必要で、土地の買い入れを申し入れたのである。要するに、業者の購入目的は、 入会地である葉山港周辺を通らないと物資の搬入・搬出ができないということであった。そ のことに対し、環境保全を謳い採石事業に反対する住民らは、権利者全員の同意がなければ 売買(入会地の処分)は無効であると主張し、一方、土地売却賛成派住民らは入会地区にあ まり立ち入らないため集団の管理がなされておらず、したがって入会権は不存在であり民法 上の共有地であると主張した。つまり、土地売却反対派(原告)住民らが入会権の全員一致 の原則を主張したのに対し、土地売却を有効と考える(被告)住民らは被告業者と同じく、「土 地の共有持分を第三者に譲渡することは個人の自由で、団体に制約されることはない」とい う主張であった。第一審及び第二審では、権利者全員が原告となって業者を相手(被告)に した裁判ではないとして、第一審判決却下・第二審判決棄却となったので、原告(控訴人) らは上告した。上告審判決では「入会権者は原・被告いずれかに全員訴訟参加しておればよ い。それがなされているのか」という訴訟当事者の点で、原審(福岡高裁宮崎支部)判決が 破棄され鹿児島地裁に差し戻された(最判平成20(2008)年7月17日判時2019号22頁)。

その後、2011年6月に差戻審判決が言い渡されたが、入会権の存在を認めたもののやはり 訴訟当事者が欠けている(訴訟不参加者が3名おり訴訟要件を満たさない)という点で却下 された。しかし、この入会裁判は、土地の所有者が誰であるかを争っているのであって、何 びとが権利者であるかを争っているのではない。つまり、集団として有する入会権の在否を 争っているのであって、成員権(個人権、入会持分権)の在否を争っているのではない。何びとが入会権者かは入会集団が決めることで、ある個人が当事者として入会権者であるかが争われるとき以外は、裁判所といえども干渉すべきではないのである(ただ当事者中入会権者として適格でない者の指摘はできる)¹³。権利者が誰々であると裁判所が指摘することは、入会集団すなわち入会権の存在を認めた上での判断であると解される。

2011年8月、原告らはこの土地が漁業に必要な土地だとして入会権を勝ち取りたいと強く要望し、再び、入会権確認の訴えを提起し鹿児島地裁で審理中である。原告は住民24名、被告は住民42名と業者である(平成23(2011)年(ワ)第852号事件、二次訴訟)。現在、本集落の入会権者は業者に対する土地売却賛成派・反対派に分かれているが、馬毛島の土地を売ることについて賛成か反対か態度がはっきりしていない人も少なくない(被告住民の中には、そのような人々が多数含まれている)のが実情である。つまり、ウラ共同体という共同体社会で、穏便に生活したいことから、自分の主張を明確にしないのである。

この馬毛島が米軍の軍事基地候補地にされたことにより、本島、屋久島そして鹿児島県本土の人々は概ね、軍事基地化に反対しているが、業者は現時点では、沖縄の前例にならい国への売却は考えておらず貸付けたいとの意向である 14 。そして、業者は係争地内(字葉山と字蜑泊小屋の間)に、「ここから先は馬毛島開発株式会社の私有地です。・・<中略>・・島内には、許可・承諾なく私有地内に無断にて立ち入ることは厳禁といたします。」という立入り厳禁の看板を勝手に設置しており、そこには業者職員が立って監視している時もあり、またゲートを閉めている時もある。採石場内を走っている道路の登記名義は、馬毛島開発(現タストン・エアポート)株式会社となっているが、西之表市が市道(馬毛島 $1 \sim 3$ 号線)として認定した土地であり、道路管理者たる市の許可を受けずにかかる看板を設置することには問題がある 15 。

また、2003年3月に採石事業差止訴訟(いわゆるマゲシカ自然の権利訴訟)16で、鹿児島



写真2 2003年3月 環境保全を訴える塰泊の住民ら・馬毛島葉山港(木下大然氏撮影)

地裁の担当裁判長が現場検証した時でさえも、現場検証の立会には原告住民数名が制限されながらも立ち入ったが、一般の訪島者は(報道陣も含め)字葉山までしか入れなかった。そこから先には西之表市道が走っているが、業者の見張りがいるから入れず勝手に入ったら何を言われるかわからなかった。業者による一方的な立入禁止という事実は、通行妨害行為であり、なお原告らは入会地の形状確認をすることができず入会権の管理に対する侵害を示すものといえよう。

(3) 現 状

一次訴訟は、採石事業による乱開発の阻止を射程に入れたものであったが、今回の二次訴訟は、採石事業による乱開発の阻止のみでなく業者による飛行場建設工事¹⁷すなわちFCLP基地誘致阻止をも射程に入れたものである。つまり、馬毛島へFCLP基地を誘致するか否かという問題で熊毛地区が大きく揺れ動いている中で、本集落の環境保全派漁民らが馬毛島での漁業基地を守るための訴訟である。また、一次訴訟提訴時は、小組合員が約30名であったが、今回の提訴時では20余名に減少している(小組合は親子加入者数組を含んでいるが、入会権は世帯の持つ権利であり、したがって親子加入者は一人が訴訟当事者になっている)。しかし、小組合からの脱退者(及びその子ら)は脱退したからといって権利放棄の意思がなく本集落に留まる限りすなわち馬毛島地権者の会に会員として留まる限り、権利は喪失しないのである。なお、文化的機能の一つであるベンザシ制度(エビス神係り、任期1年)が数年前に廃止され、エビス神係りは、現在、小組合長が兼務している。そして、年3回(旧正月、8月、12月)の定期総会が年2回(旧正月、8月)となっているが、施餓鬼(魚供養)・町祈祷といった伝統的行事は残されている。

四 問題の所在

(1) 手続法上の問題点・・・共同訴訟論

裁判所の態度は一入会地であることの確認を求めるには、権利者全員が訴訟参加しなければならないという一固有必要的共同訴訟¹⁸に固執しているが、当事者の内一人でも訴訟不参加者があれば、実体審理に進めず却下されるという不利益を原告らは受けるものである¹⁹(但し、権利者全員が原・被告いずれかに訴訟参加しておれば、訴訟要件は満たされる)。一次訴訟では訴訟の入り口論で10年もかかり、その結果却下判決となった。さらにその長期化が、当事者(殊に原告ら)の心理的・経済的負担となっており、現在の裁判(集団訴訟)状況では、裁判にかかる費用の捻出が困難となっている。そればかりか、裁判の長期化は共同体分裂を一層深めるという悲劇を生み、その修復には相当の年月を要することになろう。それから、今回、被告となった住民3名は、原告に対して訴えの取り下げを要求してきたが、裁判所が固有必要的共同訴訟に拘る限り、原告としては訴訟を実のあるものにするためには、この取り下げ要求を一この3名が権利放棄あるいは無権利者であるという意思表示を明確にし

ない限り一簡単にのむわけにはいかないであろう。入会権確認訴訟は果して固有必要的共同訴訟が妥当であるのか否か、再検討を要する問題である 20 。

なお、一次訴訟で原告であった4名が今回の二次訴訟では被告となり、原告はまた、権利者であるか否かあやふやな者も一確認不十分のまま一原・被告いずれかの当事者にした、ということである。しかし、当事者すなわち入会集団の構成員とは集団が構成員と承認した者である。共同体的規制が弛緩しているとはいえ、裁判所の忠告に従って、前訴(一次訴訟)で裁判所に指摘された訴訟不参加者3名を被告に加えたが、新たに未確認のまま数名を当事者に加え訴訟に踏み切ってはならぬものである。そして当然ながら離村失権の原則に基づき、一次訴訟での被告住民中で死亡した者の訴訟承継人が在村していない場合は、当事者から外すことにしたが、このことは至当である。また、二次訴訟の訴訟当事者は、2011年8月時点の権利者と業者であるが、2002年~2011年の間で、集落住民の中で誰が構成員(権利者)として承認され、また誰が集団構成員から離脱したか、を原告らは明らかにすべきである。

(2) 実体法上の問題点・・・権利の主体、土地の管理状況

第三章第3節で見た通り、入会の縮減・解体の進行を示すものであるが、このことが入会権の解体を意味するものではない。権利の主体たる入会集団は生きているのである。つまり、入会集団の構成員としての資格は「慣習(民法第263条)に基づくもので、すでに戦前から塰泊浦に定住していた者(世帯)の承継者または分家した者(世帯主)、漁業を営んでいる者あるいは営んでいた者、塰泊地区に独立した一戸を構えた世帯(主)で一定期間定住し加入金を払い浦組合員としてのつとめ(磯掃除など)を果たす者」である²¹。よって、入会権の主体は一定の地域集落の住民集団であり、その構成員すなわち集落に定住する一戸前の世帯主を入会権者というが、これは正確には入会持分権者である。そして、入会権における慣習とは、民法修正案(前三編)の理由書にも「自由二持分ヲ譲渡シ又ハ何時ニテモ分割ヲ請求スルコトヲ得ルモノトセハ多地方ノ慣習ニ背キ」²²とあるように、入会持分(建前として各自平等)を自由に譲ったり、また分割を請求することもできない、という原則をいうのである。

現在、入会地でのかつての利用(網干場の利用等)は然程行われていないが、集団管理を全く放棄している事実はないのである。つまり、存続要件としての共同体的規制に基づく管理行為は存続しているのである。管理状況としては、平成に入ってから小組合員らは境界確定作業を行い、また数年前には、清掃作業を一権利者全員ではないが一原告ら約10名が中心となり実施している²³。ウラ共同体が分裂している現在、原・被告に分かれている小組合員が一緒になって浦持地の集団管理をすることはないのである。要するに、共同体的規制は存続しており、入会集団の規模は縮減の方向にあり解体過程にあるが、入会権は解体するに至っていないといえよう。結論として、村落共同体による共同財産の管理こそが、入会権の本質的な要素であるが、それは上述のことからして生きているものと解される。

一次訴訟で被告らは、1960年代までは入会権が存続していたと主張していたが、今回の二次訴訟での留意点は、被告らが「最初から入会権が存在していない」と主張していることである²⁴。しかし、2013年4月4日付被告準書面では、「本件各土地は、この数十年間、全く利用されておらず、荒れ果てており、何ら入会地としての実体はない(2頁)」と主張しており、過去において入会権が存在していたことを前提とした主張である。入会地区に権利者が殆ど立ち入っていないことが入会権不存在の根拠となっているが、これは「入会権は、林野等を利用し林産物などを採取する権利である」といった古い判例²⁵や入会権の解説書²⁶に基づくものである。このような判例や学説は現代に即応しない誤った法解釈であるといえよう。被告の主張は、利用という点のみに着目した理論であろうが、入会権の中には土地の地盤の所有権を有する場合もあることが明確にされるべきである。共有の性質を有する入会権は共同所有権の一特殊形態であり、共同所有権では用益内容を特段定めておらず、集団的管理の事実がある限り一存続要件を満たしており一入会権は存続しているのである。権利者はその土地に如何なる権利意識を持っているかということが重視されるべきである²⁷。また、中尾説は、実態調査に基づき集団管理の事実という現実問題を踏まえたもので、入会権の存続要件を必ずしも利用(入会稼)という点のみに拘泥しておらず重視すべき見解である²⁸。

五 今後の課題

入会権の存否の基準としては通常、総有的支配秩序(共同体的規制)が生きているか否か であるが、我が国では総有についての定説がない。石井博士は法制史の視点から総有につい て「風呂敷の論理」を展開しているが、それは次の通りである。「村は風呂敷、村民は糸である。 風呂敷は糸以外の何ものでもないが、それが一定の形に織られると風呂敷になる、風呂敷は たんなる糸と違って、一定の機能(物を包むという)を果たすことができる。同じように、 村民はばらばらでは自治体として機能できないが、一定の形で村に組織されると、総村民が 一つの自治的団体になるのである。この意味で、村は総村民と同じといえる。そこで、風呂 敷が包んだ物は、実は風呂敷の糸が包んだのだ、といえるように、村持の土地は同時に総村 民持(当時は「総村持」と呼んだ)の土地だったのである。ところが、村が一つの自治体と して機能するためには、自治機関を必要とする。村役人がこれである。しかし、村役人も村 民であることに変わりはなく、その上に自治機関としての任務を帯びているのである。この 意味での村役人と村民の総体が江戸時代の村である。風呂敷において村役人にあたるものを 求めれば、それは結び目である。たとえ、風呂敷であっても、端を結ばなくては、物は包め ない。風呂敷が物を包むという機能を果たすためには、結び目が必要であるように、村には 村役人が必要だったのである」29。馬毛島の入会問題に限らず、我が国の入会権を研究する 上で、石井博士の総有史理論は正鵠を射たものと解され、この「風呂敷の論理」は多いに参 考にされるべきといえよう。

なお、本件では、馬毛島の入会権問題を通して、ゲルマン(German)法における総有

(Gesamteigentum) と我が国の総有の異同、そしてさらに進んで果して我が国の入会権所有(あるいは利用)形態は総有(あるいは準総有)であるのか否か、を紛争解決(入会理論発展)のためにも明らかにしてゆくことが望まれよう。また、馬毛島の浦持ちの入会権の理解を深め訴訟に反映させるためには、地域(本集落)の中にさらに分け入って、住民らがどのような法(規範)の下で暮らしてきたかを探る必要がある。つまり、長い間地域住民の暮らしの中で培われてきた生ける法(Living Law, lebendes Recht)の探求を深めることである³⁰。



写真3 2011年6月 夕暮れ時の馬毛島葉山港(筆者撮影)

六 結 び

馬毛島において、浦持地は、防潮・防風、土砂崩壊防備等の環境保全の役割を果してきた。同時に、入会権者たる集落住民(漁民)らは、共同体的規制の下に、網干場利用、燃料薪の採取そして漁撈小屋の建造等といった利用を、この土地の上で行ってきた。また、本件訴訟は、本集落の住民らが起こしている局地的事件ではあるが、沖縄の米軍基地(普天間飛行場移設)問題と絡んだ重要な事件である。そして、本集落の原告漁民らは、この島の入会地を守れないならばすなわち敗訴したならば、この周辺海域を漁場とする漁業は大幅に縮減される可能性を含んでいるのである。

馬毛島は鹿児島を代表するトビウオの島であり、そのために浦持地(共有入会地)や馬毛島の自然は、これからも継続して住民運動や環境裁判によって守られねばならないのである³¹。そして、馬毛島の自然を守る会、馬毛島を守る入会支援団といった環境保護団体や原告支援者らは客観的視点から、資金援助活動・情報提供活動を一層強化していかねばならないであろう。この島の浦持ちの土地は、先祖から受け継がれてきた貴重な財産である。この馬毛島がFCLP基地移転候補地として決定された今³²、原告住民らは軍事基地にしないため

にも、この裁判は勝たねばならず、今後はより一層、足元(馬毛島での漁業)を見つめ直す ことが必要とされよう。

最後に、米軍基地移設問題に関する私見を述べておきたい。米軍基地の沖縄県内移設は勿論、県外移設もグアム移設も反対である。グアムに移設しても、チャモロ人という先住民の人たちが、沖縄と同じ苦しみを味わうことになるのである。在日米軍は解散するかもしくはアメリカ本国に帰ってもらうしかないのである。鹿児島県民の中には、「沖縄にばかり米軍基地を押し付けずに、馬毛島に一つぐらい引き受けてもよいのではないか」という意見もあるが、その前に、米軍基地がはたして我が国に必要であるのか否かを議論すべきである。



写真4 2011年6月 馬毛島の岩礁海岸(筆者撮影)

注

- 1 2012年11月29日付南日本新聞(沖縄)記事、同年10月20日付同新聞(徳之島)記事、同年12月 22日付同新聞(種子島)記事等参照。
- 2 オスプレイ違反飛行318件沖縄県目視調査 (2012年12月27日付南日本新聞記事)、種子島上空の 目撃について (同年10月2日付同新聞記事)。なお、米空軍は、米軍の新型輸送機オスプレイ の空軍仕様機CV22を沖縄に配備する可能性を認めた (2013年1月13日付同新聞記事)。
- 3 現在、業者所有の土地の一部が東京の企業から差し押さえられている (2013年5月11日付南日本新聞記事)。また、2011年3月1日付で、社名及び代表取締役を変更している。
- 4 在日米軍再編に伴い、米軍艦載機部隊は2014年までに岩国基地(山口県)へ移駐予定であり、 日米両政府は2011年6月、恒常的な訓練先として馬毛島を検討対象とすることで合意した(2013 年1月23日付南日本新聞記事等参照)。また、業者は地方自治体や地域住民らの建設工事猛反 対により、2011年11月30日をもって飛行場滑走路工事の中止を宣言した(2011年11月26日付同

新聞記事)。

- 5 「開発と地域住民」『地域総合研究』37巻2号(鹿児島国際大学附置地域総合研究所、2010年)61~69頁、「地域開発と入会紛争」『都市問題』102巻6号(東京市政調査会、2011年)126~135頁、「入会裁判と軍事基地問題」『地域研究』10号(沖縄大学地域研究所、2012年)35~44頁。
- 6 種子島の西之表市漁協、中種子町漁協そして南種子漁協3漁協の内、西之表市漁協と中種子町 漁協が平成5 (1993) 年に合併、現組合員数約500名。
- 7 中種子地区(旧中種子町漁協)では、小組合への加入という制約はない(原告漁民談)。
- 8 大山彦一『南西諸島の家族制度の研究』(関書院、1965年) 18頁。
- 9 原口泉・永山修一・日隈正守・松尾千歳・皆村武一『鹿児島県の歴史』(山川出版社、1999年) 195~198頁。
- 10 所有形態別には、塩屋集落所有の塩屋牧、種子島家所有の御牧、個人所有の私牧、集落所有の 共同牧に分けられ、また動物別の分類では、馬牧、牛牧、牛馬混合牧に分けられる。マキ制度 については、大山・前掲注8) 15~203頁、森田清美『牧崩壊過程に於ける入会の研究』(私家版、 1997年)、畠中彬「種子島の牧における串目について」『鹿児島史学』35号(鹿児島史学会、1989年) 20~33頁、等参照。
- 11 川崎晃稔「暮らしと産業」『種子島〜自然と文化〜』(南國出版、1984年)50〜57頁、同「種子島の漁撈習俗と飛魚漁」『海と列島文化5巻・隼人世界の島々』(小学館、1990年)347〜377頁、高谷紀夫「薩南諸島の社会史」『海と列島文化5巻・隼人世界の島々』(小学館、1990年)309〜346頁等参照。
- 12 下野敏見『タネガシマ風物誌』(未来社、1969年) 21頁。
- 13 中尾英俊・牧洋一郎から原告支援者への呼びかけ文書『馬毛島入会権裁判の経過とこれから』 (2011年7月11日付)参照。
- 14 「現在、双方から弁護士を一人ずつ出して交渉しているが、売却か賃貸かで折り合いが付いていない。沖縄の在日米軍基地は、日本政府が地権者に土地代を毎年払っている。前例がないというのはおかしい。」業者会長立石勲氏談(2012年11月16日付南日本新聞記事)。
- 15 西之表市道・馬毛島 $1 \sim 3$ 号線については、平成16(2004)年7月21日付西之表市行政文書全部開示決定通知書(西建第120号)参照。
- 16 採石事業差止請求 ((ワ) 第55号) 事件が2002年1月、本島の住民ら約50名によって、漁業を営む権利、自然享有権及び自然の権利の侵害につき、業者を相手に提起されたが、2004年12月 14日、第一審で請求が棄却・一部却下された。なお、2006年7月21日、控訴審で住民らの請求は棄却され、敗訴が確定した。
- 17 馬毛島の開発を巡っては、業者がFCLP誘致を視野に整備を進めていた滑走路で、許可区域外を開発した森林法違反の疑いが浮上し、鹿児島県から調査を受けている。しかし現段階では、違法性の有無については判断されるに至っていない (2012年11月29日付南日本新聞記事参照)。
- 18 最判昭和41 (1966) 年11月25日民集20巻9号1921頁、最判昭和57 (1982) 年7月1日民集36巻

- 9号891頁、最判平成6 (1995) 年5月31日判時1498号75頁等参照。
- 19 渡辺洋三『川島武宜編・注釈民法(7)』(有斐閣、1968年)550~552頁参照。
- 20 牧洋一郎「入会理論の実証的再検討の必要性」『Law and Practice』 3号(早稲田大学大学院 法務研究科臨床法学研究会、2009年)141~145頁。
- 21 平成21 (2009) 年11月6日付第一次入会権確認訴訟 (差戻審) の原告準備書面1~2頁より。
- 22 廣中俊雄編著『民法修正案(前三編)の理由書』(有斐閣、1987年)276頁。
- 23 境界確定作業については、平成元 (1989) 年 2 月 6 日付塰泊小組合定期総会議事録を参照。また、 最近での共同清掃作業は、2010年 5 月 8 日に行った (原告住民談)。
- 24 2012年12月17日の口頭弁論で、被告訴訟代理人がそのことを今後明らかにしてゆくと陳述した。
- 25 広島地裁平成5 (1993) 年10月20日判決(中尾英俊編・戦後入会判決集3巻) 111頁、東京高 裁昭和53 (1978) 年3月22日判決判時882号14頁等。
- 26 舟橋諄一「物権法」『法律学全集18』(有斐閣、1960年) 436~459頁、松坂佐一『民法提要』(有 斐閣、1955年) 150~156頁、我妻栄=有泉亨『新訂物権法(民法講義Ⅱ)』(岩波書店、1983年) 427~455頁等。
- 27 野村泰弘「共有入会地の処分と慣習」『徳山大学論叢』53号(2000年)60頁参照。
- 28 「共有入会権(民法第263条)は、土地(山林原野、溜池、田畑、墓地等)の共同所有権である。したがって、その土地並びに基本財産の売却、貸付(一時的なものを除く)及び利用の重要な変更は、入会権者(集団構成員)全員の同意が必要である(これに反する慣習は違法である)。地役入会権(民法第294条)は、地役権の規定を準用する。育林、作物栽培、湛水、引水などの積極的な使用収益の他、近接する土地について集落の保全のため土砂崩壊、風水害を招くような土地の掘削、立木の伐採等の差止めを請求することができる権利である。農地に隣接した蔭打(農作物の成長を妨げるような草木を抜去できるような慣習、その場所)や魚付(海岸の緑の林木の多いところに魚類が多く棲息し、良い漁場となる)などもこの権利といってよく、したがって、この権利は保安(林)的役割をもつ権利ということができる」。中尾英俊『入会権―その本質と現代的課題』(勁草書房、2009年)1~2頁参照。
- 29 石井良助・川島武宜・渡辺洋三〔石井良助〕「山梨県山中部落の入会権」『法学協会雑誌』86巻 1号(1969年)86頁。
- 30 矢野達雄『法と地域と歴史と』(創風社出版、2004年) 58~98頁参照。
- 31 中尾・前掲注28) 352頁。
- 32 知り合いばかりの狭い地域が真っ二つに分かれ、仲が悪くなってしまうことを懸念し、波風嫌い本音語らず、の雰囲気となっている(2013年1月23日付南日本新聞記事参照)。

モトブシーサイドプラザ事件判決

一「商号続用」責任、「債務引受広告」の意義を巡って一

仲宗根 京 子*

Case study on "Motobu Seaside Plaza vs. Travel Agencies"

NAKASONE Kyoko

要 旨

沖縄海洋博は県民の期待を背負っていたが、出端を挫くように開業間もなく「モトブシーサイドプラザ」が破綻した。債権回収の為に運営に乗り出した建設業者らと、前渡金を払っていた旅行業者との法廷バトルで展開された法律議論(中でも債務引受広告の意義)をめぐる判例規範の形成は、38年経った現在にも通用する先駆的なものであった。本稿では、その古そうに見えて実は色あせていない判例に再びスポットを当てたい。

分 野:商法、会社法

キーワード:営業(事業)譲渡と債務の承継、債務引受広告による責任、商号続用責任

一、事実の概要

1、訴外財団法人本部海洋開発協会(以下、訴外財団Aという)は、1975年(昭和50年)7月20日から、沖縄県国頭郡本部町で開催された沖縄国際海洋博覧会の見学者を宿泊させる為、本部町字豊原に2000名収容可能な宿泊施設モトブシーサイドプラザ(以下シーサイドプラザという)を建設し、その運営に当たってきた。当初より、建設費その他一切の費用を宿泊料金で賄う計画であったところ、開業直後の1975年(昭和50年)7月31日に、財団は、約束手形の不渡りで事実上倒産した。

そこで、財団債権者中、建築工事部門を請負った会社とその従業員等15名において、昭和50年8月(発起人等の引き受けは同年8月12日、設立登記は同年同月28日である)に、訴外

^{*} 沖縄大学地域研究所特別研究員 kyoko@okinawa-u.ac.jp 沖縄大学法経学部非常勤講師 中央大学大学院 法学研究科 博士後期課程在籍

シーサイドプラザ運営株式会社(以下、訴外会社Bという)を設立した。

Bとしては、Aの債務をそのまま承継したのではたちまち運営が行き詰まること必至だったため、Aが有する一切の設備・物品及び従業員との雇用関係は引継ぐが、Aの債務のうち、未払賃金・電気料および水道料のみ引き継ぐものとし、他の債務は引き継がないことをA財団との間で合意していた。そこで、B会社の代表者Cは被告の4旅行会社のうちの3社、東武トラベル株式会社、株式会社読売旅行、株式会社エアー・ツーリスト(以下、各々、Y1、Y2、Y3とする)に対し、宿泊代金はA財団に対する前渡金と関係なく現金で宿泊の都度B会社に支払ってもらいたい旨を申し入れたが、被告三者は前渡金はA財団に支払ってあることを理由にB会社の要請を拒絶し続けた。その後、結局、B会社も運転資金に窮し、会期末に破産宣告を受けるに至った。

そこで、B社の破産管財人Xが、被告 4 社を相手に争ったものが本判決である $(^{2}$ (1)。まず、 2 2

また、予備的請求として、主位的請求が認容されないとすると、ホテルの経営によって生じた債権債務関係の帰属主体はB会社ということになるから、被告4社はB会社に対する関係では法律上の原因なくして宿泊代金相当額を利得し、B会社は同額の損失を蒙った筋合いとなるから、不当利得としてこの額を賠償(遅延損害金を含む)せよと主張した。

これに対し、被告4社は右ホテルへの倒産後の送客もA財団との宿泊契約に基づいたものであること、商号を続用しないで営業を譲り受けたB会社の代表者Cは新聞記者との記者会見をなし新聞発表させてA財団の右債務を引き受ける旨を広告したこと、従って被告4社がA財団に支払った宿泊代前渡金はB会社に引き継がれ、B会社はA財団の被告4社に対する前渡金と宿泊代金の精算義務を承継していることになるから、本訴請求額の相当額と相殺する、と主張した。なお、Y4は前渡金とは別に一定額を支払っているが、その額を差し引いてもなお宿泊代金は未払いになる計算となる。しかし、施設不備で同ホテルが閉鎖された期間の損害はA財団が負担するとの約定があり、債務の引受の広告をなしたB会社はこの損害賠償債務をも承継したものであると主張し、結局、右損害賠償債権をもってXの前記未払金債権とその対当額において相殺する、と主張した。

二、判旨

主位的請求棄却、予備的請求一部認容。

1、主位的請求について

被告である旅行業者Y1Y2Y3ともに、訴外会社からの新たな包括的・あるいは個別的 宿泊契約の申し込みを明示的に拒否してきており、Y4には申し込みさえ行っていないので、 訴外会社と各旅行会社との間に新規の宿泊契約の成立を認めることはできない。

2、予備的請求について

被告らが、8月1日から11月26日までの間、送客したこと及び宿泊代金相当額については、当事者間に争いがなく、Bと被告等との間に包括的な基本宿泊契約及び宿泊の都度の個別的な宿泊契約が成立したとも認められないことも上記1で述べたとおりである。すると、前記期間中シーサイドプラザの経営によって生じた債権債務の帰属主体が訴外会社Bであったとする限り、被告らはBに対する関係で法律上の原因なく宿泊代金相当額を利得したことになり、他方Bは同額の損失を被ったことになる。

そこでシーサイドプラザの経営主体がAからBへ移行する過程を判断すると、設立中の会社の代表者としての仲本氏は、8月3日以降、従来どおりのシーサイドプラザの運営機構の中に債権者側の若干のスタッフとともに入り込み、8月2日以前に財団が取得した宿泊代金債権をも訴外会社の名において請求し、財団が有した旅行業者や物品供給業者との取引関係をそのまま継続し、従業員との雇用関係や若干の流動資産をそのまま引き継いで、シーサイドプラザを経営した事実が認められ、シーサイドプラザの営業を目的として組織され、有機的一体として機能していた有形無形の資産は一体として譲渡され、営業的活動の全部が譲受人に受け継がれたものといえるから、財団から設立中の訴外会社の発起人たる仲本に対する営業譲渡が存在したものというべきである。しかして、8月14日になされた仲本から呉屋(C、括弧内筆者)への引継ぎと8月26日の訴外会社設立により、右営業は訴外会社に移転するに至ったとみるべきことはいうまでもない。

以上から、予備的請求については、8月3日以降について請求を認容できるものと解される。

三、評 釈

1、公益法人である訴外財団の商人性

存在目的が公益であってもその達成手段として営業を行う場合には、商法502条7号によりこの限りで商人資格を取得する^(注2)。従って、訴外財団は、付随的に行った宿泊事業に関し、商人性を認められ ^(注3)、営業 (事業) 譲渡の主体ともなり得ることになる。

- 2、そもそも営業譲渡があったといえるか、営業の委任か使用貸借ではないかも検討されている。
 - 「・・・宿泊施設等の建物の所有権は、財団にはなく、建物建設を請け負った建設関係債

権者に当初から属していたものとみられるし、その他の設備及び物品(食料その他の若干の消耗品は別として)も単に使用貸借の目的としたにすぎないので、営業譲渡で中心的意義を持つ営業用財産の譲渡という要件に欠けるかに見えないでもなく、また、シーサイドプラザ運営の終期を海洋博閉幕時としていることからすると、将来の返還が予定されているかのようで、設備及び物品を譲渡せずに無償使用にとどめている点及び債務を原則として承継しないものとしている点からしても、営業の譲渡ではなく、経営の委任または営業の使用貸借というべきではないかとの疑問もないではない。しかしながら、シーサイドプラザ運営による利益は、訴外会社において建設関係債権者に対する財団の債務に充てるという形での自由な処分(筆者略)が予定されており、」「返還なき貸借は譲渡と区別する実益に乏しいと解される」ことなどから、経営の委任または営業の使用貸借ではなく、営業譲渡であるとされた。3、前渡し金精算債務の承継について

判例の検討にあたり、当事者の利益状況と攻防の法的構図を、筆者なりに整理したい。

本判例における原告側(訴外B会社とその破産管財人X)としては、前渡金清算債務は引き継ぎたくないが、直接宿泊代金相当額を請求できる根拠が必要であった。被告4社(Y1 Y2 Y3 Y4)は、破綻した訴外A財団に被告等が既に交付していた高額の前渡金(Y1 は 1565万円、Y2 は6000万円、Y3 は1億750万円、Y4 は5000万円であった)による清算を、なんとしても原告に認容させたかった。

このような当事者の主張を判断する法的思考の順序としては、①AのY1Y2Y3Y4に対する契約上の地位がAB間の営業譲渡によって包括的にBに移転しているか?承継が除外されている場合で②AB間の合意による契約上の地位の移転あるいは債務の引受もない場合には、次に③営業譲受に関連してBに法定責任としての会社法22条1項の商号続用責任(平成17年法律87号改正前商法23条)、あるいは④会社法18条(同改正前商法28条)の債務引受をした営業譲受人の責任を検討し、清算すべき責任が認められると、不当利得原告からの不当利得返還請求権との相殺を認める、という流れになる。

裁判において認定された事実によると、ABの合意による契約上の地位の移転も債務引受もなかったこと、また営業譲渡による債権債務の包括移転もなかった(営業譲渡は特定の債権債務を当事者において任意に承継から除外することが許容されるもので、ABも前渡金精算債務を除外した)ことがわかる。

「被告らは、設立後の訴外会社の支配人木下睦雄が、9月7日頃、被告らとの間で、訴外会社を代理して、財団の被告らに対する基本宿泊契約上の地位又は前渡金返還義務を引き受けた旨主張し、木下の代理権限に関して、支配人、表見支配人、商法43条の特定事項の代理権を有する使用人又は9月14日の訴外会社代表取締役による追認を主張する。

よって、この点について判断すると(筆者略)木下と三浦らは(略)訴外会社における地 位職各を記した各自の名刺を交換するとともに、シーサイドプラザ開設当初の施設の不備を 陳謝し、今後とも、より一層の送客を依頼する旨述べたことが認められるが、(略)右前渡 金清算義務ないし宿泊契約上の地位の承継を約した旨の(略)証言は(略)信用できず、他に(略)合意をしたと認めるに足証拠はない。」

4、商号続用の有無

判例の認定によると「モトブシーサイドプラザ」は訴外財団が営業を営む場合の施設名であり、当該財団の商人としての商号は「財団法人本部海洋開発協会」であるから営業譲渡人の上記商号と営業譲受人たる訴外会社「シーサイドプラザ運営株式会社」との間には同一性がない。

仮に「モトブシーサイドプラザ」が訴外財団の商号であると考えた場合でも、会社の種類を異にし「新」の文字が挿入されていることを理由に、商号の続用性を否定した最高裁判例の基準 (注4) からすると、「シーサイドプラザ運営株式会社」という名称は、宿泊施設シーサイドプラザの経営主体の変動(新規の事業であること)を印象づける名称であるといえるから、やはり同一性を認めることはできないとした判旨は妥当であろう。

なお、このように公益法人などが営業を行う場合に、事業譲渡の場面で問題とすべき「商号」については今後更なる検討が必要とされるであろうことを付言しておきたい。

5、不当利得の開始時期に関連して、設立中の会社と認められる時期について

「設立中の会社」と言いうるためには、最低限、発起人によって定款が作成され、かつ発起人が一株以上の株式を引き受けることが必要であり、訴外会社に関しては、発起人等による株式の引受がなされた8月12日以降にしか認められないとする判旨は妥当と考える。

5、債務引受広告の意義について

『債務引受の広告』(会社法18条、平成18年改正前商法28条)の意義については、判旨も述べる通り「営業譲渡人の債務を譲受人において引き受ける意思を有する旨を多数の人に認識され得る手段をもって表示することをいう」。営業譲渡に伴う事業の承継に関する挨拶状がこれに当たるかが問題となる判例が複数あったが (注5)、新聞記者の取材による新聞報道について判断されたのは当該判決が初めてで、その意味で先例としての意義を有する。

取材されたとしても真意が報道されるか確実性がないので、新聞記者に対する取材の機会供与の各行為自体を「公告」とするのは誤りである (注6) との指摘はもっともであるが、当該判旨も、新聞記者への取材が常に「広告」に当たると解している訳ではない。「当時シーサイドプラザに関する記事が度々新聞紙上を賑わし、一般の関心の集めていた情況のもとで、新聞記者に対して前記内容の談話を発表すれば、当然新聞紙上に報道され、一般に周知されるところとなることは容易に予想できたものであり、呉屋(訴外会社代表取締役、括弧内筆者)はそのことを承知のうえで新聞記者に談話を取材させ、よって新聞紙上に報道させたものであるから」という一定の情況下において「広告に当たる」と判断した趣旨と解されるからである。

もっとも、債務引受意思の真意性をどのような判断基準で認定していくかについては、表 意者の主観に可及的に忠実に判断すべきか、それとも客観的に判断すべきかについて、さら なる検討の必要がある(注7)。

以上より、本判決から、新聞記者への取材に応じることに「債務引受広告」該当性を認める場合の要件を読み取るとすれば、①新聞報道の内容が客観的な債務引受意思を推測させる譲受人の意思の表示を誠実に反映していること、および②社会の関心が集まっている等、取材当時の情況からすれば新聞報道が確実に見込めるような場合において取材に応じていること(広告されることへの承諾意思の推定)、が示されていると解されるのではないだろうか。6、その他問題となる点

財団の事実上の倒産後、建設関係債権者を中心とした訴外会社が成立するまでにも、宿泊継続(あるいは追加)をめぐって、旅行業各社と折衝が続き、更に途中で設立中の会社の代表が交代しているため、設立中の会社の権利能力及びその機関の無権代理行為の効果帰属の問題なども検討されているが、紙面の関係から割愛した。

四、さいごに

商法・会社法の感覚からすれば、そもそも2000人規模の宿泊施設の建設・運営という大プロジェクトを、海洋博という大イベントがあったとはいえその後も同程度の需要が見込めるとも限らない状況において、僅かな資本を元手に稼働後の利益頼りで企てていたこと自体が、いささか無謀であったのではないかと感じる。発端が公益目的であれ、民間プロジェクトである以上、財団破綻後の各債権者の攻防も、現代の経済社会に通ずるものがある。建設業関連債権者(訴外会社)対、旅行会社(被告4社)という構図で闘い、破綻してしまってからでは、裁判においても、政治(本判例では県政)においても、結局、痛みをどう分かち合って終結させるか?という議論になってしまうのであろう。確かに、多少のリスクを覚悟で企業してくれる勇気ある人材は、社会経済の発展・雇用の拡大などの観点からも、応援すべきである。しかしながら他方で、民商法(会社法を含む)、業法などの規律付けが、社会資源、主権者である私達一人一人の税金の必要以上の流出を防いでくれることをも、願ってやまない。

参考文献

- 1, 判例時報934号105頁~、判例時報社
- 2, 大隅健一郎「商法総則【新版】」、有斐閣、1978年
- 3、宇田一明 「商事判例研究」 ジュリスト766号118~122頁、1982年
- 4. 服部栄三編「商法総則・商行為法:概説と基本判例」文眞堂、1980年
- 5、鴻常夫「商法総則 全訂第4版補正版」、弘文堂、1991年

注

- (注1) 参考文献1
- (注2) 参考文献5、109頁
- (注3) 参考文献3、120頁
- (注4) 最判昭和38年3月1日民集17卷2号p28 [合資会社新米安商店事件]
- (注 5) 肯定のものとして最判昭和29年10月7日民集8巻10号1795頁~、否定のものとして最判昭和36年10月13日民集15巻9号2320頁~)
- (注6) 参考文献3、121~122頁
- (注7) 参考文献3、121頁。前者の立場として、参考文献5、143頁他、後者の立場として田中誠二、商法総則詳論220頁、勁草書房1976年。なお、最高裁判所は商法28条(会社法18条)に、具体的な債務引受文言まで要するかについて、必ずしも必要とは解さずに、社会通念上、債権者において営業譲受人が譲渡人の営業によって生じた債務を引き受けたと信ずるものと認められるような趣旨の広告であれば足りると解している(最判昭36.10.13 民集15 巻9号2320頁)

地域研究 No.12 2013年9月 97-116頁

〈翻訳〉

半世紀間の沖縄思想史における問題意識の転換 一新崎盛暉との対話一

新崎盛暉*

Changing Perspectives on History of Thoughts in Okinawa in the Half-Century —Dialogue with Arasaki Moriteru—

ARASAKI Moriteru

訳者 山 城 智 史**
YAMASHIRO Tomofumi

本稿は、沖縄大学地域研究所共同研究班〈沖縄とアジアの近現代思想史〉の活動の一環として、台湾で発行されている雑誌『人間思想』第一期(2012年夏号)に掲載されたインタビューを日本語に翻訳したものである。インタビューは、2010年11月24日、台湾・新竹市の台湾交通大学「思想、歴史、文化高等講座」の一環としておこなわれたものである。

陳光興

新崎盛暉先生は沖縄の非常に重要な思想家です。1970年代に沖縄に戻り、研究・教育ばかりでなく、後に沖縄大学で、学長を二度も務められました。ご専門は政治学で、戦後沖縄の研究に従事しました。沖縄現代史を理解する際、新崎先生の研究成果は看過できません。新崎先生の重要な仕事の一つに、沖縄が直面している様々な現実的な問題に対する政治評論があります。これまでの30年間、数多くの貴重な業績を残してきました。同時にこれまで多くの市民運動を先導し、「反基地」に対する一連の活動をはじめ、常に社会の真実に関与してきました。

^{*} 沖縄大学名誉教授

^{**}特別研究員(天津南開大学教員)

2010年11月、新崎先生は「思想、歴史、文化高等講座」の招待を受け、台湾を一週間訪問しました。下記の文章は講演全三回の中の第一回目(11月24日、新竹交通大学)にフォーラム形式で行われた内容です。新崎先生の思想背景をより深く理解するために、主催側は日本現代思想研究の孫歌教授(中国社会科学院文学研究所)を迎え、新崎先生の著作を通して問題を提起していただきました。

今回の活動は経験豊富な沖縄の思想家との台湾での交流です。下記の文章はこの非常に得難い機会の歴史的記録です。ここに読者と共有したいと思います。通訳の許婷婷、原稿翻訳整理の阮欣婷、孫歌教授の最終校正に感謝の意を申し上げます。

孫歌

まず、少し違った角度から始めたいと思います。私は台湾に降り立ってから、ずっとある一つの感覚を持っています。それはつまりこういうことです。沖縄と台湾は地理的に非常に近いですが、台湾人にとってアメリカと日本は沖縄よりももっと近い。地理的に見ると沖縄の方が近いにも関わらず、台湾社会は沖縄に対して注意や関心を払っていません。中国の状況はおそらく台湾よりも深刻です。よって、私たちは「私たちは沖縄を理解すべきかどうか」「どのように沖縄を理解すべきか」という共通の課題を抱えています。

新崎先生は沖縄を代表する知識人であり活動家です。先生の著作の中で、社会に最も多大な影響を与えたのが『沖縄現代史』です。もちろん他にもたくさんの著作があります。元々、日本では『沖縄現代史』は二冊の本に分かれて出版されましたが、中国語翻訳版ではこの二冊が一冊に組み合わされました。この二冊は沖縄および日本本土でも非常に大きな反響を呼びました。「この半世紀におよぶ沖縄の歴史はこれほどまでに複雑であったのか」「これまで誰もはっきりと描くことができなかった」「この本で新崎先生は歴史を明確に描いた」という反響がありました。

本日の新崎先生との対話はこの著作から始めるのではなく、個人の経験、歴史、記録を知りたいと考えています。よって、私からの最初の質問は、新崎先生個人の歴史を語っていただきたいと思います。新崎先生は東京生まれの沖縄人です。長い期間、沖縄に戻ることができませんでした。沖縄の日本復帰後、ようやく沖縄に戻ることができました。そこで、新崎先生が東京の生活で得た当時の経験と思想的な体験、それと沖縄に戻られてからの思想的体験を簡単にご紹介していただけますか。

新崎盛暉

さきほどの孫先生の話題とつながりますが、日本とアメリカに比べて、沖縄は台湾と非常に近い距離に位置しています。しかし、しばしば台湾から見過ごされます。日本全国の総面積と総人口から見ると、沖縄はたったの面積0.6%と人口1%の小さな地域社会です。このような沖縄、中国および台湾との関連性、三者間の歴史、特に戦後のアメリカ占領下に置か

れた沖縄の不条理な障壁、および現在も米軍基地が引き起こすさまざまな問題等、これらは すべて私が関心を持っている課題です。

私が執筆した『沖縄現代史』は今年(2010年)中国語の翻訳版が出版されました。2008年には韓国で韓国語版が出版されました。韓国、中国、台湾の方々にこの本を通じて、このように面積の狭い一地方である沖縄(日本の約百分の一)、そして歴史から見てこの一地方で生活している人々が演じた歴史的役割を知っていただければ、私は非常に嬉しいです。以上が、孫歌先生の問題に答える前に、私がみなさんにお伝えしたかったことです。

続いて、孫歌先生の質問に一つずつお答えしていきたいと思います。私はこれまで70年以上も生きてきました。これまで私の生きてきた歴史をすべて紹介すると、おそらく時間が足りないので、沖縄現代史と結びつけながら簡単に紹介していきたいと思います。

私は1936年の生まれです。私の両親は二人とも沖縄生まれです。彼らは進学、就職、結婚等の理由から、沖縄を離れ東京に来たので、私は東京生まれの沖縄人です。1936年、日中両国は一触即発の緊張した関係でした。1937年、日本が中国に対して侵略行為を展開し、盧溝橋事件をきっかけに、一連の戦争が引き起こされました。私が生まれたのはそんな時代でした。戦争が進む中、日本の国民学校(小学校)で学び、私が小学3年生の時に日本は敗戦しました。戦前の生活経験は、私の幼少時代の僅かな記憶です。

私は自分のことを「沖縄人」と言っています。両親が沖縄人という理由だけではなく、幼い頃から家では、特に母親が沖縄方言を話していました。そのため少なくとも沖縄方言を聞き取ることができます。私は散髪に行く時など、よく人とおしゃべりをしたそうです。沖縄の方言では鼠のことを「ウェンチュ」、猫のことを「マヤー」、このようなことを周りの人に教えていたそうです。当時の私は沖縄人と日本人に区別があるとは意識せず、単純に沖縄人は日本人であると思い、素直に当時の軍国主義・愛国主義教育を受けていました。

戦争期、学校の先生からは「鬼畜英米」という言葉を習いました。アメリカやイギリスは、 鬼や畜生のようなものだというのです。日本が戦争に負けて、アメリカ軍が日本に進駐して きました。しかし、当初私たちに「鬼畜英米」を教えた先生は、敗戦初期すぐに両手を広げ てアメリカ民主主義の称揚者に変わりました。戦後のこのような転換を目の当たりにしたの で、私は「先生」や「教育」という言葉を信じることができなくなりました。

私と沖縄との出会いは1952年、私が高校進学の時でした。

1952年4月、私は東京の都立高等学校に進学しました。4月28日、連合国と日本が締結した〈対日平和条約〉(サンフランシスコ講和条約)の効力が発生しました。国際社会での独立と同時に、アメリカが「軍事力のない日本を守る」という口実で〈日米安保条約〉も締結されました。2つの条約は、1952年4月28日、同時に発効しました。

4月28日のこの日、校長は、全校教員・生徒を学校の中庭に集め、「日本はめでたく独立 しました」と言って、全員に両手を上げて「万歳三唱」をさせました。沖縄は第二次世界大 戦時に、日本とアメリカの太平洋戦争の「最終決戦地」となったため、その後、アメリカは 沖縄を占領し続けていました。〈対日平和条約〉によって日本は独立しましたが、同時に沖縄は米軍の占領を受け続けるという運命が決定したのです。これは少なくとも沖縄出身者であれば、当時の中学生も、高校生もみな〈対日講和条約〉の内容を把握していました。校長は全校教師・生徒に日本の独立を祝して「万歳三唱」を叫ばせましたが、「提灯行列」が行われたところもあったそうです。当時、私は満面の笑みで「万歳三唱」を叫ぶ校長、多くの教員および生徒を見て、私と彼らの間になんとも言えない形のない高い壁を感じました。「沖縄」は、結局のところ日本にとってどんな存在なのだろうか?また沖縄にとって、「日本」はどんな存在なのだろうか?このような疑問が脳裏に浮かび、この時から私の中で沖縄という場所を「意識」するようになりました。

私は、日本の戦後民主主義の時代の中でも、小さい頃から受けてきた軍国少年、愛国少年としての教育を引きずっていましたから、校長やその呼びかけに応えて万歳をする学友たちに対して強い違和感を覚えました。私は高校時代に弁論大会(同年6月)に参加しました。テーマは「日本の真の独立への道」というものです。その中で「沖縄がいまだに米軍の手中にある中で、何を理由に歓喜の万歳ができるのだろうか?」と問いかけました。また同じ年の秋、私は書店で一冊の本を見つけました。それは『沖縄の悲劇ーひめゆりの塔を巡る人々の手記ー』でした。この本には戦争期間中、日本軍に動員された従軍看護婦が残した手記が書かれていました。これらの動員された従軍看護婦はただの学生で、つまり当時、私が本を買った時の年齢(高校一年生)とほぼ同じでした。高校一年生の私はこの本を読んで、自分と年の変わらない看護婦たちが戦局の残酷さを体験した事実を知りました。この時のことを詳しく話すと、もっと多くの時間が必要になるかもしれません。私は高校一年生の時、次々と衝撃的な事件に遭いました。それは一人の「愛国少年」を「平和主義者」に変えました。同時に、「いかに沖縄問題を解決するか」という問題意識を持つようになり、それから私の一生の課題となりました。高校一年生のあの一年、私にとっては人生の重大な転換点となりました。

私が初めて沖縄の社会運動に関わったのは、高校二年生の時でした。戦争で学校は燃やされ、門も窓もない藁葺屋根の馬小屋のような教室で勉強している沖縄の子供たちを支援するために、私は募金活動に参加したのです。アメリカが沖縄を占領してすでに七、八年が過ぎておりましたが、その主な目的は「沖縄を軍事拠点にすること」であったので、当然ながら教育や福祉の問題は彼らの意識には入っていませんでした。その当時、沖縄の教職員らは破壊された校舎補修のための募金活動を始め、日本でも大々的に宣伝し、この活動を拡げました。日本各地でこの募金活動が知れ渡るようになり、そこで私はこの活動を新聞で知り、自分の学校の教師・生徒に呼びかけたのです。

この時から「沖縄」は私の人生のテーマとなりました。沖縄問題の解決方法、そして自分自身に何が出来るかを考え続けました。頭を絞って考えた結果、言論活動を通して、沖縄問題を多くの人に知ってもらう。このことが私の能力で出来る範囲のことである、と。大学を選ぶとき、学部を決める時、卒業論文のテーマを考える時、これらすべては主に「沖縄」を

考慮に入れて決めました。こうして私の卒業論文のテーマは「日本復帰運動の研究」、サブタイトルは「沖縄問題理解のための覚書」と決まりました。そこで私は論文の資料を収集するために、なんとかして沖縄に戻ることを希望しました。

戦後1959年、初めて沖縄に戻ったのは、卒業論文の資料を収集するためでした。私は小さい頃から東京で育ったので、沖縄に行くためには東京都庁でパスポートを作らなければなりませんでした。このパスポートを作るのは簡単ではなく、まず三通の英語書類を作成し、それを当時の沖縄にある米軍政府に提出、沖縄米軍政府の許可証明書が東京都庁に戻ったら、ようやくパスポートが発行されます。この他にも、あの年代の沖縄は米軍の占領下であったため、米ドルを使っており、沖縄に行く際に日本円の持ち込みができませんでした。当時の日本は国際的に赤字状態で、国外旅行の際には日本円を持ち出すことが制限されていたのです。私は多くの親戚が沖縄にいたので、当時の解決方法は、沖縄の親戚に私の保証人になってもらい、私の生活における一切の問題を解決することを保証してもらうことでした。私の申請名義は親戚訪問および墓参りでした。こうしてようやく私は沖縄の土地を踏むことができました。沖縄に戻った後、実際に墓参りに行き、親戚を訪ねた後、主な目的である資料収集を始めました。

資料は戦時から戦後を範囲とし、実地調査を行い、多くの人に聞き取りをしました。沖縄にはおよそ40日間滞在しましたが、その過程の中で、米軍政府の公安部門から捜査の対象となり、沖縄での私の行動が申請当初の理由と一致しないと言われ、取調べを受けなければなりませんでした。

大学卒業後、沖縄に戻り地元の新聞社で記者として働くことを考えました。沖縄での生活 経験がなければ、沖縄のことを本当に理解することはできないとわかったからです。そこで 私は父親の紹介を通じて、彼の同級生である新聞社の幹部に私の希望を伝えました。当初、 彼は私の希望を非常に歓迎してくれましたが、その後、「君の沖縄での就職はとても無理だ」 と言ってきました。なぜなら、当時は一人の普通の学生が沖縄を訪問するだけでも米軍の監 視を受けた時代です。ましてや私のように東京から沖縄に引っ越して、沖縄で就職するなど もってのほかでした。

大学卒業後、私は沖縄に関する何本もの文章を雑誌に発表しました。ペンネームを使ったものもあります。その期間、私は生活を支えることができるくらいの仕事を見つけました。しかし、やはり沖縄問題にはずっと関心を持ち続け、直接・間接に沖縄の運動に関わっている人々と接触していました。沖縄が日本に復帰した後、ようやく私に沖縄での仕事のチャンスが訪れました。当時のさまざまな状況も重なり、沖縄大学が教員を求めていたので、この教員という職業に就くことになりました。

もし沖縄で戦争が起きなければ、もし米軍の占領を受けなければ、私は自分自身が「沖縄 人である」という意識を持つことはなかったと思います。また沖縄問題を一生の課題にす ることもなかったでしょう。私の生活は平凡な日本人として一生東京で暮らしていたことで しょう。しかし、高校一年生の時に起こった一連の出来事によって、私は少年時代に「沖縄問題を考える」というこの道を選択することを決め、その他の選択は考えられませんでした。 私は1974年から沖縄大学で勤め始めました。それまでに何冊かの本を出版し、論文を執筆していたので、日本の文部省から大学教員の資格を認められ、沖縄大学から招かれたのです。しかし本当のところ、私は自分自身が研究者という意識はありません。これまでも沖縄問題を「研究対象」として関心を持ったこともありません。なぜなら私にとって沖縄問題とは、「必ず解決しなければならない」実践的問題であったからです。このことを目標に、私は研究者のような道を歩むことになったので、純粋に研究のための研究ではありませんでした。

さて、私のこれまでの人生経験を簡単に紹介しました。沖縄での生活が始まってから、いくつかの活動も始まりました。この方面の経験に関しては、孫歌先生や会場の皆様からの質問に答えながら、私の経験を皆様と共有したいと考えております。

孫歌

先ほどの新崎先生のお話の中で、非常に重要な点が二つあります。まず一つは、もし沖縄が米軍に占領されなければ、もし日本政府が沖縄を捨てて自分だけ独立するという選択を取らなければ、東京で生活していた新崎先生は自分自身が「沖縄人である」という意識を持たず、沖縄問題を自分の使命とすることはなかったであろう、と。つまり、沖縄の悲劇的な歴史は新崎先生を平々凡々な日本人から、とても強い歴史的責任感と社会的責任感を持った知識人に変えました。これは非常に重要な啓示だと思います。

それでは、まず一つめの質問ですが、先ほどの新崎先生のお話の中で、私は一種の「沖縄の精神」を感じました。私はこれまで何度か沖縄に行ったことがあります。そこで見たものは沖縄人の米軍基地に対する苦難に満ちた断固たる抵抗でした。しかし、その社会全体の雰囲気は、私が台湾で感じている「悲哀」とは異なります。沖縄社会にはこの「悲哀」で満たされるだけの十分な理由があると思います。もちろん完全に「悲哀」が存在しないというわけではないのですが、沖縄社会にはこの「悲哀」が社会を主導する雰囲気がありません。私が感じたのは、沖縄民衆のパワーと彼らの抗争への決心です。そこで私が新崎先生にお聞きしたいのは、沖縄のこのような闘争状態および理念をどのように見ているのか。また「沖縄は研究対象ではなく、解決すべき問題である」ということについては、二つ目の質問として、新崎先生が一つ目の質問にお答えした後に聞いてみたいと思います。

新崎

これは非常に大きなテーマですね。私もうまく答えられるかわかりませんが、確かにさきほど孫歌先生がおっしゃったような「悲哀」が、沖縄には存在しないとは私も言い切れません。沖縄の民衆は昔から現在に到るまで闘争を続けています。しかし、孫歌先生がおっしゃるような立派ものではありません。この65年間、経験してきた挫折は数えきれません。沖縄

社会の中においても分裂は存在します。いくつかのものは多くの曲折を経て、ゆっくりと形を整えていきます。抽象的な説明よりは具体的な例を挙げたほうがいいでしょう。

例えば、戦後の沖縄はなぜこんなにも日本復帰を望んだのか。あるいは現在はこのような感覚は存在しないのかもしれません。しかし、これは以前には確実に存在した状況です。もう一つ例を挙げると、以前陳光興先生が沖縄で非常に微妙な問題を提起されました。「琉球処分」によって日本は武力で琉球を無理やり統治したのに、なぜ沖縄はそんな日本に復帰したがったのか?またこれは沖縄の独立運動と関係があるのか?当時、私はこの質問に対してうまく答えることができませんでした。今日はこの場を借りてこの問題に答えてみようと思います。

沖縄では「琉球処分」という言葉がよく出てきます。「第二の琉球処分」「第三の琉球処分」といった言い方もあります。これは沖縄が長期間、外部の力によって自らの立場を位置づけられており、それは自分の意思が無視されたことを意味しています。「琉球処分」とは、明治維新期、日本が近代国家になるために、本来独立していた琉球王国を「沖縄県」に変えた歴史を指します。「第二の琉球処分」は、先ほど話した戦後の〈対日平和条約〉の締結、日本による沖縄の切り捨て、米軍による占領・統治を指します。「第三の琉球処分」は、日本復帰後の沖縄には、「基地のない平和な沖縄」は実現せず、逆に日米同盟によって大部分の米軍基地が沖縄に集約され、沖縄の民衆が持っていた日本への希望が失望に変わった状況を指します。以上が「琉球処分」の変遷です。まずこの名詞が持つ意義の解釈をお話します。

最初の第一の「琉球処分」について、歴史上の評価は大きく二つに分かれます。一つは、「琉球処分」には琉球農民を困窮した生活から解放し、琉球王国と薩摩からの二重搾取から免れさせたとする見方です。もう一つは、「琉球処分」は日本による武力を持たない琉球への侵略・併合であるとする見方です。全体的に見ると、この見解は最初のそれよりも少ないと言えます。侵略・併合の観点から言うと、日清戦争で台湾は日本に併合され、その後日本は韓国も併合の対象としました。戦後、日本が敗戦し、沖縄は米軍の占領下に置かれ、日本の軍閥支配から逃れることができました。解放された沖縄は独立するために米軍からの協力を期待することができました。米軍は、沖縄を日本から分離し、米軍の軍事的拠点にすることが望ましいと考えていました。しかし同時に、沖縄には同じ文化を持つ日本に戻りたいという意見もありました。このような声は、米軍が「解放」をもたらさない、新たな支配者だという事実を沖縄県民が徐々に知った後に出始め、沖縄が置かれた「異民族統治の状況」を理解するようになりました。そこで、異民族の米国による支配ではなく、異民族ではない日本に限を向けるようになり、日本復帰の声があがりました。

また別の見方では、戦前と戦後の日本は違っており、戦前の日本は軍国主義、帝国主義の性格を持っていたが、戦後の日本は平和憲法を遵守し、非好戦的で、民主主義を重んじる性格を持っている、と。またさらに別の見方では、沖縄が日本への復帰を推し進める過程の中で、戦後の日本は日米同盟の締結を通じて、経済発展の目的を達したというものです。

先述したように、1959年に私が沖縄へ戻る時、日本円の持ち出しは制限されていました。しかし、アメリカがベトナム内戦に介入した1965年は、日本の国際収支が赤字から黒字に転換した年でもあります。日本の多くの資本家は対外的な経済活動を始め、日本の対外経済収入が大幅に増えました。しかし、この時アメリカはベトナム戦争に参戦し、沖縄における米軍抵抗の闘争運動は激化し、アメリカも基地の置かれた立場に不安を感じ始めました。沖縄の日本復帰を望む声には一つの特徴があります。それは、まず日本復帰を第一に考える、一刻も早く解決したい問題は米軍統治からの脱却、日本へ戻ることだという考え方です。

基地問題については、日本本土にも解決しなければならない基地問題があったので、沖縄の基地問題は日本への復帰後、日本の基地問題として解決するということです。米軍統治下の沖縄は、言論、集会、その他のあらゆる政治的意思表示が制限を受けました。こっそりと米軍への抵抗活動をしていると疑われると沖縄を簡単に離れることが出来ず、このような制限を受けた状況の中で、なるべく早く米国統治から抜け出したかったのです。

少し脱線してしまいました。もう一度整理します。日本復帰運動の性質は、第一に異民族 米軍統治からの脱却、共通の文化を持つ日本への復帰、第二は平和憲法を遵守し、民主主義 を備え、社会体制を重んじる戦後の日本への復帰です。つまり、まずは日本へ復帰し、一日 も早く米軍統治から脱却する。これが第一段階。次に、米軍基地問題については、第二段階 として保留し、日本復帰後に解決する。

1965年、アメリカがベトナム戦争に介入し、沖縄の米軍基地を存分に利用しました。沖縄の米軍基地は米軍がベトナム戦争へ向かうための出発点となり、嘉手納基地からB-52爆撃機を飛ばしました。この事実は米軍基地を第二段階の解決問題として後回しにすることを許しませんでした。米軍基地は無理やり置かれているもので、沖縄が望んだものではないとしても、沖縄にある米軍基地を黙認することは、アメリカのベトナム戦争を支援することになりかねないという事実は簡単に見過ごせないことでした。そのため、「日本復帰」を望む声は、1960年代後期には「反戦復帰」への訴えと変わりました。「反戦復帰」のスローガンを掲げると同時にわかったことは、戦後の日本は想定していた平和憲法を遵守する日本とは異なった国になっているという事実でした。日本は、米国のベトナム戦争を支援することによって経済大国日本へと変貌を遂げました。「沖縄の解放を、このような日本に頼っていくことが、正しい道なのか?」少しずつこのような疑惑が浮上してきました。この疑惑は「反復帰論」の声に変わり、「沖縄は沖縄である」と主張する声が出て来ました。

民衆運動および米軍基地問題は、沖縄の解放に対してどのような影響を与えたのでしょうか。これは私がこれまでずっと考えてきた問題です。沖縄の民衆運動は常に変化しながら、多くの障害にぶつかり、挑戦し続けてきました。そして、今まさに民衆運動が最も注目しているのが、数日後の今月28日(2010年11月28日)の日曜日に行われる沖縄県知事選です。私は台湾に来る前に投票の手続きを終わらせてきました。現在、沖縄には根も葉もない噂が飛び交っています。このような巨大権力に惑わされることなく、以前のように騙されることな

く、未来に向かって勇敢に進んで欲しいと願うばかりです。

陳光興

私から少し補足させていただきます。新崎先生の本の中で一つ非常に重要な論述があります。いわゆる日本復帰というのは、米軍を沖縄から撤退させることでした。しかし、1960年代後半にはすでにわかったことですが、日本に復帰しても基地問題は変わらず存在する。1972年、沖縄が日本へ復帰しても、米軍基地はやはり存在していました。つまり、日本復帰の策略は失敗し、多くの人に衝撃を与えました。これは新崎先生の「復帰運動の原動力」に対する解釈の骨組みです。

私が疑問に感じるのは、民衆の中にはただ日本復帰を望み、基地問題の解決に期待していなかった人々もいるのではないか、ということです。この点に関して、多くの知識人が鋭い観点から分析しています。これは基地問題だけでなく、自主性の問題に関係すると分析し、また様々な角度からの問題意識を出しています。また、新崎先生がおっしゃった「小国主義」について、あまりよく理解できなかったので、この言葉の意味を教えてください。もう少し詳しく言うと、小国主義と沖縄の独立運動の間にはどのような関係がありますか?これだけではなく、新崎先生が先ほどおっしゃった非常に重要で今でも堅持されている「脱北入南」という観念です。つまり北方を離れ、南方に入る。この「南北」には二つの意味があり、一つは地理的な概念、もう一つは第三世界を考える際に、南方は資本体系の中では劣勢状況に相当します。新崎先生がこの観点を唱えた時の時代背景を教えてください。

新崎

これは非常に難しいテーマです。引き続き先ほどの話をするなら、沖縄の返還というのは、 米軍統治からの脱却の一つの手段でした。さらに日本は大国になりつつあり、元々は自分の 国民と土地である沖縄を同盟国のアメリカに統治させることは、大国のメンツを失うことに なります。このような多くの要因の下、沖縄の日本復帰は最終決定を迎えました。しかし、 元々日本復帰を望んだ人々にとって、米軍基地撤退の希望は実現することはありませんでし た。そして現在に到るまで、多くの未解決問題を残しています。

「脱北入南」について話しますと、沖縄は日本の中で南方の世界であり、また同時に、第 三世界とも言えます。しかし、日本復帰後は裕福な生活を期待し、第三世界としての観点を 失ってしまいました。角度を変えてみると、たとえばベトナムも南方です。ベトナムの角度 からアメリカと日本を見る。これも一種の新しい視点です。

「小国主義」は日本全体に対する観念で、沖縄が独立して国家をつくるという意味ではありません。日本は、アメリカや中国のような大国と肩を並べることを目指すのではなく、小国に徹して自ら在り方を模索したらどうかということです。日本が隣国の韓国と協力した場合、大国と均衡を保てるのではないでしょうか。これならひたすら大国になろうとする必要

はありません。これから二つの問題に対してお答えしたいと思います。まずは独立問題に関して、引き続きお話します。

沖縄の独立運動について言うと、沖縄には独立運動の主張がないとは言えませんが、そのような人々は非常に少ないと言えます。さらにこのような人々は大部分が政治的立場からこのような意見を述べています。たとえば県知事選挙に出馬する候補者がそうです。もし当選票数が30万余りだとすると、独立運動路線の候補者は1,000票しか獲得できません。つまり、「ないとは言えない」が、情勢を変えるには至らないし、これまで劣勢に立たされています。沖縄の日本復帰後の日本政府の立場は、常に日米同盟を重視し、米軍基地の沖縄駐留を許可してきました。沖縄の民衆は沖縄に基地が留まることに反対しました。もし本当に基地が必要なら、なぜ日本本土に移設しないのか?さもなければ、基地はすべていらない、世界を軍事力によって牽引する方法に変えてはならない、平和関係の維持、これが私たちの変わらぬ立場です。他にも、日米同盟を認める立場の人がいれば、その人が基地を引き受けなさい、沖縄に駐留する必要はない、と言う者もいます。

基地問題については、日本政府と沖縄の立場は対立関係にあります。政府は、常に基地押しつけと経済的懐柔策を抱き合わせにします。ある者は居酒屋で何杯か飲んだ後、沖縄の独立論を語り始めます。この現象を私は「居酒屋独立論」と呼んでいます。感性が理性を超え、「日本政府」という言葉を耳にすると不愉快になり、頭が自然と抵抗に向かい、「独立」を叫び始めます。しかし、これが居酒屋だけの話にとどまっては単なるガス抜きになる。日常を取り巻く経済的懐柔策をどう脱するかが重要です。もう一つ。沖縄に本当に独立運動をする元手があれば、沖縄の国際的地位は独立運動を許すでしょうか?最近は尖閣諸島問題が浮上し、このような状況下において、もし沖縄が独立した場合、東アジアの平和を確保し実現できるでしょうか?私たちはこの仮説について真剣に考えなければなりません。私はこれまで独立運動を否定したことはありません。しかし私は、沖縄は日本領土の範囲内で一つの地方自治として主張することから出発するのが良いと考えます。特に沖縄は特有の歴史・文化背景を持つ地域なので、独立運動で現状と対峙することに賛成ではありません。潜在するリスクは非常に大きいと思います。

もう少し詳しく話すと、最近の尖閣諸島問題からもわかるように、「国家主権」の問題があります。一体「国家」とは何か?この数百年来の制度は何を意味するのか?琉球の歴史から見ると、薩摩の支配下に置かれたことがある琉球王国は、同時に明清時代の中国とも冊封関係にありました。このことは近代国家の制度では解釈できない状況です。よって、尖閣諸島問題において、中国メディアの一部に登場する主張は、日本は清朝時代に琉球を奪ったと訴え、あるいは琉球は元々中国に属していたとまで言います。このようなロジックは人を混乱させます。現地住民の意見が最も重要です。沖縄現地の住民が何を望んでいるのか?それは日本の思うままに決められるのではなく、領土範囲を無理やり決められるのでもなく、現地住民によって決められなければなりません。これが私の意見です。

沖縄方言には、「うちなーんちゅ」という言葉があります。これは沖縄の人を意味し、反対に「やまとんちゅ」は日本本土の人、つまり沖縄以外の人を意味します。言葉の上でこのような分類があるのは、沖縄には特有の精神が存在しているからです。しかしながら、沖縄は完全に日本から切り離すことは出来ず、日本との違いを強調しながら、沖縄のアイデンティティには常に異様な雰囲気と背景が存在しています。歴史の軌跡を辿ると、沖縄で最初に使われた公文書の文字は、日本の「ひらがな」でした。漢字・漢文は後から来たものでした。沖縄と日本の標準語は完全に異なる言語だったので、日本の「方言」とみなされました。

このような経緯もあり、先ほど出てきた「琉球処分」は、沖縄の困窮階層の解放と言う人と、沖縄は日本の「侵略併合論」の戦利品とみなす意見に分かれます。私たちは沖縄と日本の関係を一刀両断にすることはできません。両者の悠久の歴史を考慮しなければなりません。だからこそ、アイデンティティの中で、日本に属したいという気持ちと、日本に属したくないという気持ちが入り交じっているのです。このような状態は人々の心にグレイゾーンを形成します。しかし、このグレイゾーンこそ、重視すべきものなのです。台湾、中国、フィリピン、韓国等と日本の関係は、それぞれ国家主権の問題と関係してしまい、良好な交流と共通の認識に引きこむことができません。

このように、国家主権モデルを超えた沖縄の「日本に属しながら日本に属していない」という関係は、非常に重要なのです。日本の前首相の鳩山由紀夫氏は「東アジア共同体」を提唱しました。彼だけではなく、これまで多くの人が提唱してきましたが、鳩山氏のそれは「国と国」の協力関係を指します。私たちが望んでいるのは、国境を超えて、沖縄民衆と近隣の地域との経済・文化面における有効な交流です。これこそが平和的手法ではないでしょうか。現在、沖縄では県知事選が行われています。候補者の一人は、表面上は沖縄民衆からの支持を受け、人気があります。しかし、ある程度は日本政府と協力する態度を表明しています。もう一方の候補者は日本政府と対立の態度を見せ、米軍基地に反対し、沖縄問題を解決する態度を堅持しています。目下、県知事選は非常に勢いがあり盛り上がっています。一体誰か勝つのか。この結果は、沖縄に莫大な影響を及ぼし、また近隣国家の台湾、中国、フィリピン、韓国等にも影響を与えるでしょう。

質問 1

まずはじめに新崎先生と沖縄における活動家の方々に敬意を表します。私は2004年に沖縄を訪れる前に陳光興先生の講義を受講しました。講義の中で、私たちは沖縄の米軍基地に関する学術論文を読みました。当時の私は沖縄に対してある種の距離感を抱きました。しかし、実際に沖縄へ行き、米軍基地に足を運び、鉄フェンスで囲まれている基地を目の当たりにし、そのフェンスの側には地元住民による献花が並べられていました。あの時の感覚は文章を読んだ時の感覚とは違いました。それから私の視野の中には「沖縄」の存在が大きくなりました。私の考えでは、私たちが「アジア」の問題を考える時、容易に日本、韓国等を連想し、これ

らの間に存在する小さな島々、あるいは比較的小さな地域と台湾の関係を見落としてしまいます。

2004年、私が沖縄に降り立った時はちょうど県議会選挙が行われていました。喜納昌吉氏という一人の歌手が県議員に立候補し、「すべての武器を楽器に、すべての基地を花園に」というスローガンを掲げていました。このことは私が選挙に対して持っていたイメージを完全にくつがえしました。沖縄はひとつの県ですが、県の選挙と反基地・反戦の議題が繋がっていました。逆に台湾の選挙では、常に国家と民族間の意識を強調します。これは私にとって非常に異なる参照例です。

ここ数カ月、私は『沖縄現代史』を読み進める中で、多くの壁に直面しました。なぜなら 新崎先生は著書の中で多くの歴史的事件と歴史的観点を提起されましたが、私は「沖縄を読む」だけでは足りないと思ったからです。読者は積極的に現在の沖縄に関わらなければなりません。旅行を楽しむだけではなく、あるいは沖縄から台湾を省みるだけではなく、沖縄を「出発点」として行動し、思考を巡らせる必要があると思います。ただ単に沖縄から台湾を省みるだけなら、沖縄現地の運動とその複雑性を利用しているだけではないでしょうか。

質問2

新崎先生が先ほど提起された中で、私たちが正視しなければならないことは、「沖縄は日本に属しながら、同時に日本に属していない」という事実です。このことは私に沖縄の民衆運動、日本の1950年代安保改定問題、1960年代の激しい学生運動を想起させます。私がさらに深く理解したいことは、1950年代に始まった沖縄における民衆運動と日本本土におけるあらゆる社会の異なった「力」の抵抗、この両者の間には関連性があるでしょうか?

もう一つの質問ですが、1970年代初期に見られた沖縄本土復帰および日中国交正常化、これらの出来事も米国とベトナム戦争の問題に影響を与え、米中関係も多大な調整を行ないました。1960年代末期から1970年代にかけて冷戦はピークに達し、このことが日中・米中関係にも影響を与え、非常に大きな転換点を迎えました。私の質問は、これらの情勢が沖縄と中国の関係にも何らかの役割を果たしたか、ということです

新崎

まず最初の質問に答えてみたいと思います。1950年代前半、日本は完全に沖縄を意識していなかったといっても良いです。その後、沖縄における反米軍基地の闘争、1956年に「島ぐるみ闘争」という形で爆発し、それは日本にも影響を与えました。ただ当時は、日本の基地面積は沖縄の基地面積よりも大きかったので、日本にも「反米・反基地闘争」の動きがありました。そのため沖縄の「島ぐるみ闘争」を知った時、日本の大部分は「ああ、沖縄にもこのような問題があったのか」といった反応を見せただけでした。

1950年代、日本と米国の関係はまだ不安定な状態でした。このような不安定な状況を改善

するために、日米両国は1960年代に安保条約を改正し、その内容は今にいたっても影響を与え続けています。その過程で、日本が事情を知らないふりをして、基地を沖縄に移転しました。おそらく現在、メディアを通じてよく海兵隊の普天間基地等の事を耳にすると思います。海兵隊は1950年代後期から60年代初期に沖縄に来たのです。それまでは日本に居ました。なぜなら朝鮮戦争に備えていたからです。1952年から1960年、日本の基地は4分の3少なくなりました。そして沖縄の基地は2倍以上に増えました。この時期、沖縄だけでなく日本も、基地問題の被害者でした。その後、沖縄の問題は徐々に日本本土から重視されるようになってきました。しかし、解決方法はいまだにありません。それから復帰運動は反戦運動等へ展開しました。以上が一つめの質問に対する回答です。

1960年代、沖縄がまだ日本に復帰する前、沖縄・日本・中国・米国は非常にはっきりとした敵対関係にありました。1969年11月米国の二クソン大統領と日本の佐藤首相による「二クソン会談」が開かれ、1972年に沖縄の日本復帰および多くの条件の付いた共同宣言が発表されました。中国は沖縄の日本復帰を掲げた共同宣言に対して大いに糾弾し、日本軍国主義がこれを機会に復活すると指摘しました。続いて、よく知られているように、1970年、1971年、1972年には米中・日米関係が大幅に改善されました。その原因は当時の国際政治情勢下において、米国は中国とソ連の対立関係を利用しようと考えました。これを機に中国を丸め込むため、中国との関係を変えました。

もう一つの原因は、米国とベトナム戦争に向きあうにあたりどのような形が良い関係と言えるかわからなかったのです。日本は米国と中国が和解の道を歩み始めたのを目の当たりにし、中国との関係を急いで改善しようとしました。佐藤首相は沖縄の日本復帰を決定し、次の田中角栄首相は日中国交正常化を成就させ、沖縄の日本復帰に対する中国の批判を消しました。日本にとっては、あるいは「日本本土」にとってはと言うべきかもしれません。基地が徐々に日本本土からなくなり、沖縄の日本復帰後、基地はさらに減少しました。基地は沖縄に集中し、このことがまた沖縄と日本政府の対立の原因を生むことになります。それに伴い、日本本土における反基地・反米運動は徐々に消えていきました。日中国交正常化も中国における反日米同盟のパワーを削減しました。このように安保条約・基地問題は1970年代、1980年代において沖縄が独自で向きあうべき問題となりました。この段階は沖縄の闘争にとって、最も暗く、最もつらい時期でした。

またその後のターニングポイントは、東西冷戦の終結でした。本来、日米同盟の共通の敵であったソ連が解体することで、基地は不要となりました。そこで基地撤退の運動が再び起こりました。このような事態を収拾するための口実は、「アジアはまだ不安定な状態であり、北朝鮮がどのような行動に出るか誰にもわからない、フィリピン等の国でもイスラム教の動乱の可能性もあり、中国が経済大国になるのと同時に、軍事力も増強している、これらの状況を考えると、やはり日米同盟の締結が必要である、そこで再び日米安保体制を再定義し、日米同盟を日本を守るという役割から太平洋地区の安全を守る装置に変え、日本は全力で米

国の役割を支持する」、このような形で日米同盟を維持する理由をこしらえました。このような結果に対して、沖縄現地の人々はやはり「基地不要論」を唱えました。

1995年に発生した米兵少女暴行事件がひとつの大きな転機になり、基地整理・撤退の勢力がさらに強くなりました。日本と米国はこのような状況に困惑し、基地の縮小・普天間基地の移転という案を出しました。しかし基地の移転では基地問題は解決できません。現在でも沖縄では普天間基地県内移設反対の運動が進行中です。1995年のもう一つのきっかけは、韓国の民衆運動との連携・交流でした。なぜなら韓国にも同じような基地問題が存在していることを知っていました。韓国には国家保安法という法律があったため、民衆運動の普及が難しいと考えていましたが、韓国の民衆運動の勢いが勝り、沖縄と韓国の協力関係の構築を促進しました。今日に到るまで、沖縄と韓国の交流はいまなお継続中です。以上が二つめの質問に対する私の回答です。

質問3

私は新崎先生が提起された「国家間の平和関係」に非常に関心を持っています。しかし、日本という小国と沖縄をひとつの「政治実体の自治区」と捉えた場合、両者は異なるものです。重要な事は政府の沖縄地区に対する自決自治がどのように構成されているのか?新崎先生がおっしゃった「沖縄は日本でありながら日本ではない」という立場、これはたしかに歴史的構成のキーポイントです。日本文化に対するアイデンティティと国籍に対するアイデンティティ、これは沖縄が抱えるひとつの難題です。もし沖縄政府が日本政府寄りの勢力で構成されているなら、日本政府は日本本土にとって不要の基地を沖縄に置くことができます。

私が関心を持っているのは、新崎先生が先ほどおっしゃった選挙のことです。新崎先生はどちら側の勝敗を心配されていますか?もし今度の選挙で日本政府寄りが勝利を収めた場合、どのような影響が予想されますか?この勝敗は教育政策に変化をもたらしますか?あるいは基本的な立法に影響を与えますか?たとえば、国家保安法によって沖縄の民衆運動を抑圧するようなものです。あともう一つは、目下沖縄を代表する団体は自治教育等の活動を推進できるような団体ですか?簡単に言うと、沖縄は自治体として国家からの組織構成を必要としますか?沖縄という地方の団体はどのように日本国からの「上からの管理」に対抗するのでしょうか?

新崎

では、先に選挙のことについてお話します。先ほどのご質問では、日本政府側の候補者が 当選した場合、どのようなことが起こるかということでした。実際は、どちら側であっても、 完全な日本政府側の候補者はいません。彼らの違うところは、日米安保条約に対する考え方 です。ある候補者は日米安保条約が東アジアの安全を守るということを肯定しています。し かしそれでも、やはり沖縄には基地は不要で、日本政府には基地を日本に移してもらい、こ れ以上沖縄には基地を置く必要はなく、普天間基地の県内移設にも反対です。この候補者は もともと普天間基地移設方案を受け入れるとしていましたが、それと同時に多くの条件を提 示していました。

しかし政権交代に伴い、沖縄県内の世論が大きく盛り上がりました。もしこの候補者が普 天間基地移設を擁護し続けるなら、彼はまず当選しないでしょう。そのため、彼はその方針 を変えなくてはなりませんでした。仮にこの候補者が当選したとして、基地は今のまま沖縄 に残るでしょうか?そのようなことはありえません。なぜなら民衆運動と世論の力は非常に 大きいからです。たとえ彼が当選したとしても、すぐにこの基地問題が変わることはありま せん。しかしながら、日本の右派と日本政府が基地を沖縄に残しておきたい目的は、尖閣諸 島の問題のためです。

「現在、中国は魚釣島の領有権を主張している。石垣島の島民がそこで漁業することを禁じ、漁船で追いかけまわし、次は監視船、その次はおそらく軍艦が出てくるかもしれない」、このような情報がメディアで何度も強調され、日本本土でもこのような見解を信じる人が多いです。しかし沖縄では大部分の人がこのような見方をしていません。なぜなら沖縄は中国が強硬な態度に出るとは考えておらず、今回の尖閣問題で中国からの威嚇を受けましたが、「中国が攻撃を仕掛けてくることはない」という沖縄人の認識に影響を与えていません。

ここで一つのエピソードを紹介したいと思います。東京には「沖縄県人会」という組織があり、この組織には沖縄から来た人々が集まっています。この県人会には私よりも10歳も年上の方が会長を務められています。この方は米国留学の経験があり、奥様はアメリカの方です。以前、沖縄で仕事をされていて、現在は東京に引越しされました。彼は沖縄県人会の会報に書いた尖閣問題に関するエッセイの中で、「ある報道によると、沖縄に米軍基地がなければ中国に略奪されると書かれていたが、沖縄はとっくにアメリカに略奪されているという事実を忘れているようだ」と綴っています。

このことからわかることは、米軍統治期間、この会長はエリート階級だったにもかかわらず、このエッセイから大部分の沖縄県民が持っている共通の考えを見ることが出来ます。沖縄の現状を変えることができない状況で、中国を理由に持ち出し続けることは、沖縄をより良い状況に変えることはできません。

それでは、候補者の話に戻ります。さきほど比較的日本政府よりの候補者を紹介しました。 次に紹介したいのは、現在の宜野湾市長を務めている候補者です。この方の主張は、現在の 日米安保条約を破棄し、新たに条約を結ぶというものです。また同時に、沖縄にある米軍基 地を撤去し、日本政府が台湾に非常に近い与那国島のような沖縄の小さな島に自衛隊を派遣 する政策にも反対を唱えています。この候補者は琉球大学を卒業し、労働組合の幹部を務め た経験があります。県議会議員から政界に入り、現在は市長を務めながら、県知事に立候補 しています。彼はこれまで主張を一度も変えたことがありません。はっきり言うと、私とこ の候補者は良き仲間です。もし彼が当選すると、きっと沖縄に新たな気風をもたらすでしょ う。日本およびアメリカの沖縄に対する態度が変わることを期待しています。私としては、 中国がこのような沖縄をどのように見るか、この点について関心があります。

国家の範疇を超越し、地方をメインとする。たとえば地方の知事を代表とする方法で、その個人の外交能力が十分に発揮され、民衆の支持を得られるかはわかりません。沖縄の現状を徐々に改善できるかどうかもわかりません。「東アジア共同体」のメンバーは、すべて日本、韓国、中国のように「国家」としてこの組織に参加することが想定されています。このような形は当然ながら悪いことではありません。しかし限界があるのも事実です。本当の共同体とは、国境を超え、民衆が結束してできた組織のことだと思います。現在の沖縄はこのような選択と向きあっています。沖縄の次の選択が東アジアの平和に貢献する。このことを私は深く信じています。

質問4

新崎先生の講演を聴いて、沖縄がこれまでこれほど多くの異なった国に支配されていたことを初めて知りました。たとえば、明清時代の中国との冊封関係、同時に日本薩摩藩にかき乱され、またさらに米国の侵略を受けたという史実です。近年、沖縄の自主意識が芽生え始め、民衆による自主闘争が始まりました。このような歴史は私に台湾を想起させます。台湾もこれまで多くの国家の統治を受けてきました。近頃は本土の自主意識が芽生え、自己主権を追求し始めました。沖縄と台湾を比較した場合、自己主権に対する訴求の背後にはどのような違いがあるのでしょうか?

また、東アジア各国の関係は非常に微妙で複雑な状況下にあります。新崎先生にもうひと つお聞きしたいことは、このような微妙で複雑な大国関係の中で、沖縄はどのような態度で この局面に対峙すべきでしょうか?

新崎

台湾と沖縄には確かに似ているところがあります。台湾は日清戦争で日本に割譲され、沖縄は太平洋戦争後に米軍に占領されました。時代は異なりますが、それぞれ異なる支配下に置かれ、そこから抜け出す方法を自ら生み出し、独立自主権を追求する。この点は沖縄にも見られ、台湾ではもっと盛んに発展しました。沖縄と台湾がどのような道を歩むべきか、この点についてはそれぞれの住民が自分たちで決める必要があります。さきほど私は沖縄のことについてたくさん話しました。台湾の独立運動については、自分たちで向き合う特殊な状況もあり、これらは台湾人民自身が決定しなければなりません。

しかしながら、確かに独立の権利は持っていますが、独立を考える際、注意しなければならないことがあります。それはまず国際情勢を冷静に見つめ、歴史的背景を学び、それから独立の問題を考える。この点については、沖縄も台湾も気をつけなければなりません。当然ながら民衆は独立の権利を持っています。しかしこの「独立権」を優先すると、周囲の平和

的な情勢を破壊する恐れがあります。これは良い方法とは言えません。私からの提案は、自己の権利を拡大する時、必ずこの点を慎重に考慮し、それから決定するということです。それから、「国家という枠組みを越える」ということは、自分がどこの国家に属しているかという視点ではなく、今後の時代趨勢を考慮する、ということです。これは沖縄を通して発見できる事実です。台湾に関して、私はあまり多くの資料を読んでいないので、これからもっと勉強していかなければなりません。その余力があるかどうかわかりませんが(笑)。つまり、沖縄も台湾も大国間の中で自分の活路を見出す努力をしています。大国とは違う方法で自己の平和を創造することを選択する。私はこのことが実現可能であると信じています。

質問5

私はまだ新崎先生の『沖縄現代史』を読んでいませんが、ある一冊の沖縄に関する本を読んだことがあります。昨年2009年、日本のノーベル賞受賞者の大江健三郎氏の台湾訪問にともない、彼の二作品が翻訳されました。その内の一作品である1969年に書かれた『沖縄ノート』の中で、同氏は何度も次のように問い続けています――「いったい日本人とは何なのか?あのような日本人にならないことは可能か?」。

日本本土では基本的に沖縄県民を軽視していて、大江健三郎氏は知識人の角度からこのような状況を反省しています。なぜなら同氏は自分自身と本土の人間は共犯関係にあると考えているからです。ひとりの文学家として、同氏は自ら沖縄へ足を運び、この問題について反省する中で、1945年に起きた集団自決の史実を知りました。当時、この史実は日本本土では紹介されることはなく、『沖縄ノート』で明らかになった後、日本で右派分子から告訴の対象になりました。この裁判は現在も続いているようですが、今のところ大江健三郎氏が優勢のようです。私がお聞きしたいことは、「40年前」の日本が沖縄を軽視していた状態は、「40年後の今」、何か変化が起きましたか?また大江健三郎氏のような良心的な知識人は日本国内において多大な影響力のある「声」として、日本人の沖縄に対する態度を反省へと導きましたか?

新崎

大江健三郎氏のその作品は、今でもよく討論の議題に上ります。日本本土の進歩的知識界においても大きな反響を呼んだことでしょう。ただ、大江氏の作品は沖縄においてはもう一つの見方があります。それは作品の中に描かれている「沖縄」は、大江健三郎自身が創りだした「沖縄」であるという見方です。日本本土から見る「沖縄」と、沖縄自身から見る「沖縄」にははやり微妙な差異があります。歴史的に見ると、1956年、日本は沖縄の議題に関心を持っていました。それは日本本土にも基地があったからです。その後、日本は沖縄のことについてあまり関心を持たなくなりました。沖縄の日本復帰前後になると、再び関心を持ち始めましたが、これも長くは持ちませんでした。1995年頃には、日本本土は再び沖縄の問題

に注意を払うようになりました。

現在、日本本土における沖縄に関する世論は一致していません。沖縄の立場になって基地問題に反対する人は少数です。できればこのような面倒で難しい問題を正視するのを避けて、自分の利益に干渉しなければ良しとする人が大部分を占めます。実際、新聞上にも「なぜ沖縄ために感情に走り、日米の良好な関係を壊すのか」と批判する文章も掲載されます。

1995年以後、沖縄にあまり関心を持っていない人々が沖縄問題に対して一気に討論し始めました。しかし沖縄に関する世論は、統一されていませんでした。今回の選挙では、現状維持を主張する立候補者が当選することに賛成するというのが大多数の人々の考え方でしょう。少数の人々だけが沖縄の運動側に立ち参加し、このような沖縄の立場に立つ人は沖縄の「声」がより多くの人に届くように努力していますが、現在の状況では、現状を急に変えることは少し難しいです。このような状況の中、尖閣諸島問題が利用され、日本の世論に多大な影響を与えました。しかし沖縄ではそれほど反響はありません。私は大江健三郎氏の作品が、沖縄人が日本人から軽視される状況を改善することに効果的であると信じています。

質問6

講演の感想と一つ質問があります。感想としては、台湾と沖縄には似ているところがあると感じました。先日、私は『海にすわる~沖縄・辺野古 反基地600日の闘い』というドキュメンタリーを観ました。主な内容は普天間基地移設への抗議です。このドキュメンタリーを観て、私の第一印象は沖縄の漁民と台湾の漁民の格好はとても似ているということです。私がこれまでイメージしていた日本人とは異なったので、最初目にしたときは驚きました。私の質問はドキュメンタリーと関係があります。映像の中でデモ抗議に参加している人々は、主に50歳~60歳以上の男性、あるいは60歳以上の女性でした。これを観て感じたことは「日本の若者は?」という疑問でした。映像の中で現場をサポートする若者が映し出されましたが、沖縄現地の若者は非常に少なかったようです。社会運動は「新しい血」が加わってはじめて持続可能なものとなります。それでは、沖縄の若者はどのような役割を果たしていますか?

質問7

私の質問は先ほど質問された方と関係がありますが、『海にすわる〜沖縄・辺野古 反基 地600日の闘い』に出てくる年配の方がよく「我々の次世代により良い未来を・・・」と口 にされています。沖縄の民衆運動には世代交代の問題が存在しますか?

新崎

世代間のギャップについては、やはり問題であると認識しています。残酷な戦争を直に体験した者、あるいはかつて米軍統治を体験した者、このような直接体験を持つ世代と、この

ような体験をまったく持たない比較的生活が裕福な世代の者、この両者の間には非常に大きなギャップが存在します。このような状況は台湾にもあると思います。これは沖縄だけの問題ではなく、日本全土にも同じような状況が存在します。もうひとつは、『海にすわる』このドキュメンタリーには、なぜお年寄りが多く登場するのか?それは若者は生活のために働かなければなりません。ドキュメンタリーに登場するお年寄りの多くは年金生活の方です。沖縄では反基地移設を唱えるお年寄りをよく見かけます。またこれらは「老人パワー」と賞賛されています。

孫歌

本日の新崎先生の講演は大変勉強になりました。またいくつかの問題は私に刺激を与えてくれました。まずひとつは、現在、沖縄の社会・民衆は歴史の交差点に立っています。その境遇は他の国家の人々には想像もつきません。沖縄の人々が直面している局面は私たちのものよりさらに緊迫しています。これがまずひとつです。さらにこのような厳しい状況の中で、非常に残念なのは私たち外部の民衆が助け合い、結び付けたくても、壁を超えることが難しいということです。

たとえば、先ほど新崎先生がおっしゃった大江健三郎氏の『沖縄ノート』。新崎先生はこの本がもたらした積極的な効果を肯定されていますが、沖縄の眼に映ったのは「大江自身が創り上げた沖縄」でした。言い換えると、大江氏が沖縄社会について言及したことで、日本社会の良識を喚起しましたが、彼はやはり一人の「外部」の存在なのです。このように私たちが直面している問題は、非常に複雑です。

先ほどご質問の中で、「沖縄を媒介として見るだけではなく、沖縄の立場に立つべきだ」というご意見がありました。もちろん私も大いに共感します。しかし、私たちが先にやるべきことはこういうことではないような気がします。私たちがまずやるべきことは、沖縄の民衆闘争を十分に尊重した上で、私たち自身が本土における闘争方法の中で変革の可能性を探ることです。

たとえば、新崎先生が何度も強調されたように、沖縄の人々が独立を強調することはあまりありません。独立の権利を有しているだけに、ユーゴスラビアの教訓から学ばなければならないことがあります。もし独立だけを勝ち取り、周囲の環境を視野に入れなければ、悲劇を招くことになります。それゆえに、沖縄は「地域の平和」を顧慮しなければなりません。このことは反米軍基地、日本政府へ対抗する中から得たひとつの経験です。これらのことを踏まえ、新崎先生が提起された「地域平和主義」というのは、ひとつの「観念」ではなく、非常に具体的な「行動規範」です。

新崎先生は東アジアは民衆によって支えられ、国境・運動を越えた平和主義共同体を形成 すべきであると考えています。そしてこれらには多くの課題が含まれています。たとえば、 何度も話題に出された尖閣諸島問題。新崎先生のお話によると沖縄社会の状況は、中国が沖 縄に脅威を与えるという緊迫した世論を作り出しているのは、日本本土であるということです。沖縄の社会・民衆はこのような見解を支持していません。しかし、沖縄社会において、民衆は中国の強硬な態度に対してはっきりと不満を感じ、沖縄現地の社会および民衆の意向を尊重すべきであると考えています。先ほど、新崎先生がおっしゃったのは、私が沖縄の民衆運動を美化しすぎているということでしたが、しかし実際、私には沖縄の民衆運動が賛美に値するという十分な理由があります。新崎先生が強調したい面と私が強調したい面は少し異なります。新崎先生が強調されているのは、沖縄民衆運動内部に存在する分裂、対立、負の状況であり、外から想像するような立派なものではないということです。

しかし、私が強調したいのは、すべての歴史の変遷における沖縄の民衆運動です。たしかに多くの矛盾と紛糾が存在しますが、これはあらゆる民衆運動においては正常な状態です。民衆運動はひとつの統合体となることはありません。沖縄の民衆運動にもこのような多くの内部抗争があります。しかし、沖縄の民衆運動は常に前に進んでいます。ですから、私にはこの民衆運動を賛美する理由があるだけではなく、どのようなパワーとロジックでこの多種多様な複数の民衆運動を支えているのかを探し出す必要があります。沖縄の民衆運動が与えてくれる非常に貴重な思想とは、沖縄の運動は直接的な目標を内部に設置していますが、しかしこれまで沖縄の理念の下にこの運動を導いてきたということです。新崎先生の著書の中や、先ほどの講演の中でも、ひとつの見解を展開しています。それは、もし沖縄の人々が基地反対に積極的ではなく、自身の主権問題のみ議論した場合、沖縄は米国の世界侵略の共謀者となるかもしれません。この観点から見ると、沖縄は被害者であると同時に、加害者になる可能性も秘めています。このような認識は、私たちにとって非常に貴重な視点であると思います。

沖縄の子ども生活環境形成に関する考察

加藤彰彦 ・ 嘉数千賀子 ・ 嘉数 睦 ・ 横山正見 ・

Study on Children's Growth Environment in Okinawa.

要旨

沖縄の子どもの生活環境について「不登校と適応教室」「ハンセン病回復者と家族」「里親制度とファミリーホーム」の分野から考察し、第一次集団である家庭の重要性が明らかになった。今後の課題は非血縁のセーフティーネットや「拡張型家族」の沖縄的展開の考察である。

キーワード:子ども生活環境、不登校と適応教室、ハンセン病と家族、里親制度とファミリーホーム Keyword: Children's Growth environment, School truancy and self-contained classroom, Lepers and their families, Foster parent system and family home system.

1 はじめに

子どもは、誕生と共に家族や地域の人々に見守られながら成長し、やがて成人し、地域の 担い手として自立していく存在である。

そのためには、子どもの暮らしていく生活環境がどのようなものであるかという視点が極めて重要となる。環境には様々な要素が埋め込まれており、その中から何をどのように選択し、吸収していくかは、その子どもの主体性にかかっていくのだが、その環境との関わり方の質、内容が重要になってくる。

今回、子どもの居場所について検討していく中で、最も重要なのは「家庭」ではないかと、 焦点が絞られてきた。

ⁱ 沖縄大学教授 kato@okinawa-u.ac.jp

[&]quot;沖縄大学地域研究所特別研究員 qtyxy629@yahoo.co.jp

[&]quot;沖縄大学地域研究所特別研究員 mumi328@yahoo.co.jp

[™]沖縄大学地域研究所特別研究員 yokoyama@okinawa-u.ac.jp

家庭は、子どもが最初に出会う環境であり、第一次集団といわれている。

一般的に、子どもが成長していく過程で関わる環境としては、家庭、学校、地域が挙げられ、これらは生活環境としても基本的な存在となる。

私たちは、「不登校の子どもと居場所」、「ハンセン病回復者の家族」、「里親制度とファミリーホームの可能性」という視点から沖縄の子どもに関する課題提起をしつつ、問題点を整理していくことにした。

例えば、不登校の子どもは、家庭の中には居られるが、学校や地域には出て行かれないことが多い。子どもにとって、家庭は安心できる居場所であり、安心できる人と、くつろげる時間が存在しているのである。しかし、学校に行かれない子ども達が多くなっているということは、学校は安心できる居場所ではなくなっている、と考えられる。

「不登校の子どもたちとその居場所」(嘉数千賀子執筆)では、不登校の子どもを抱える家庭が、地域社会からも孤立している現実を指摘し、学校と家庭をつなぐ「中間的な居場所」の役割と必要性を指摘している。そのために、家庭、学校、地域をつなぎ、相互の関係を構築していくコーディネーターの存在とネットワークが必要になる。沖縄の地域社会を考えると、公民館活動や公民館の活用は今後の重要なテーマになる。

「開かれた共育への模索〜ハンセン病回復者の家族〜」(嘉数睦執筆)では、ハンセン病回復者を祖母に持つ中学生の作文と、その後の成長をインタビューによって聴き取り、祖母の中学生の頃の居場所と、自分の居場所との比較を通し「対偶性」というイメージを提出している。

祖母にとっての居場所は「育ての母親」と回答したところから、他者としての認識ではなく「同着性」があるという点に注目をしている。今後「開かれた共育」という視点から居場所における関係の質への研究が大きなテーマとして浮上している。

「沖縄県における里親制度の変遷とファミリーホームの可能性」(横山正見執筆)では、血縁ではない家族関係としての里親制度に注目し、沖縄の歴史の中から、「やむを得ない事由がある時は、適当な者に委託する」という琉球政府児童福祉法の「但し書き規定」や、島マスなど民間の人々が自主的に行ってきた「民間手作りホーム」の伝統及び、最近のファミリーホームの状況を取り上げ、血縁家庭ではないもう一つの家庭の有効性について課題を提起している。

そして、沖縄の地域性に根ざした沖縄的ファミリーホームの可能性に一つの展望を見ている。

2 不登校の子どもたちとその居場所

2-1-1 はじめに 不登校の分類

近年、学校現場の抱える課題として「不登校」が挙げられる。「不登校」とは、文部科学 省の定義ではいくつかに分けられる。①「学校生活に起因する型」、明らかに学校生活に問 題があって登校できない場合。②「遊び・非行型」、遊ぶためや非行グループに入って登校しなくなった場合。③「無気力型」、無気力でなんとなく登校しない場合。④「不安など情緒的混乱の型」、登校の意思はあるが、不安や情緒的で登校できなくなった場合。⑤「意図的な拒否の型」、学校に行く意義を認めず、進んで登校しない場合。⑥「複合型」、上記の型が複合しており、いずれが主であるか決めがたいもの。⑦「その他」、上記のいずれにも当てはまらないもの、を挙げている。

不登校のしくみとして、i 「分離不安型」(母親との依存関係における問題)、ii 「抑鬱型」 (精神障害に起因するもの)、iii 「逃避行動型」(学校現場での不適応によるもの)、iv 「性的役割葛藤型」、(性同一性の確立や両親との関係によるもの)、に分けられている。

2-1-2 不登校の状況

不登校の人数は2001年度(平成13年度)をピークに横ばいである(図1参照)。しかし、 その要因や背景は多様化し、学校教育の課題となっている。

2003年(平成15年)5月に、「不登校への対応の在り方」として、文部科学省の通知が出され、 不登校に関する基本的な考え方、学校、教育委員会の取り組みの充実が記された。

以後、学校内での指導体制、教育条件の整備等、不登校の解決、児童生徒の社会的自立に 向けて、学校内外においてさまざまな支援、取り組みが行われるようになる。

2-2-1 沖縄における不登校児童生徒の支援の状況

図1 不登校児童生徒の割合(平成23年度)

2-2-2 沖縄県内の学校外適応指導教室

現在、公的機関を含め民間施設、NPOなどによる不登校児童生徒の居場所が数多く存在するが、その中でも、沖縄県の公的機関における不登校児童生徒の居場所に関して考察する。調査方法は文献や聞き取り、インターネットによる。

文部科学省は不登校への対応として、教育センターや教育研究所等の活用を進め、各教育

委員会が設置している適応指導教室は、2003年(平成15年)の通知により教育支援センター と適宜併用され、親しみやすい名称を付してよいとされている。

沖縄県でも県総合教育センター内に「てるしの教室」、各事務所や教育研究所、市町村教育委員会に適応指導教室を設置している(表1)。但し、すべての市町村教育委員会に設置されているわけではない。表1以外にも緊急的、一時的に設置している教育委員会もある。また、民間施設においても「適応指導教室整備指針」や「民間施設についてのガイドライン」に留意し、一定の要件を満たす場合、児童生徒を出席扱いとすることができるが、設備、指導内容、指導員の人数等に関して未整備の施設が多い。

設 置 機 関	教 室 名
沖縄県立総合教育センター	適応指導教室てるしの
石垣市立教育研究所	あやぱに教室
宮古島市立教育研究所	適応指導教室まていだ教室
糸満市教育委員会学校教育課	とびうお教室
島尻教育研究所	しののめ教室
那覇市教育委員会教育相談課	きら星 (遊び・非行)
那覇市教育委員会教育相談課	あけもどろ学級(心因性)
浦添市青少年センター	適応指導教室いまぁじ
宜野湾市立教育研究所	若葉教室
沖縄市立教育研究所	適応指導教室すだち
うるま市立教育研究所	さわやか学級
名護市児童センター	適応指導教室あけみお学級

表1 沖縄県内の適応指導教室と教室名

2-2-3 学校内での取り組み

現在、小学校における不登校児童は「保健室登校」が主であり、不登校児童が常時利用できる専用の教室はほとんど設置されていない。学校によっては、PTA室や空いているスペースを利用している場合もある。

中学校では、多くの学校で適応指導教室を設置しているが、校舎の外れや人目のつかない所への設置や、プレハブを利用する場合もある。教室数は不登校生徒数により1~2教室である。一つの教室を、遊び・非行型不登校生徒の適応指導教室とすることがあるが、実際には開級していないことが多い。

スタッフは、専属の本務の教員が配置されることもあるが小規模学校では、非常勤の支援 員が担当する場合が多い。教員の他に、学習支援員や教育相談員、カウンセラー、自立支援 員等が配置されているが、教室数、教員や支援員数、支援内容も学校間で異なり、未整備の 状況にある。

2-3 不登校児童生徒支援における課題

2-3-1 支援環境

教育委員会の教育支援センターの場合、人材もプログラム内容も充実しているが、教育支援センターを利用する生徒は、学校の適応指導教室に登校できない場合が多いため、学校復帰は容易ではない。また、所属校との連携不足や、保護者の送迎を基本としている為利用できる児童生徒は限られる、といった課題がある。

学校内の適応指導教室は、不定期登校や時差登校の生徒が利用する。多くの学校で人通りの少ない場所に設けられ、校舎外から入ることも出来、周囲を気にする生徒にとっては利用しやすい。また、駐車場から近い場合は、生徒が車から降りることが出来なくても、顔を見ることや、保護者と話をすることが出来る。しかし、人目のつきにくい場所に設置される為、担任や同級生と疎遠になり教室復帰のハードルが高くなる場合がある。

2-3-2 支援内容

教育支援センターや行政による適応指導教室の場合は、プログラムや体制が整備され個に 応じた支援、行事や学習も適宜行える。

しかし、学校内の適応指導教室では学校間格差が生じている。コーディネーター的役割の 教員が専属で担当し、個別支援計画を立て、複数の支援員が関わる学校では児童生徒に応じ た支援が行える。しかし、非常勤支援員が担当する場合では、教科指導等が厳しくなる現状 を抱える。

2-4 状況と取り組み

2-4-1 沖縄県の状況と取り組み

不登校児童生徒の居場所は、公的機関、民間施設等で多様な取り組みが行われているが、 環境も内容も不十分な状況にある。今後、文部科学省による「不登校への対応の在り方」に 関して県は学校及び市町村教育委員会に周知の徹底と、適切な対応への指導を行う必要があ る。

県内の不登校児童生徒の数は2009年度で1742人(小学校353人、中学校1389人)である。不登校対策としてスクールカウンセラーや巡回教育相談員、子どもたちの生活リズムの改善に取り組む立ち直り支援コーディネーターを活用する事業等、さまざまな対策を講じている。文部科学省による「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、不登校の取り組みで効果があったものが表2であり、必要な取り組みが見えてくる。

表2 「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果があった学校の措置

	区 分 合計			区 分	合計	
	登校の問題について、研事例研究会を通じて全教 通理解を図った。		6,579校 35.0%	家庭	登校を促すため、電話をかけた り迎えに行くなどした。	9,315校 49.5%
	全ての教師が当該児童生 れ合いを多くするなどし 全体で指導にあたった。		5,424校 28.8%	庭への働き	家庭訪問を行い、学業や生活面 での相談に乗るなど様々な指 導・援助を行った。	9,113校 48.4%
	教育相談担当の教師が専 指導にあたった。	門的に	3,487校 18.5%		保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	7,412校 39.4%
学校内	養護教諭が専門的に指 たった。	導にあ	4,485校 23.8%	他機関	教育相談センター等の相談機関 と連携して指導にあたった。	4,615校 24.5%
での指	スクールカウンセラー等 的に指導にあたった。	が専門	7,452校 39.6%	連携	病院等の医療機関と連携して指 導にあたった。	2,464校 13.1%
指導の改	友人関係を改善するため を行った。	の指導	5,335校 28.3%		658校 3.5%	
改善工夫	教師との触れ合いを多く ど、教師との関係を改善		6,001校 31.9%		不登校児童生徒在籍学校数	18,823校 100.0%
	授業方法の改善、個別の ど授業がわかるようにす を行った。		3,358校 17.8%			
	様々な活動の場面におい が意欲を持って活動でき 用意した。		5,223校 27.7%	(24)		
	保健室等特別の場所に登 て指導にあたった。	校させ	7,106校 37.8%		(1) 複数回答可とする(2) パーセンテージは各区分における 童生徒在籍学校に対する割合	る不登校児

出典:「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

2-4-2 養護教諭、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー

表2の調査結果からカウンセラーや養護教諭の存在が大きいことが分かる。人との関わりが困難な状況にある不登校の子どもたちの多くは、話を聴いてくれ、信頼できる存在を求めており、心の声に耳を傾け、内面の課題に寄り添う存在は重要である。

スクールカウンセラーは一人ひとりの子どもたちに応じて対応し、子どもとの関係を作り、 次の関係へと繋げていく。国のスクールカウンセラー派遣事業は、2006年度(平成18年度) で小学校1697校、中学校7692校、高等学校768校が配置されている。

また、近年、児童生徒の環境に着目し、学校内、学校外の関係機関との連携を図る役割を持つスクールソーシャルワーカー(SSW)事業も施行されている。2011年度(平成23年度)、SSWは全国に1096人が配置されている。不登校の問題は、児童生徒だけでなく家庭が地域社会から孤立するなど、家庭が抱える問題に起因する場合も多い。家庭と地域や福祉機関と繋ぐ役割は今後期待されるものである。

2-4-3 まとめ

学校が居場所でなくなった子どもたちにとって、教育支援センターや適応指導教室は、学習活動、体験活動、相談活動を通して他者との関係を取り戻し、関係を築いていく中間的な居場所である。子どもに応じて、学校復帰や社会的自立に向けた支援が期待でき、今後の充実が求められる。同時に、学校や地域のあり方も問われてくる。社会から孤立した児童生徒や家庭の状況を見出し、「包み支えあるための方策」を講じていく社会的な対応原理「ソーシャル・インクルージョン」の理念が必要である(森田洋司 2007)。学校、家庭、地域が連携し、相互に協力・補完し、共に関係性を築くネットワーク構築が望まれる。

3 開かれた共育への模索 ~ハンセン病回復者の家族~

3-1 はじめに

戦後、沖縄県のハンセン病療養所、愛楽園と南静園には、公立の小中学校がそれぞれ設置され、1981年の閉校までの29年間に 2 校で延べ1,136人のハンセン病の子ども達が在籍していた¹。在籍者のピークは1953年度で 2 校合わせて100名であった。以後、減少し1970年代には10人以下となり、1979年、最後の中学校卒業は 1 名であった。既に多くの子ども達は、回復者として療養所を出ていた。

2007年、『ハンセン病だった私は幸せ一子どもたちに語る半生、そして沖縄のハンセン病一』が出版された。著者である金城幸子さんの孫、金城光彩さんは、中学1年でその本を読み「ハンセン病だった祖母は幸せ」の題で作文を書いた 2 。2年後、同作文は、第29回全国中学生人権コンテスト沖縄県大会で那覇地方法務局長賞を受賞し、中央大会にて奨励賞を得た。そして、金城光彩さんは、今年(2013年)3月、高校を卒業し、4月からは大学生となる。作文に綴った祖母への思いを聞かせて貰った。中学生の孫は祖母の体験をどのように受け止めたか、聞き取りと作文から、家族の中で開かれた共育について考える。

3-2 金城幸子さんについて

著者略歴に、次のように記されている。「1941年、ハンセン病を患う母が逃げ込んだ熊本・回春病院で生まれる。その後、育ての親に引き取られ、久高島、与那国島などで幼少期を過ごす。8~9歳頃、ハンセン病を発症し、沖縄愛楽園に入所。園内の小中学校から岡山の邑 久高校新良田教室に進学。卒業後九州で働く。1967年、沖縄に戻り結婚、3児をもうける。1982年、愛楽園に再入所、1998年に提訴されたハンセン病違憲国賠訴訟で沖縄愛楽園原告団 副団長を務める。裁判の和解を経て2002年、沖縄愛楽園を退所。『ハンセン病回復者語り部』として、講演などの活動をしている」3。幸子さんは、著書の表紙に自分の写真を出し、名 刺には「ハンセン病回復者語り部」と書いてある。

光彩さんは、作文のなかで祖母、幸子さんを次のように紹介する。

「私の祖母は猪突猛進。やりたいことが見つかると、わき目もふらずに飛び込んでいくタ

イプ。一緒に行った夏祭りでは、盆踊りの曲が流れると、人目も気にせず最初から最後まで楽しそうに踊っていました。そんな明るい祖母の周りはいつも笑顔で溢れています。(略)祖母は昔、『ハンセン病』という病気でした。(略)そしてよく、『ハンセン病でよかった』と言います。祖母は、ハンセン病にかかり、悲しく、苦しい思いを何度も感じたはずなのに、なぜ今『良かった』と言えるのだろうと、疑問を持ちました」。

なぜ「ハンセン病で良かった」と言うのか、光彩さんは疑問を素直に述べている。中学生 の孫が、祖母の体験から何を受け取るのか、辿ってみる。

3-3 ハンセン病回復者の祖母の体験について

3-3-1 同年齢の視点からの共感

光彩さんが祖母について書くことになったいきさつには、作文課題と祖母の著書出版があった。「今、私はその頃の祖母と同じ年齢です。しかし、こんなに重く深く悩んだことは一度もありません。」この文章の「その頃」とは「祖母が自殺を試みた年齢」のことであり、祖母が自殺に選んだ場所の描写もある。同じ中学生の光彩さんには、祖母の人生を自らの体験のように感じたのであろう。それは、「子ども達に語る半生」と書名に付けた祖母の願いでもあった。

3-3-2 気持ちが伝わる

幸子さんは、裁判によって人権を回復したと実感し、自身を「ハンセン病回復者」と言う。「普通に考えると『かわいそう』と思われるかもしれません。しかし私は、祖母と話すたびに『ハンセン病で良かった』という気持ちが伝わるのです。」「ハンセン病で辛い思いを体験したからこそ、人の心の痛み、命の大切さやありがたさが分かりました。(略)祖母は本当に幸せだと思います」。光彩さんは、祖母の生き方と物事の捉えに共感する。そして、「家族にハンセン病と公表できない人がいることも認め、そのままでいいという祖母の考えが受け入れられる」と、付け加える。

3-3-3 「家族」のつながり

幸子さんと息子さんの家族は、2013年1月16日沖縄タイムスに「社会を拓いた女たち」として写真入りで紹介された。写真には、光彩さんの妹も居り、説明には「今はハンセン病について家族ともオープンに話す。孫達は、金城幸子さんを題材に作文を書くなど、幸子さんの人生に学ぼうとしている」とあった。光彩さんが「ハンセン病だった祖母は幸せ」を書いて約6年、家族の中に「祖母のハンセン病から学ぶ」思いは、ごく自然に繋がっているのである。

3-4 まとめと課題

3-4-1 祖母と孫の生活体験

全国中学生人権コンテスト沖縄県大会の作文集には、最優秀賞と優秀賞の20点が掲載される。第21回大会(2001年)から第31回大会(2011年)の間に、「ハンセン病」に関する作文は、14点(7%)あった。最優秀賞2点がハンセン病の祖父母について書いており、全国大会でも受賞している。その1点が光彩さんの作文で、唯一他と異なるのが、ハンセン病の当事者である祖母との生活体験が現在も続いていることである。

作文を書いてから4年が経ち、改めて話を聴かせてほしい、と申し出たところ、光彩さんは、「気負って書いたのではない」と言い、幸子さんと一緒に会ってくれた。話している内に気づいたことがあった。光彩さんにとって祖母、幸子さんは、いつもと変わらない「おばあちゃん」である。それを筆者は、ハンセン病の特別な祖母として捉え、質問していたことに気付き、詫びた。

光彩さんは、友人達もハンセン病に特別な感じ方はないと言い、祖母の明るさとタフさが 自慢と言う。一方、幸子さんは「光彩さんは自分に似ている」と言うのである。

幸子さんに、中学生のころの「居場所」について尋ねたところ、「育ての母親」と答えた。 そして、「ハンセン病の家族の絆にはもろさがある」とも言った。実の親から捨てられたと いう複雑な思いがあり、関係の修復は厳しいという。

光彩さんは中学1年生の頃、作文に、「差別や偏見に負けず希望に向かって行動した祖母の強さがあったから、父が生まれ、私がいるのです。(略) 私も自分らしく輝く命を生きたいと思います。」と家族のつながり、自分の居場所を書いていた。

3-4-2 生活体験と対偶性

村瀬学は、「母親と他の人と区別して受け止める対人関係は社会性の現れでなく、対偶性という特異な心の現象」「〈社会性〉は相手を他者として、別物として踏まえた上で成り立つ関係である。〈対偶性〉は、そうではない。初めに融合、同体、同着性がある。この二つによって立つ基盤=原理は異質のものである。恋人との関係や家族の関係の本質が〈対偶性〉である」⁴という。そして、「社会性としての対応を受けても同着としての体験がないと根元的な不安を生む可能性がある」という。祖母の体験を中学生の孫、光彩さんが現在の自分と重ねる事ができたのは、祖母、幸子さんとの日々の生活体験があったからではないだろうか。なによりも、祖母の明るさと心に深く刻まれた悲しみを分かち合う家族があった。

今後は、「ハンセン病回復者」にかかる「家族」「開かれた共育」について、村瀬が言う〈対 偶性〉の視点での整理することを課題とする。

4 沖縄県における里親制度の変遷とファミリーホームの可能性

4-1 はじめに

沖縄県は社会的養護⁵における里親等委託率(里親・ファミリーホーム⁶委託)が全国で2番目に高く、里親等の先進県と言われている⁷。本稿では第一に沖縄県における里親等の変遷とその特徴を概観する。第二に沖縄県における里親制度とファミリーホームの現状を概観し、社会的養護の沖縄的な展開を考察する。

4-2 沖縄県における里親制度の歴史と特徴

4-2-1 沖縄戦と施設不足

沖縄戦は社会に甚大な影響を及ぼしたが、児童福祉の分野においても同様である。戦争で家族を亡くし、孤児となった子どもたちは収容所に集められたが、次第に孤児院や親せきに引き取られることになる⁸。しかし、1950年代当時、児童福祉施設は「愛隣園」、「石嶺児童園」と石嶺児童園の乳児施設(定員5名)のみであった。しかも、乳児施設は1963年に閉鎖されてしまう。そのため、補完的な役割として里親制度が活用されることになる⁹。

復帰後も、「施設の絶対数不足の中で、(略)処遇問題は深刻の度を超えて(略)里親さんに出番を願うしか(略)」(「沖縄県里親会20周年記念誌」9頁)と当時の中央児童相談所の所長が述べているように、依然として施設不足の状況であった。

4-2-2 但し書き規定

アメリカ統治下の1953年に琉球政府児童福祉法(以下、児童福祉法)が制定され里親制度が規定された。1959年に児童福祉法が改正され、「但し、付近に児童を入所させるべき児童福祉施設がない等やむを得ない事由がある時は、適当な者に委託して、保護を加える措置をとることができる」(「戦後沖縄児童福祉史」30頁)という沖縄独自の「但し書き規定」が加えられる。

この規定により、施設入所、里親委託どちらも難しい子どもを措置権者が適当と認めた者に委託することができるようになった。つまり、子どもは親戚等の縁故者のもとで生活できるようになる。

「縁故者等で児童を養育するにふさわしいが資力に乏しい者等が活用された。本土にない制度であるが、これで多くの児童の福祉が図られた」(前掲書 30頁)とあるように、「但し書き規定」は沖縄の里親制度において重要な役割を果たすものであった。

1964年から年間13名から33名の子どもが「但し書き規定」により委託され、復帰後は条件付き里親として切り替えられた。(前掲書 88頁)

4-3 民間の活動

戦後の厳しい状況の中、民間で子ども達への取り組みも行われる。1950年代、コザは基地

や米兵の関わる事件が多発。さらに地域全体が貧困状態にあり、子ども達を取り巻く環境は 非常に厳しく、売春、窃盗など様々な問題に子どもが巻き込まれていた。そのような状況に おいて、児童福祉実践家である島マスは、8名の女子を引き取り1953年に「コザ女子ホーム」 を開設した。そして、困難な状況にある子どもを温かい家庭の雰囲気と愛情により育てる活 動を始める。

島マスは当時のことを以下のように記述している。

「私は子ども達を収容し保護する毎日の生活を通して、沖縄社会の暗黒の場面と子ども達の苦悩を知ることになりました」(「島マスのがんばり人生」123頁)

「私は新しい子が入ってくると、必ず布団で抱いて寝ることにしていました」(前掲書126頁)

「子ども達を社会から隔離するのではなく、(略)家庭復帰ができるように、人間への信頼を取り戻させる」(前掲書 127頁)

島マスの地道な取り組みが行政にも認められ、1956年には児童相談所の一時保護所となり、「コザ少女の家」という名称になる。民間の手作りホームが、公的な児童福祉施設の役割を果たすようになるのである。もちろん、公的な施設になったとしても家庭的な養護が島マスの活動の基本であった。

4-4 鳩間島の取り組み

1983年、鳩間島で暮らすことを希望する4名の子どもが「愛隣園」から鳩間島の里親へ委託された。鳩間島は人口約50名、小中学校の存続や島の将来を考え、里子を島の子どもとして受け入れたのである。

当時の「愛隣園」の渡真利源吉園長は、「子どもの養育の責任は、勿論、親の方にあるが、同時に島の皆さん全体で子どもを育てるという心遣いが大切である(略)私は、この鳩間島を児童福祉の原点と捉えている」(『波濤を越えて~鳩間小学校創立百周年記念誌』173頁)と鳩間島の取り組みは児童福祉の原点であると述べている。その後も、鳩間島への里親委託が続き、島全体での社会的養護が行われた。

しかし、鳩間島に高校が無いことによる高校進学の問題、里親の高齢化、熱心に取り組ん だ教員の異動、子どもの問題行動もあり措置変更もあったという。その後、鳩間島の里親制 度は海浜留学と名を変え里子以外の受け入れを行っている。

4-5 先行研究における指摘

代表的な里親研究である「里親制度の実証的研究」(松本1991)によると沖縄県は他県に 比べ里親制度が普及しており、その特徴は①アメリカ軍政府の児童保護事業の流れ、②地域 住民に児童保護の傾向が浸透、③知事の里親制度奨励、④里親会の活動、⑤里親委託制度賛 助会、⑥児童相談所に児童福祉司が採用される、等を挙げている。(前掲書 173, 174頁) また、「沖縄における児童養護と里親制度」(牧園1993)では、沖縄県で里親制度が普及している理由として、上記の松本の指摘に加え、復帰前も復帰後も児童福祉施設が不足していること(前掲書 222,231頁)や非嫡出子の多さ(前掲書 227頁)を挙げている。さらに、「沖縄県の里親制度は復帰までの20年余りは日本政府法を基礎としているとはいえまったく異なる歴史を持つといえよう」(前掲書 223頁)と沖縄の独自性を指摘している。

先行研究においても、沖縄が歴史的に里親制度の先進県であり、その要因も含め沖縄独自の展開があることが分かる。

4-6 近年の社会的養護、沖縄県の里親制度ファミリーホームの状況

4-6-1 都道府県別の里親等委託率

近年の社会的養護の状況を見る。図2は社会的養護における都道府県別の里親等(里親、ファミリーホーム)委託率である。2012年の委託率において、沖縄県は31.6%であり、全国平均の13.6%を大きく上回り、全国で二番目に高いことが分かる。

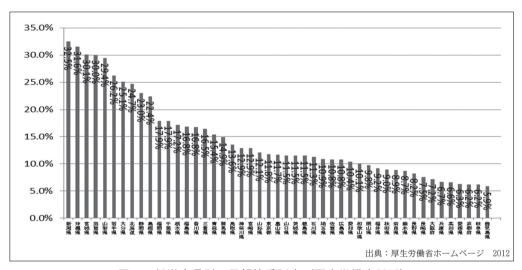


図2 都道府県別の里親等委託率(厚生労働省2012)

4-6-2 沖縄県、全国の里親、ファミリーホームの推移

いる児童数が3倍近く増加している。

また、表2は沖縄県と全国の里親とファミリーホームの状況の5年間の推移である。

里親については、全国では里親登録数が減少し、里親に委託されている児童数は増加している。沖縄県においては登録里親数が半減し、里親に委託されている児童数も減少している。 一方、ファミリーホームについては、全国、沖縄ともにファミリーホーム数、委託されて

これからのことから、里親については、全国では登録里親数の減少と委託児童数の増加が

みられ、里親あたりの委託児童数が増えていることが予想される。一方、沖縄では里親登録、 委託児童どちらも減少している。また、ファミリーホームについては、全国、沖縄ともに増加していることが分かる。

		沖	縄	県					玉	
年度	登 録 里親数	児委れ里 電託いる 数	里親に委託さ	ファミ	ファミリー ホーム できれる 児童	登	児委れ里 がさる数	里委れ児 にさる数	ファミ	ファミリー ホームれて 新 る 児 数
2007	246	75	122			7,882	2,453	3,424		
2008	138	7.	121			7,934	2,582	3,633		
2009	116	75	124	3		7,808	2,727	3,870	53	219
2010	125	6'	7 106	3	16	7,180	2,837	3,836		497
2011				10	44	7,669	2,971	3,876	145	686

表2 沖縄県、全国の里親、ファミリーホームの推移

「福祉保健行政の概要」沖縄県福祉保健部 各年度

「平成21~23年度版 児童相談所業務概要」沖縄県福祉保健部 青少年児童家庭課 各年度

所管する厚生労働省は、里親、ファミリーホームといった家庭的養護の拡充を示唆しており、「子ども子育てビジョン」(2010年1月閣議決定)で2014年度までに里親等の委託率を16%(2013年3月現在13.6%)に引き上げることを掲げ、「社会的養護の課題と将来像」(2011年7月)では、今後10数年で家庭的養護の委託率を30%に引き上げる目標を示している。

厚生労働省の方針、統計の推移からも今後、家庭的養護の拡充、中でもファミリーホーム が広がることが予想される。これまでに里親制度が普及している沖縄においてはその傾向が 予想される。

4-6-2 ファミリーホーム訪問

2013年2月、3月に沖縄県内のファミリーホームを訪ねた。沖縄県のファミリーホームは、夫婦、持ち家での運営が基本である。訪ねたファミリーホームは自宅を改修し、夫妻と補助員(親せき)により運営され、小中学生が5名暮らしている。里親を始め、委託される子どもが増えたことからファミリーホームへ移行したという。

以下、テーマに分けて紹介する。

一ファミリーホームの長所を教えてください

「養育者として夫婦がいて、そこにもう一人が入るところがいいですね。三人目(補助員) の役割が大きいと思っています。(略)夫婦だけでは難しいこともあるから、三人目の視点 があると助かるね。

[「]社会的養護の現状について」厚生労働省ホームページ 2012

[「]里親制度等について」厚生労働省ホームページ 2011

三人目の大人の存在が重要であり、ここでは夫婦でも他人でもない立場の親せきにお願い している。

「沖縄は親せき付き合いが人間関係の基本じゃないかな。沖縄の家庭的な雰囲気で育てるには、親せきまで含めたものだと思うんですよ。シーミー、お盆、親せきの行事には連れてって、『あんたのいとこだよ』って、一緒に遊んでね。」

そして、補助員にも謝礼が出るなど、仕事として関われることが制度として重要であるという。また、ファミリーホームを支える外部環境として地域があるという。

「(里親を) 始めるまでは近所付き合いはほとんど無かったけど、ここのことを近所に伝えてるから、『あの子はここの子だねえ』って分かるんじゃないかな。(略) PTAの仕事を引き受けたり、学校とのつながりも作るようにして、(子ども達に) 部活をやるように言いますよ。学校は学校の目で、私たちは私たちの目で見るからね。全部を抱え込んだらダメですよ。」

─5,6人の子どもが一緒に暮らすことに特徴があるように思うのですが。

「考えたことなかったな・・・。私も5人きょうだいで育ったし、近くも5人6人のきょうだいで一緒になって遊んでいたからね。自然なんじゃないですか。(略)喧嘩があっても誰かが醒めた目で見てるから。逆に子どもが少ないと、べったりで親も大変じゃないかな。」

ご自身の育った沖縄の家庭環境や地域の環境とファミリーホームの養育環境は近いものであるという。また、難しかった事例として、措置変更になったケースがあったが、後日子どもから電話があったという。

「何かあった時、電話をかけてくれるのは嬉しかったですよ。心のどこかに、ここのことがあったんでしょうね。(略)全国のファミリーホームがネットワークを作って、(ファミリーホーム) 卒業生の駆け込み寺みたいな機能があったらいいと思いますよ。卒業後 (18歳以降)のことは課題ですね。」

ファミリーホームの成果は、巣立った子どもの姿にあるという。その意味でも継続的なサポートの必要があり、児童相談所との定例会も開催しているという。

親せきを含む大人と、5,6人の子どもが生活し、地域とともにあるファミリーホームのあり方は、新たな試みでありながらも、環境としては過去の子育てを再現しているとも考えられる。

ファミリーホームに掲示されていた子どもの文章も紹介する。

「おじさんへ

まいにち、あさごはんを作ってくれて ありがとうございます。 ねむたくてもがまんして作ってくれて ありがとうございます。 これからもよろしくおねがいします。ありがとうございます。」

4-7 まとめ

沖縄戦の影響、施設不足、アメリカの統治、戦後の貧困が子どもに及ぼした影響、そして、島マスに代表される民間での取り組みと「但し書き規定」といった法的な後ろ支えも確認した。更に、鳩間島にみられるような島(地域)全体での取り組みも確認した。つまり、沖縄を取り巻く社会状況と、沖縄に元々あった島(地域)の共同性に根差した取り組みが里親制度の沖縄的な展開を進めたと考えられる。

そして、近年始まったファミリーホームの取り組みは、沖縄にマッチした形で展開する可能性を垣間見た。この取り組みが広がることは核家族化、都市化といった家庭や地域の変容と子育ての問題に一石を投じるものであると考える。

また、本稿の課題はファミリーホームを卒業したあとの子どもたちの居場所を考察できなかったことである。子どもたちが社会で自立することは大きな課題である。今後の研究課題としたい。

5 おわりに

以上の研究論文をもとに、相互扶助、互恵的関係を基本とする非血縁的環境の二重、三重のセーフティーネットを作っていく構想や、生きる上で困難を抱えた子どもの居場所として「拡張型家庭」(家庭的要素を拡大した生活環境)のようなものが可能なのか、が今後のテーマとしたい。

また、これからの課題について既に多様な形態が生まれ、実践されていることが明らかになったと考えている。

引用文献・参考文献・資料

2 「不登校児童生徒の居場所」 に関する参考文献・資料

「リーディングス日本の教育と社会 第8巻 いじめ・不登校」伊藤茂樹編 2007年 日本 図書センター

「不登校対応ガイドブック」 斎藤万比古編 2007年 中山書店

「不登校への対応の在り方について」文部科学省 2003年 文部科学省ホームページ

「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省 2010

年 文部科学省ホームページ

「平成23年度 スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領」文部科学省 2011年 文 部科学省ホームページ

「スクールカウンセラー等活用事業費補助(拡充)」 文部科学省 2007年 文部科学省 ホームページ

3 「開かれた共育への模索 ~ハンセン病回復者の家族~」に関する引用文献 「ハンセン病だった私は幸せ 子ども達に語る半生、そして沖縄のハンセン病」金城幸子 2007年ボーダーインク

参考文献

「沖縄の特殊教育」沖縄県教育委員会 1983年

「第29回全国中学生人権コンテスト作文集 沖縄県大会」沖縄地方法務局・沖縄人権擁護 委員連合会

「初期心的現象の世界 理解おくれの本質を考える」村瀬学 2007年 洋泉社

4 「沖縄の里親の歴史とファミリーホーム」に関する引用文献

「島マスのがんばり人生 基地の街の福祉に生きて」島マス先生回想録編集委員会 1987年 「里親制度の実証的研究」 松本武子 1991年 建畠社

「沖縄県里親会20周年記念誌」 沖縄県里親会 1992年

「沖縄県における児童養護と里親制度」牧園清子 1993年 松山大学論集

「戦後沖縄児童福祉史」沖縄県生活福祉部 1998年

「波涛を越えて 竹富町立鳩間小学校創立百周年記念誌」鳩間小学校創立百周年記念誌編 集委員会1997年

参考文献、資料

「沖縄・戦後子ども生活史」野本三吉 2010年 現代書館

「ファミリーホーム開設・運営マニュアル」土井高徳 2010年 福村出版

「社会的養護の現状について」厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018h6g-att/2r98520000018h17.pdf) 2010年

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01. pdf) 2012年

注

- 1. 「沖縄の特殊教育」(1983) 408-409頁
- 2.「第29回全国中学生人権コンテスト作文集 沖縄県大会」(2009) 1~2頁

「ハンセン病だった祖母は幸せ」 沖縄市立沖縄東中学校3年 金城光彩

私の祖母は猪突猛進。(略)とりわけ家族に囲まれた時の祖母はとても幸せそうです。そん な元気で明るい祖母ですが、実は辛い過去がありました。祖母は昔、『ハンセン病』という病 気でした。(略)祖母は、ハンセン病だった頃の事を時々、私に話してくれます。そしてよく、 「ハンセン病でよかった。」と言います。(略) 祖母の母が当時らい病と呼ばれていたハンセン 病にかかっていたので、祖母が1歳の頃(略)らい病だった母親と別れさせられたのです。(略) 寂しかったに違いありません。その後、祖母は様々な家を転々としました。(略) 薄暗くて狭 い部屋でずっと一人きりでした。何年か経ち、愛楽園に再び隔離された中学生の祖母はこう考 えました。「私はずっとこの狭い世界でしか生きていけないのか。それなら、夢や希望なんて 持てない。もう死んでしまいたい。| 祖母は海辺の大きな岩に登り、自殺を試みました。(略) 今、私はその頃の祖母と同じ年齢です。しかし、こんなに重く深く悩んだことは一度もありま せん。どれほど辛い状態だったのでしょう。しかし祖母は、そんな真っ暗な世界から新たな希 望を見つけ出しました。それは高校進学の夢です。祖母は親友と船で本土に逃れ、高校に見事 合格し、無事卒業しました。その後就職、結婚。3人の子宝にも恵まれました。(略)時が過ぎ、 祖母達ハンセン病患者に転機が訪れました。それは2001年のことです。らい予防法撤廃の裁判 に見事勝訴したのです。(略) けれどもその時祖母は58歳。人生の半分以上を差別と偏見の中 で生きてきました。そんな人生は普通に考えると「かわいそう」と思われるかもしれません。 しかし私は、祖母と話すたびに「ハンセン病で良かった」という気持ちが伝わるのです。ハン セン病で辛い思いを体験したからこそ、人の心の痛み、命の大切さやありがたさが分かりまし た。(略)辛かったけれど、大切な心を手にする事ができた祖母は本当に幸せだと思います。(略) ハンセン病のことをただの悲しくて遠い昔話だと思わないでください。(略)身近から少しで も差別や偏見を減らそうという気持ちで毎日を過ごしてください。そして、その気持ちを行動 に移してください。すると、世界が変わり、大切な心が持てると思います。

- 3. 「ハンセン病だった私は幸せ」(2007)
- 4. 「初期心的現象の世界」(2007) 154頁
- 5. 保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として社会的に養護を行うこと。対象児童は全国で約45,000人である。(「社会的養護の現状について」厚生労働省 2012) また、社会的養護には児童福祉施設による「施設養護」と里親やファミリーホームによる「家庭養護」がある。
- 6. 2009年から始まり、正式には「小規模住居型児童養育事業」という。第2種社会福祉事業として位置づけられ、5,6人の子どもを家庭的な環境で養育するものである。養育者は資格要件が定められ、一つのファミリーホームに3名以上である。
- 7. 2012年3月における社会的養護における里親委託率は31.6%。(「社会的養護の現状について」 厚生労働省 2012)
- 8. 「戦後沖縄児童福祉史」(1998) 87頁

9. 「戦後沖縄児童福祉史」(1998) 88頁

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会(以下、編集委員会とする)がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員(学内所員および特別研究員)、 および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論 文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告(現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など)
- (5) 実践研究報告
- (6) その他(書評、資料紹介、翻訳など)

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、(1)メールまたは(2)郵送で提出する。

- (1) メール:電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵 送:記録媒体 (CD、USB等) および印刷された原稿2部に投稿票を添付して 送付する(当日消印有効)。

5. 原稿の締め切り

毎年、5月末日及び11月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 查読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、本研究所ウェブページにおいて、PDFファイルで公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 原稿送付先

〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』編集委員会宛 (tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chiken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語

原則的に日本語または英語とします。

2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

- 3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
 - (1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨(150字)を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

(2) 要約

和文の論文には和文要約(600字程度)および原則として英文要約(600語以内)をつけて下さい。

英文の論文の場合には英文要約(200語程度) および和文要約(1,200~2,600字程度) をつけて下さい。

(3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3~5語のキーワードを明記して下さい。

(4) 原稿の種類と長さ(和文)

400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。

- ・「論文」:40~70枚+要旨(150字)+要約(600字程度)+キーワード(5つ程度)
- ・「研究ノート」「判例研究」: 20~50枚+要旨(150字)+キーワード(5つ程度)
- ・「調査報告」「実践研究報告」:20~30枚+要旨(150字)+キーワード(5つ程度)
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など:10~20枚+要旨(150字)
- (5) 原稿の種類と長さ(英文)
 - ・「論文」: 7,000語以内+要旨(40語)+要約(200語程度)+和文要約(1,200~2,600 字程度)+キーワード(5つ程度)
 - ・「研究ノート」「判例研究」:5,000語以内+要旨(40語)+要約(150語程度)+キーワード(5つ程度)
 - ・「調査報告」「実践研究報告」: 3,000語以内+要旨(40語)+要約(100語程度)+キーワード(5つ程度)
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など:2,000語以内+要旨(40語)

4. 書 式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

- (1) ワープロソフトはMS-Wordに限定します。
 - ・用紙: A4 (横書き)。各頁には、通し番号を明記して下さい。
 - ・余白:上下左右すべて20mm
 - ·行数×文字数:40×40 (1,600字)
 - ・フォント:和文はMS明朝 (10.5ポイント)、欧文はCentury (10.5ポイント)
- (2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約(原則)、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。.。() = などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1)のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年(1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
 - メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口(1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典)厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名(発表年)」を記して下さい。 文献リストは、著者名(五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、 雑誌名、出版社名、巻号:所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名 を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して 下さい。

8. 校 正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

147 EEE 45 EE		
※原稿番号		

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日	:	年	月	日
		※は編集	集委員会	記入

著者名 (連名の場合は全著者について) ①日本語	
②英 語	
表 題 ①日本語	
②英語	
キーワード (5 語程度) ①日本語	
②英 語	
文字数(図表、注、文献リストを含みます。要旨、	
原稿の種分け (著者希望)	著者連絡先
1. 論 文	住所:〒
2. 研究ノート	
	IT A
3. 判例研究	氏名:
4. 調査報告	Tel: Fax:
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
5. 実践研究報告	E-mail:
6. その他()	
	E-mail を執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の
著者名:	
_	
(1)	
②〒	
3	
著者名:	
②〒	
3	
(注) 1) 原籍は執筝更頂にしたがって 作成してく	ナンナル

- (注) 1) 原稿は執筆要項にしたがって、作成してください。
 2) 原稿は印刷されたものを2部作成し、記録媒体(CD、USB等)、本投稿票とともに下記へ送付してください。
 送付先:〒902-8521 那覇市国場5555 沖縄大学地域研究所 紀要編集委員会
 Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chiken@okinawa-u.ac.jp

編集後記

沖縄大学地域研究所『地域研究』第12号をお届けいたします。今号より新しいサイズ・装丁となりました。

今号では、沖縄の子どもをとりまく状況、離島、高齢者、また、女性や若者の状況、土地所有の問題など、具体的な人びとの生活に密接に関連した諸問題に焦点をあてた論文や研究ノートが掲載されています。別言すれば、「地域研究」の視点は、まさに人びとの「生活圏」の趨勢に当てられているということになるでしょう。ご寄稿くださいました方々に心より感謝申し上げます。

「生活圏」とは、身近でローカルな社会やコミュニティを指すと同時に、今日の沖縄にとっては、沖縄や琉球諸島に隣接する諸地域との関係も含めて、より広い地域=リージョン=アジアの人びとの生存にかかわる領域・空間も当てはまるでしょう。島嶼領有権問題などに見るように、沖縄を取り巻く国際政治の困難な問題を解くためには、「国家」を中心とする視点だけでは不十分で、「国家」の外交的軍事政治的問題に留まらず、国境地帯に生きる人びとの「生活圏」の問いを踏まえない限り、根本的な解決には至らないでしょう。

今号に掲載されている「半世紀間の沖縄思想史における問題意識の転換 – 新崎盛暉との対話」のなかで、新崎盛暉氏は、中国・台湾の研究者および学生たちと対話しながら、非常に示唆的に、次のように述べています。

『国家という枠組みを超える』ということは、自分がどこの国家に属しているかという視点ではなく、今後の時代趨勢を考慮する、ということです。(中略)つまり、沖縄も台湾も大国間の中で自分の活路を見出す努力をしています。大国とは違う方法で自己の平和を創造することを選択する。私はこのことが実現可能であると信じています。

沖縄の視点で、「生活圏」の視点で、人びとの視点で、どのようなやり方で平和の「活路」を見出すことができるのか、そこからどのようにして「国家」や「国際政治」に影響を与えていくのか、こうした視点は、構造変動の激しい世界のなかで、今後ますます重要になっていくのではないでしょうか。

(若林千代)

『地域研究』 No.12

編集委員長 田里 修 (沖縄大学・地域研究所所長)

 発
 行
 日
 2013年9月

 発
 行
 沖縄大学地域研究所

〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555

電 話 (098) 832-5599 FAX (098) 832-3220

E-mail: chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷·製本 株式会社 国 際 印 刷

〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9

電 話 (098) 857-3385 FAX (098) 857-3892

E-mail: kokusai@herb.ocn.ne.jp



Regional Studies No.12

